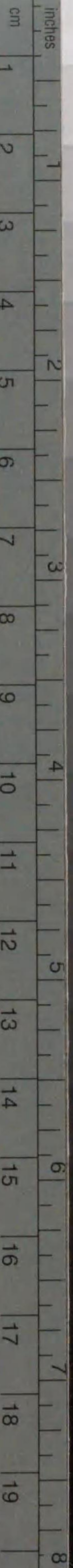


Kodak Gray Scale



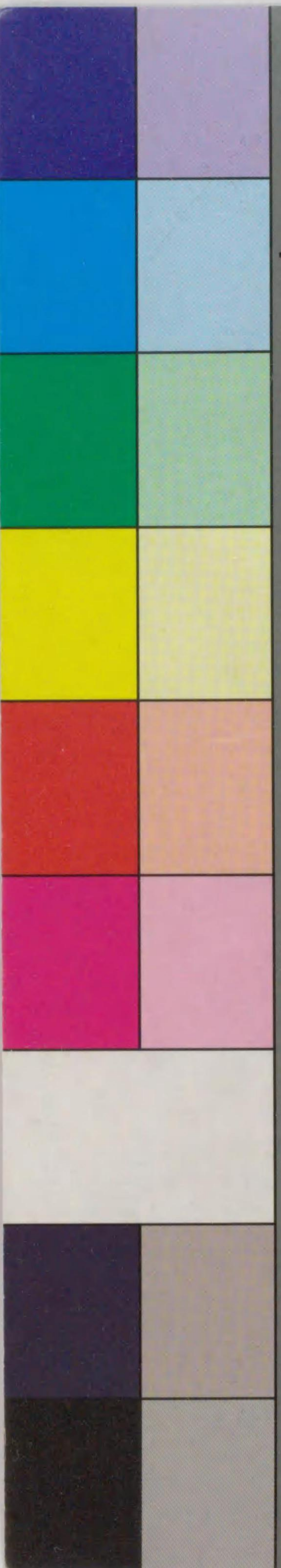
© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



© Kodak, 2007 TM: Kodak

667-146



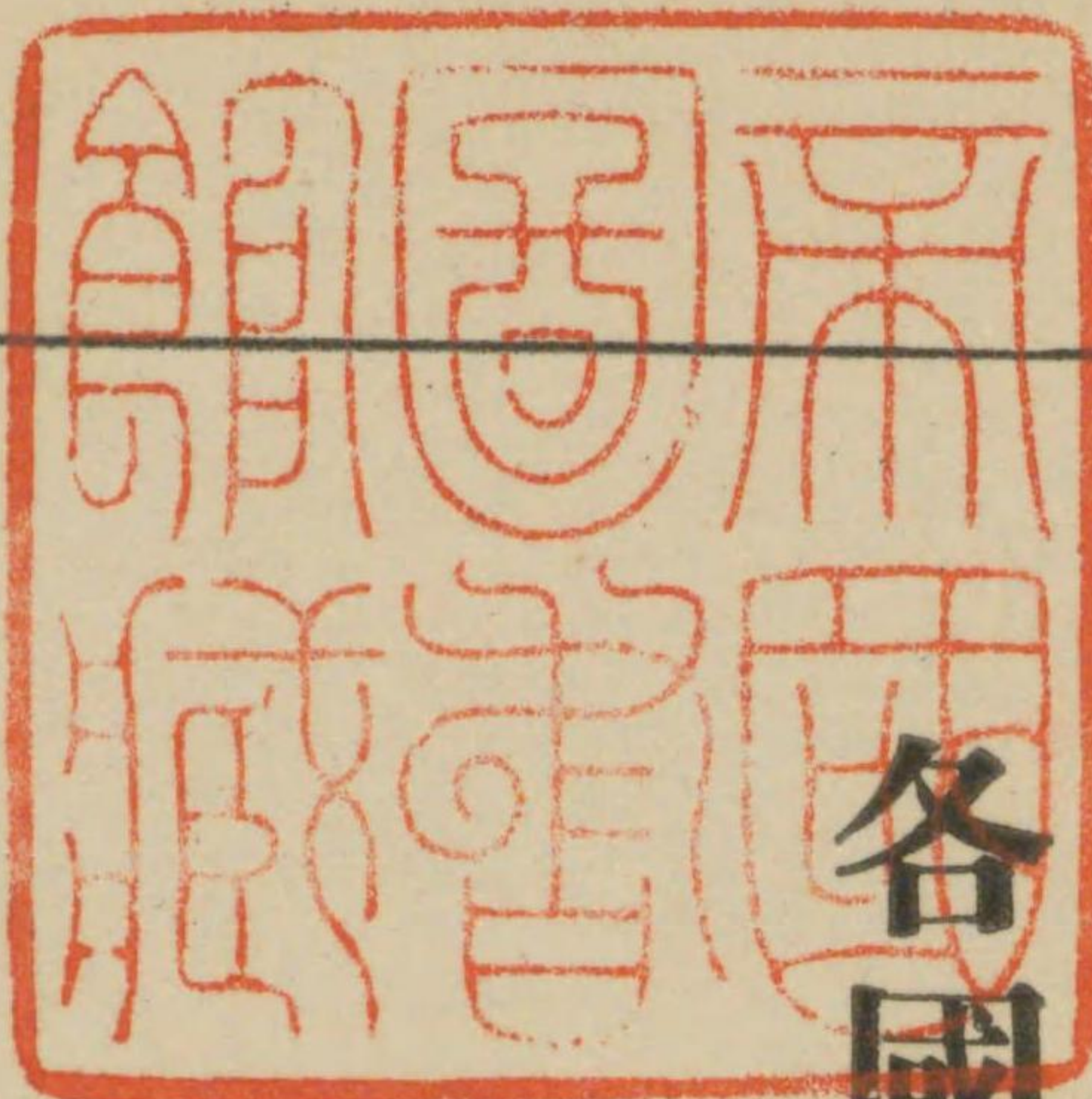
1200501574465



681

商工省貿易局特輯

各國輸入關係手續要覽



發行所
內外商工時報發行所



667-146

凡 例

一、本編は各國に對し貨物を輸出するに當り、並に各國に於ける貨物の通關に際し、通常必要とすべき事項、乃至特に注意すべき事項、又は参考となるべき事項を、各國別に系統的に分類輯録し、以て當事者の取引上の参考に資せむとしたものである。

一、本編の調査資料は當局に於て豫て蒐集せる各國現行關稅並輸出入法規を基本とし、右に配するに外務省並に當省の在外通報機關の調査報告を以てしたものであるが、尙本邦駐在各國領事館の査報を煩はしたるものも少なく其の他、之に關する内外諸般の出版物をも遍く涉獵して能ふ限り必要なる資料を取り容ることにした。

一、通關用書式に付ては、各國領事館、稅關其の他に一定の印刷せる書式ありて當事者は之が下附を受け單に之に必要事項を書き込むのみにて特に作成する必要

なきものは大部分省略した。

一、輸入關係手續は各國共最近其改廢極めて頻繁であり、且つ之が適當なる資料の蒐集は事實甚だ容易ならざる爲に國に依つて或は精粗を生じ、豫期の如き成果が得られなかつた事は遺憾であるが、之が完璧は他日の補遺に待つ事としたい。

昭和九年九月三十日

貿易局貿易課に於て

春原安雄識

目次

一、東洋及南洋諸國	一
中華民國	三
佛領印度支那	二六
蘭領東印度	四四
比律賓	五
暹羅	六
海峽殖民地	六
英領印度	七一
錫蘭	七
彼斯	八〇
パレスタイン	八四
シリヤ	九六
濠洲	一〇一
新西蘭	一二三

二、歐洲諸國

英	國	二七
佛	蘭	二九
獨	逸	三四
伊	太	三六
白	耳	三六
和	蘭	一四〇
瑞	西	一四二
瑞	西	一四二
波	蘭	一四三
瑞	典	一四七
諾	威	一四八
葡	牙	一四九
ラ	ト	一五〇
蘇	聯	一五三
ユ	ー	一六四
埃	太	一六六
利

三、アフリカ諸國

芬	蘭	一六八
丁	抹	一六九
西	班	一七一
サ	イ	一七七
土	耳	一七八
羅	馬	一九〇
勃	牙	一九一
致	須	一九三
希	臘	一九四
三、アフリカ諸國	一九七
埃	及	一九九
南	阿	二〇〇
エ	チ	二〇〇
西	英	二〇二
ケ	ン	二〇三
ア	ル	二四七
チ	ユ	二四九

スーダン

二五二

四、北米諸國

二五三

合衆國

二五五

加奈陀

二八一

五、中米諸國

三〇三

墨西哥

三〇五

巴奈馬

三一一

コスタリカ

三三七

ニカラガ

三三〇

玖馬

三三三

グアテマラ

三三九

ハイチ

三四一

ホンジュラス

三四三

サルバドル

三四五

ドミニカ

三四七

六、南米諸國

三四九

伯刺西爾

三五二

亞爾然丁

三五四

智利

三五九

秘露

三六四

哥倫比亞

三九七

ヴェネズエラ

四〇五

エクアドル

四一一

ボリビア

四一四

ウルグアイ

四一六

パラグアイ

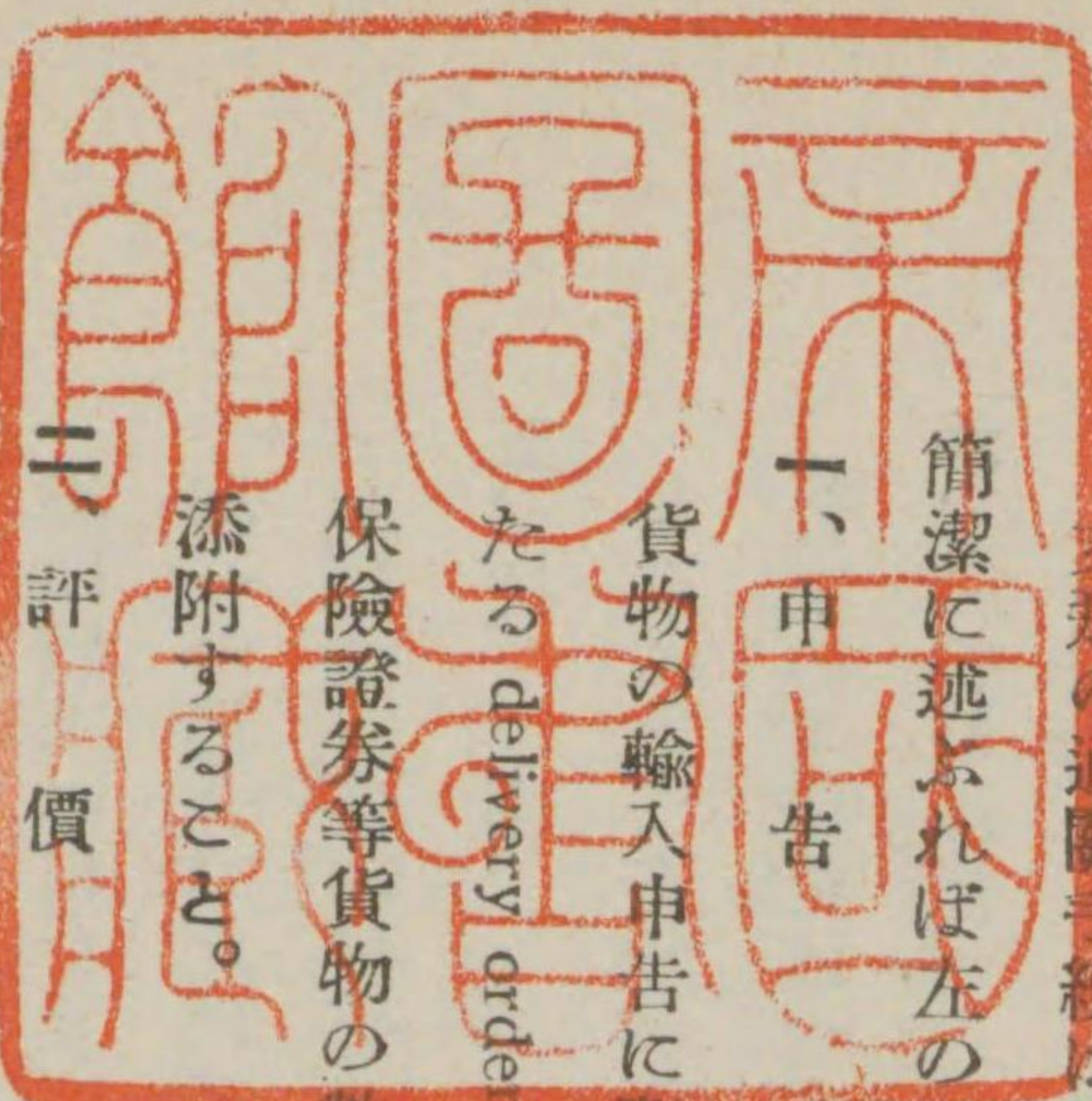
四一八

東洋及南洋諸國

中華民國

通關手續上の注意事項

支那の通關手續は同國海關總稅務司署出版に係る「海關法規彙編」中に詳細纏められて居るが、其の要點に付簡潔に述べれば左の通りである。



一、申告
貨物の輸入申告に際しては必要事項を詳記せる輸入申告書二通に、船荷證券又は船舶代理人に依り裏書せられたる Bill of Lading、輸入稅率附屬假規程（後記參照）に依り要する送狀及其の他書類例へば契約書、爲替手形、保險證券等貨物の數量及價格を證明するに足る材料並びに領事送狀及貨物の品質に應じ見本、繪畫、型錄等を添附すること。

二、評價

稅關にて不合理なる價格修正を要求せられたる時は、自己申告價格の正當なるを裏書するに足る左記の如き材料を蒐集し之を提出すること。

- イ、日本内地市價を證明するに足る市場日報、商況月報カタログ、價格表、新聞、雜誌等。
- ロ、支那の輸入地市場に於ける右同斷のもの。
- ハ、同種日本品間に於ける品質等級別價格乃至見本。
- ニ、同種外國品との比較に資する爲外國品等級別價格乃至見本。

三、書面の往復

通關に際し申告者と税關當局との間に交渉せられたる意見乃至協定事項にして問題解決に重要な性質のものは必らず其都度書面に認め提出し(税關員に確めのメモを要求せらるるものもあるが税關にては普通之を爲さない)其コツビーも必要に應じ在上海本邦商務官事務所、會議所、同業會等にも出し参考に資すること。

四、泣寝入り

荷物の引取を急ぐ場合或は税金額少額の故を以て無理なる評價に服し納税せらるることは、他同業者に迷惑を掛け將來に累を及ぼすこととなるから絶対に避け一時保證金を入れ貨物引取りを爲すこと。

萬一の都合で之に服する時は税關宛書面を以て該査定に満足出来ないこと、又後日の取引にも影響ある故税關として充分調査せられんことを希望する旨申入れ後日交渉の餘地を存し置くこと。

五、抗議

我方に於て充分の理由あるものは輸入税率附屬假規程第五項(後記参照)に據り正式抗議をなすこと、斯かる場合豫め事情を述べ在上海本邦商務官事務所へ相談せらるれば適當の援助が得られるであらう。

六、一般の注意

- (イ) 故意か不注意に依り送状の形式不完全なものがある。本邦商送状の信用を失墜する所以であるから品名、數量、荷造り、個數、諸掛り等詳細に抄り遺漏なきを期すること。(後記チャリー氏の注意事項参照)
- (ロ) 内地との往復電信、手紙、契約書、市況報告等も平素用意し置くこと。
- (ハ) 税關との重要交渉に際しては一係員乃至支那人通關クラークに一任せず、責任者可成自ら之に當ること。
- (ニ) 棧橋倉庫等に於ける税關派出員に對し金品の贈物は可成避け、特に問題が紛糾した後に至つて之を爲す

様なことは却つて惡結果を招くこととなるから注意すべきである。

(ホ) 輸出入貨物に對する市價調査の如き同業會等團體にて取纏め平素より出來れば定期的に税關へ提出し價格査定に資すること。

従つて又或種の商品に付ては向後何ヶ月間適用すべき評價價格を同業會及税關間に於て協定することが肝要である。

其の他の通關手續及支那向輸出の參考資料として左に「輸入税率附屬假規程」、「商品見本及廣告物の輸入税」及「領事送状」を前記海關法規彙編第五章中より抄譯し其後の改訂を加へて掲げることとした。

輸入税率附屬假規程

【第一條】

第一項 從價税率を適用せらるる輸入品の課税價格は輸入港に於ける該貨物の卸賣市價を基礎として決定すべし。各種の通貨に依り表はさるる右卸賣市價は公定換算率に依り海關金單位に換算せられたる場合課税價格より次の額だけ高きものと看做すべし。

(イ) 該貨物の輸入税額及

(ロ) 該貨物の課税價格の七分

課税價格算出の公式は次の如し

卸賣市價×100

100+輸入税率+7

例

海關金單位6×100

海關金單位6000

100+12 $\frac{1}{2}$ +7

119.5

=海關金單位50.21=課税價格

第二項 輸入者に貨物の価格を通知する真正の送状(製造者の送状を含む)は該輸入者に於て其の正當なることを證明したる上輸入申告書と共に提出すべし。運賃保険料及一切の諸掛は之を明示すべし。

第三項 若し貨物が關稅納付申告書を關稅に提出する以前に賣却せられたるときは右真正の契約書も亦該申告書と共に提出すべし。

第四項 送状及契約書は價格の證據と看做さるべし。但必ずしも決定的の證據と看做されざるべく且此點に關する解釋は關稅の權限に屬す。稅關當局者は送状及契約書の提出を要求する外貨物の正確なる課稅價格を決定する爲一切の有効なる方法を自由に採用することを得。右方法中には貨物の評價に關係ある他の書類の檢閲、賣買當事者雙方の證明せる詳細なる賣渡勸定書の要求、商店帳簿の檢閲、貨物の檢査及必要なる審問を行ひ且つ私的援助を受くることを包含す。既に稅關に支拂ひたる輸入濟の貨物に對しても海關は商店の帳簿を檢閲するの權利を保留す。

第五項 輸入者若し輸入貨物の評價若し類別又は之に對して査定せられたる稅額若し手數料に關し稅關の裁定に不服あるときは稅關納付申告書又は其の他の申告書の提出後二十日以内に不服の理由を明示したる文書を以て稅關長に對し異議を申立つることを得。輸入者は(稅關の酌量に依り)該事件決定以前に於ても關稅の全額及稅關の請求することあるべき追加税を支拂ふに足る金額を供託して右商品の引渡を受くることを得。稅關長は異議の申立ありたるときは其の後十五日以内に自己の裁定を再審すべく且若し該異議を理由なしと認めたるときは該事件を總稅務司に移送し關稅訴願審査委員會の審査裁定に附する爲關稅署に提議せんことを申請すべし。

第六項 關稅訴願審査委員會會議中手續等に關して生ずる問題は多數決を以て決定すべし。同委員會の多數に依る最終決定は事件を關稅署に提出したるときより十五日以内に(休日を含まず)同署の認可を経て宣告せらるべきものにして且拘束力を有すべし。

第七項 貨物の評價より發生したる爭議に關し該委員會が右貨物の正當なる價格が異議申立者の初め納稅の基礎として申告し

たる價格より二割(又はそれ以上)高しと決定したるときは稅關當局者は關稅全額の外に通稅を計りたる稅率の十倍を超えざる追加税を課するを得べし。

其の評價に付爭議中の貨物が輸入に先ち賣却せられ而も該貨物の申告當時契約書の提出なかりしときは委員會の審問に際し價格の證據として提出せらるる右契約書は當該商人又は其の代理人に於て該貨物の輸入申告當時右契約書が輸入者の手に在らざりしことを明確に證明し委員會全委員の完全に首肯し得る場合に限り證據として取扱はるべし。貨物が輸入に先ち賣却せられ且右契約書が輸入の際稅關の檢閲より故意に隱匿せられたること證明せられたる場合には該問題は右事實に據り棄却せらるべし。

第八項 一切の申告書送状及契約書には次の聲明を記載し申告者之に署名するを要す。

「前記の事項及數字は正確なることを保證す」

第九項 本假規程は公布後直に效力を生ず。又告示を以て隨時改正すべし。

輸入稅率附屬假規程第一條第一項の卸賣市價に關する解釋

- 一、輸入稅率附屬假規程第一條第一項に掲けたる貨物の「卸賣市價」とは輸入申告の當日輸入港に於ける公開市場に於て該貨物か通常の卸賣數量にて普通連の商取引事情の下に自由に販賣せられ又は販賣せられべき平均價格を謂ふ。
- 二、輸入港に於て卸賣市價存在せざるときは中國の主要なる市場に於ける市價を以て課稅價格算出の基礎とす。
- 三、貨物にして其の卸賣市價か中國に於て求め得られざるか如き性質のものなるときは之か課稅價格は普通の場合實際のC・I・F價格に其の五分を加算したるものを以てす。
- 四、次の事由に因り貨物の卸賣市價又は其の實際のC・I・F價格か確め得られざる場合には該貨物に對する課稅價格は稅關之を決定す。

(イ) 貨物が單に賃貸借に係り又は其の使用權のみが賣渡若し讓與せられ其の所有權が賣渡若し讓與せられざりしとき。

(ロ) 貨物が特權使用料の負擔を有し而して其の特權使用料が不確定なるもの又は他の理由に因り價格評價上信頼し得ざるものなるとき。

(ハ) 貨物が代理店又は支店に販賣せらるるとき。

(ニ) 貨物が茲に規定せられざる他の特殊なる事情の下に中國に於て販賣せられ又は中國に輸入せらるるとき。

『第二條』

次の貨物は輸入税を賦課せらるることなし。

大麥、蕎麥、玉蜀黍、粟、燕麥、粳、米、裸麥、小麥、小麥粉

金銀地金及硬貨

白金(未製品)即ち塊、條、片又は板(厚さ八分の一時以上のもの)廢物及屑

書籍(印刷又は手記のものにして裝綴たるもの又は然らざるもの)但し電信用「コード」書、書畫教授用繪畫類「コピー」書及

小兒教授用音樂書を含む其の他の樂譜及事務用學校用並個人帳簿を除く

海關及地圖(暗寫地圖、實寫地圖、地球儀及例へは解剖學教授用の如き教育用模型及圖解を含む)

新刊新聞及雜誌

動物肥料

船舶の積荷全部又は一部無税品(金銀地金及外國貨幣を除く)にして其の他の貨物を登載せざるも該船舶は噸税を賦課せらるべし。

『第三條』

鹽の輸入は之を禁止す。

武器彈藥及各種軍需品の輸入は中國政府の請求に依る場合又は其の購買に對する適法免許を得たる中國人に賣渡す目的に出

たる場合を除くの外之を禁止す。税關は輸入者が必要なる許可を得たるの證據を有するまでは該物品の陸揚許可證を發給せざるものとす。本條の違反は關係貨物全部の沒收を以て之を罰す。

阿片及罌粟子の輸入は之を禁止す。

次に掲ぐる物品は資格を有する醫師、藥種商又は藥劑師が保證狀を提出して輸入する場合の外之を輸入を禁止す。

「モルヒネ」、「コカイン」及其の注射器、「モルヒネ」阿片又は「コカイン」を含有する戒煙丸、「ストヴァイン」、「ヘロイン」、

「タバイン」、「ガンヂア」、「ハッシッシ」、「バング」、印度太麻、阿片丁幾、「ラウダナム」、「コデイン」、「チオニン」並其の

他各種の阿片及「コカイン」誘導體、阿片粉

商品見本及廣告物の輸入税

左記規定は海外より輸入せらるる商品見本及廣告物の課税取扱に對して適用す。

第一項 無代頒布用の廣告物にして廣告物にして廣告以外使用價值なく又商業上の價值なきもの(型録、小冊子、旗、紙ポスター類)は無税通關せらるべし。

第二項 襪衣、シングレット、長靴等の製造家の見本にして着用不能の程度に切斷したるもの、

各種の絲にして眞正の見本たるもの、

反物及リノリウムにして切斷し商業上の價值なきに至らしめたるもの、

葉煙草、棉花にして適當數量を小包にし眞正の見本たるべきもの、

右は無税通關せらるべし。

第三項 廣告用以外使用價值ある廣告物、例へば「カレンダー」、日記帳、扇、磁器、硝子器、吸取紙、「メニューカード」、鉛筆、「パイプ」、「ペンナイフ」、萬年筆等、瓶入又は包装したる藥品類、各種電氣版、小瓶入ブラン

デー、ウイスキー等、柱時計、懐中時計、像、花瓶、道具、玩具等、及小包装の各種見本例へば染料、塗料、齒磨、髻刺クリーム、

右は無代頒布用たるを否とを問はず各品種に該當する輸入税を課せらるべし。

第四項 有税見本にして豫め六ヶ月以内に再輸出すべきものなるときは輸入に際して其旨を記載せる申告書を提出することを得。然るときは該貨物は検査の後輸入税をカバーすべき保證金を供託の上輸入を許可せらるべし。右に對する假請取證は税關之を發給す。

六ヶ月の期限満了に際し右有税見本の一部が殘留し、殘部が海外に再輸出せられたる場合、殘留部分に對する税額は供託金より控除し、差引殘高は返還せらるべし。

右六ヶ月の期間は税關の任意に於て延長せらるべし。但し延長期間は六ヶ月を超ゆることを得ず。

領事送狀

輸入税率假規程に特記せる證書以外、支那に輸入せらるる總ての貨物にして價額支那貨二百弗を超ゆるものは積出港又は最寄地に於ける支那領事の發給する領事送狀を添附することを要す。但し税關は課税上の目的の爲に領事送狀に明示せられたる價額其の他に關する事項を承認する義務なきを注意すべし。現行領事送狀發給規則は左の如し。

第一條 本規定施行の日以降支那に輸入せらるる價額支那貨二百弗を超ゆる貨物には郵便小包及海關免稅品を除き總て輸出地又は最寄地に駐在する支那領事の發給する領事送狀を添附すべし。

一 商品に對する領事送狀の要否を決定する爲に支那貨二百弗を百十金單位と同額と看做し之に依る右評價はF・O・B價額に依る。

但し日本内地、朝鮮、臺灣其他日本領土よりの輸入品は例外とし其標準を百十金單位とせず支那貨二百弗とす。

註、右領事送狀査證額銀二百元の換算率に就て、支那海關に於ては日本の對米爲替と金銀比價の變動とを考慮して隨時換算率を變更するから、外交部が三ヶ月に一回各領事館に換算率を通牒するものとは事實上に於て相違を生じ假令日本内地に於ては銀二百元を超ゆるものとして領事送狀を發行しても上海税關では銀二百元以下のものとして送狀提出を要求せざる事となる場合もあり、又之と反對に領事館の査證額にては二百元以下として領事送狀を要せざるものが、着港に於ては銀二百元を超過し領事送狀の提出を要求するが如き場合もある。

二 旅客の小荷物は商品に非ざる場合に於ては二百弗を超ゆるも領事送狀を要せず。

三 貨物が支那の一仕向地の一荷受人に發送せらるる場合に於ては支那に到着後分割され一部他港に輸送せらるるとも領事送狀一通にて足る。

註、領事送狀はF・O・B價額支那貨二百弗を超ゆる貨物の各船荷證券毎に一枚添附するを要す。本規定を見落したる商人に對しては海關に於て追加代用送狀を發給し、査證料及追加代用送狀に對する罰金を徴收するものとす。

同船便にて同一荷受人へ積出さるる貨物のF・O・B價格合計國幣二百元を超過するものは之に對し價格二百元又は二百元未滿の貨物毎に分割して二枚以上の船荷證券を發行せられたる場合と雖も領事證明送狀を添附することを要す。

四 大連を經由して支那海港に入る外國貨物には領事送狀を添附すべし。關東州租借地の生産品なる場合は、荷受人は税關に對し五金單位を支拂ひ領事送狀の發給を申請すべし。但し罰金を科せらるることなし。

第二條 前條の領事送狀フォームは最寄支那領事館より入手することを得。商人は必要事項を記入の上責任者に

於て署名し輸出地又は最寄の地に駐在する支那領事に提出して證明を受くべし。

第三條 領事は送状記入の各事項を檢査したる上證明を爲すべきものとす。領事に於て賣買契約書、商業送状其他の書類を必要とするときは商人之を提出すべし。

第四條 領事送状は三通を以て一組とし正本一通は白色、副本二通は黄色とす。正本は其發給領事館より商人に交付し荷受人は之が送付を受け税關に提出す。副本一通は領事館に保存し他の一通は領事館より毎月末一括外交部に送付す。

第五條 領事送状證明手数料は一組に付五金單位とし證明の際之を徵收す。

註、商人は希望に依り追加「コッビー」を要求することを得。此種追加「コッビー」は青色とし毎コッビー一金單位を徵收す。

第六條 省略

第七條 二人以上の輸入商に販賣又は二隻以上の商船に分割積込みたる貨物又は二港以上の地に輸入する貨物は同一領事送状に記載するを得ず。

第八條 貨物が目的地に到達したるときは荷受人は通關の際他の書類と共に領事送状正本を海關に提出し檢査を受くべし。

第九條 一九三三年九月一日より支那に積出さるる外國貨物の荷受人が輸入申告に當り必要なる領事送状を海關に提出すること能はざる場合に於ては、海外の支那領事館の發給せる送状番號を申告し得ると否とを問はず、荷受人は個々の領事送状に要する普通證明料五金單位の三倍に相當する金額を供託金として納付すべし。但し供託金納入の日より六ヶ月以内(註、從來は三ヶ月以内)に領事送状の原本を海關に提出次第供託金拂戻の

權利を得べく、之を履行せざる場合は海關にて代用送状を發給し該供託金は沒收せらるべし。(一九三三年八月廿四日附告示に依る修正)

第十條 省略

第十一條 省略

第十二條 領事送状の「フォーム」は外交部に於て作製捺印したるものを各領事館及海關に交付し使用せしむ。

第十三條 省略

第十四條 本規則は中華民國二十一年九月一日より之を施行す。(一九三三年九月一日)

上海税關副稅務司チャイリー氏の本邦輸入品送状に関する注意事項

上海税關副稅務司チャイリー氏は本邦品の支那輸入に際して税關に提出さるる送状が極めて不正確なる爲、税關と輸入申告者間に常に問題を惹起し勝ちものに鑑み、本邦當業者の注意を促がす爲最近右に關する意見を書面に認め當業者への傳達方を依頼せられたるを以て、其大意を左に譯出して参考に資することとする。

一、反物類

一般に貨物通關の爲支那海關に提出せらるる送状は不完全且つ不正確なるもの甚だ多く、特に日本より輸入せらるる反物類の送状に於て然りとす。今其缺點を指摘すれば左の如し。

1 重量の不正確

現行輸入税法に規定する如く毛織物は従量税なる處日本よりの送状には多くの場合全然重量を記載せざるか、又は單に外包及心を含む總重量のみを記載するに止まる爲、課税率を決定すべき一平方米内の「グラム」數字が不正確を來し其結果檢査に附せられ特別檢査料を徵收せらるることあり。故に輸出業者は毛織物の送

2 寸法の不完全
 状には三種の重量即ち外包及心を含む總重量、單に心のみを含む正味重量及び織物のみの正味重量を記載することを要す。此最後の織物のみの正味重量は一平方米内の「グラム」を算出する基準となるものなるが、右の重量を疋にて記載する時は重量換算の勞力を省き貨物の通關を簡捷ならしむる所以とす。

3 重量及寸法單位の誤記
 反物の送状には必ず其長さ及幅の寸法を記載するを要す。然るに日本よりの送状は屢々幅の記入を怠り或は長さを省略する例あり。反物の長さ及幅は共に課税の基準たる一平方米内の「グラム」重量を算出する要素たるを以て輸出業者は反物の長さ及幅を正確且つ完全に送状に記載すべし。

4 幅は織耳を含む
 一九三三年の輸入税法を「メートル」制に改めて以來重量は必ず「グラム」又は疋、幅及長さは必ず糶及米を以て記載すべき規定なる處、日本よりの送状は殆ど右の規定に従はず。重量は擔又は「カッティール」(catty)なることあり、或は封度及「オンス」なることあり。幅は吋及呎なることあり、長さは呎及碼なることあり。

5 單價表示の缺除
 斯くの如き重量及寸法の不正確は甚しき迷惑を及ぼすものにして正確なるものに換算する爲に多大の時間を要する次第なるを以て重量及寸法はメートル制單位に依て表示する様嚴守せられたし。

6 用語の誤謬
 一平方米内の「グラム」重量の正確を期す爲に織物の幅は其織耳を含むものとす。其反對に若し織耳を除外するときは税目の分類に變更を來すことあり。例之毛織物が「一四八糶(織耳を含む)×二八米、其重量が八〇疋にして一平方米内の重量一九三・〇五グラムなる場合に、一九三四年輸入税法に依れば百疋に付二・〇〇金單位なる處、織耳(八糶とす)を實際の幅より除外するときは、右織物は一平方米内の重量二〇四グラムとなる

を以て其税率は百疋に付一・九〇金單位となる。

右例は課税基準たる一平方米内のグラム重量を算出する上に於て幅に織耳を含ましめることの重要性を示すものなるが日本よりの送状は屢々此重要なる規定を無視せり。

7 術語の不當
 日本よりの送状は貨物の總價額を算定すべき基準たる單價に關し明確なる記載を缺き及び F.O.B 値段なるや C.I.F 値段なるや値段なるや全然不明なることあり。右の場合に於て該貨物が従價税品なるときは其送状は信頼するに足る證書と認むるを得ざるを以て税關は正確なる價額を知る爲に他の方法に依るの己むなきに至るべし。

8 織物の構成に關する説明の不備
 日本よりの送状は屢々全部日本語を以て記載せられ日付迄も日本曆を用ひられ、然も不正確、不充分を極む。税關に對し右の如き送状の提出は無効なり。故に送状は今後支那税關吏の了解し得る様英語を以て認むる要あり。

9 日本よりの送状には特種の織物、例之 woolen piece goods にも woolen suiting, Gabardine 又は venetian 等の種別ある場合に單に woolen piece goods なる一般的術語を以て包括、記載することあるも、右の如きは税目分類上甚しく不當なるを以て正確なる専門的術語を使用する様注意ありたし。

10 毛織物には近時天絹又は人絹を織交せること屢々なるが、若し五%以上絹を交織しあるときは絹織物として

取扱はるる規定なるを以て、送状には其織物の正確なる構成に付て記述するを必要とす。綿、麻其他の纖維を交織したるもの場合も然り。

以上列挙したるは毛織物に關する主要なる缺陷なるが此外瑣末なる缺點に付ては一々數ふるの煩に堪えず。但し綿織物に關しては從來慎重に取扱はれ送状には殆ど缺點なく右は日本の製造業者又は輸出業者が送状作成に當つて綿織物の送状の要求條件を熟知せる結果なりと思はる。

二、染料、化學藥品及醫藥品

之等の品目に關しても日本原産品に關する送状の大部分は不正確なり。即ち價額が實際よりも以下に記載せられ商品の品種の記述が正當を缺くこと少からず。其結果荷受人は貨物を沒收せられ又は罰金を科せらるる恐れなしとせず。

虚偽の商業書類を發行する製造業者又は輸出業者の「リスト」は税關に於て之を備付け其貨物は常に嚴密に検査せらるる慣例なるを以て通關の遅延を來し不利を生ずることあるべし。

三、食料品、玩具、木材等の雜品

從量税品に關しては特別に注意する點なきも、從價税品に關しては日本よりの送状の大部分は信賴するに足らず。即ち税關申告人は初め低率の價額を記入したる送状を税關に提出し、若し税關に依て其事が追窮せられたるときに改めて他の高率の價額を記載したる送状を提出する如き實例は衆知の事にして、以上二種の送状は前以て同一書式を以て準備せられ輸出人の同じ署名と「スタンプ」を有するを以て、右低率價額の送状は前に輸出人に依り税關用としてのみ作成せられたるものと推定せざるを得ず。實際に於て日本貨物の税關申告人は税關をして其申告價額の正確なることを了解せしむる爲に、送状價額に其四割を加算するを通例とす。

尙以上課程問題を離れても日本よりの輸入品には故意に支那製品なることを装はんとするものあり。蓋し原産國名標記條例の實施を必要とせらるる所以なり。何れにせよ右虚偽表示が輸入の際に發見せられたる場合には通關を拒否せらるべし。

四、機械類、電氣器具、自動車等

一般に日本の送状は貨物の正確なる品種に關し充分の記述を缺くを通例とす。例之鮑に對し漁獲物、絹「テープ」又は紙「テープ」に對して單に「テープ」と云ふ如き漠然たる表示をなすときは分類の爲に一々其見本に依て検査し研究せざるを得ず。

又 C.I.F 値段なるや F.O.B 値段なるや不明なることあり。

日本輸出業者が斯くの如く國際貿易の實務に通ぜざることとは屢々誤解を招く原因たり。

尙日本輸出業者の中には支那に於ける荷受人と共謀して虚偽の證書を使用する例少からず。例へば貨物の船積に當つて一通又は二通の「ブランク」(但し署名済)送状が荷受人に對して發送せられ、或は二通の異なる送状(一通は眞實の價格を示し、他の一通は概ね四割を差引いたる價格を示す)が自發的に輸出業者に依て發行せられ其何れを使用するかは荷受人に一任する如き之なり。

又日本商人は少數の大會社を除き保險證券、爲替手形、製造業者の送状、パッキング仕様書等貨物の價額を判定せしむる補助たる證書類を税關に提出することを好まざる傾向あるも、右書類の提出無きときは税關は、自ら研究するの外なきを以て其の爲多くの時日を費すこととなり従つて貨物通關の遅延を來すことあるべし。

五、紙、糸及纖維

要するに日本の送状は善惡二種に大別することを得。日本の出荷人にして一度支那海關の要求條項を了解し

たる場合には其送状は正確たり。其反對に海關の要求條項を理解せざる場合には其送状は甚だ不充分たるを免れず。

例へば棉花の送状の場合に其重量は多く封度を以て表はさる。(封度は日本貨物の重量單位として最も普通に用ひらる)又時として日本獨得の重量たる斤及貫なることもあれば其の他擔なることもあり。

日本の製造業者又は輸出業者は支那海關に於ける貨物の通關を早からしむる爲今後貨物の重量は必ず「メートル」法に依るべきなり。

紙特に新聞用紙に關する送状には「メカニカル」又は「ケミカル・ウッドパルプ」の「パーセンテージ」及び一連の重量又は一平方米の重量を記載すること最も重要なり。

毛絲に關しては人絹絲又は人造羊毛(セルローズ)の「パーセンテージ」(若しあれば)を記し同時に貨物の荷印及番號を附したる見本を前以て税關に提出することを要す。

包装の荷印及番號附

支那向貨物の包装には一九三三年一月より荷印及番號を附することが必要となつて居る。本邦よりの輸入品には此の規定に従はざるもの多く、往々罰金を科せられた例を耳にするので、各輸出商は注意すべきである。右に關する規定は一九三三年初天津海關査定課に依り告示せられた本規則に關する注意書に依つて明である。左に之を掲げる。

- 一、箱入、袋入又は筵卷きの荷物は總て荷印及番號を附すべし。
- 二、桶、大樽及びドラム入の荷物前項と同様。
- 三、荷受主の同一なる荷物が同船で輸入せられるものは、相互混合せざる様荷印及び番號を附すべし。

四、左記の貨物は百俵又は二百俵の數口に分ち、各口に重複せざる英文字母、例へばA・C・K・Wの如きをマーク及び番號に代へて附すことを得。

硫化アンモニア。酸類瓶入。筵包八角茴香。麻袋。豆。ドラム入染料。漂白粉。袋入麥其他穀類。桶又は袋入セメント。棉花。筵包空壘。麥粉。膠。袋入黒鉛及び類似の粉。昆布。袋入マグロープ及び類似の粉。桶入ローデン。箱入鹽鱗。袋入海産物。曹達。ステアリン及びパラフィンワックス。袋入砂糖。バスケット又はドラム入植物油。

五、上記貨物にして再輸出の特典を放棄する旨を申告書に記載してあるものは番號を要せず。但し荷印は必ず附すべし。

六、輸入荷物が其輸入店又は其代理店若しくは工場に於て使用され、販賣せられざるものは、其旨申告すれば、番號を要せず。

七、次ぎの状態の貨物は荷造及番號を要せず。

- (イ) 包装なき荷物
- (ロ) 荷物が粗く束にしてあるか、又は針金等で荷造されてあつて、外部から見えるもの(麻袋、筵入空壘及昆布を含まず)。

荷印及番號はスタンプ又は刷込型で箱又は包装の上に記載し、包装用の針金又は繩につけたる荷札(Label)に記載すべからず。

其他各種輸入規則に關する法令又は告示

中華民國に於ては其の他各種の輸入取締規則に關し隨時諸種の告示を見て居る。其の内重なるものを一括して

左に掲げる。

一、ラヂオ材料輸入護照辦法（行政院令二六八九五號一九三四年五月二十一日公布）

第一條 ラヂオ材料を輸入せんとするものは電信條例第七條の規定に依り交通部に護照の下附を願出すべし。其の軍用に屬するものは軍政部或は海軍部の許可を経て發給す。

第二條 受信器に屬する材料は護照の下附請願の際に指定の式に依り申請書を作成し送狀並に其寫三通を提出し印紙二弗及び護照料金を納付すべし。

第三條 發信器に屬する材料は右の規定に依る外に其の用途を詳記し、購入代理者は購入者本人の用途證明書を提出すべし。

第四條 發信器を販賣せんとする時は販賣人は買主の申請書を取り交通部へ届出で許可證を得たる後に賣渡すことを得。轉賣する時も同じ。

賣買以外の方法を以て發信器の所有權を移轉する場合は前述の規定を準用す。

第五條 輸入材料は價格國幣二百弗以下のものは護照一枚に付き護照費十弗を納付すべし。二百弗を超えるものは五十弗を増すごとに護照費二弗を増徴す。五十弗未満の超過額は五十弗と計算す。輸入する材料の軍用に屬するものは二弗の印紙を貼付するのみにて護照費を免除す。

第六條 護照下附請願の際に提出する送狀には必ず製造工場の署名捺印を要し、輸入材料の品名、種類、様式、數量、單價、總價格等を列記し、説明書、目錄及び線路圖を添付すべし。但し右添附書類は以前に護照の下附を請願せる時既に提出せるものは其の添付を免除す。變更のあるものは是の限りにあらず。

第七條 送狀の到着前に急に輸入せんとするものは其の輸入材料の品名、種類、様式、數量及び價格等の明細書

を提出して護照の下附を請願することを得。右請願により護照を發給せる後二十日間以内に送狀を提出すべし。右期限を経過する場合は無効とす。

第八條 前條の規定に依り護照の下附を請願するものは豫め保證金五百元を納付すべし。送狀を提出せば護照費及び印紙代を差引き殘額を拂戻す。若し不足の場合は其不足額を納付すべし。繼續して下附を請願するものは毎月末に一回決算し五百元を補足す。

第九條 護照の下附を願出する申請書用紙及び許可證用紙は交通部に於て無料で下附す。

第十條 既に輸入せるラヂオ材料は他地方へ轉送する場合は輸送護照の下附を請求すべし。其の辦法は交通部より別に之を定む。

二、旅客攜帶煙草制限（一九三四年五月天津及青島海關告示）

海外より渡來する旅客の攜帶する煙草は葉卷二十五本卷煙草二百本刻煙草半封度に限り其輸入税を免除す。

三、支那海關の外國品再輸出（一九三四年五月廿五日上海海關告示）

一、外國品にして其の輸入に關する充分なる證據を提示し得るものは其の最初の輸入の日より起算し十年以内は免稅にて再輸出することを得るも、十年以後に於ては之を土貨と看做し輸出する場合は輸出税を又移出する場合は轉口税を徴收す。

二、輸入年月日の如何に關係無く外國品にして其の輸入に付ての詳細なる事項の證據を得る能はざるも海關に於て右證據を得る能はざることに付ての證明に満足せるものには前記（一）の取扱を適用するものとす。

尙外國品を十年間免稅にて再輸出し得る特權を得んとする商人は再輸出のパスを受入れ且十年間内に之を再輸出する場合海關を満足せしむるに足る輸入に關する充分なる證據を保有すべきものとす。

四、天津輸入染料の送状及色見本に關する注意（一九三四年五月天津海關通告）
天津海關輸入課は上海海關よりの通報により、今後輸入染料の申告書に左記事項を記載し、輸入商は豫め色見本帳（Index Code）を海關に提出する様通關業者及び主なる輸入商へ通告した。

本名	稱	(Technical Name)	
マ	ー	ク	(Brand)
製	造	所	(Manufacturer)
品	級		(Grade)
濃	度		(Strength)

右により今後送状に右各項を明記せざれば通關手續が繁雜となる。

色見本帳は價格表を添付せるものを希望して居つて、現在同地海關にあるものは日本染料株式會社の見本帳一冊だけである。

五、不純物を混入せる砂糖の輸入取締（一九三四年三月一日上海海關告示）

- 一、粗製工場に於て製造せられたる下等の砂糖にして水に溶解せざる土芥の如き天然不純物を百分の三以上混入せる場合は之を精糖工場に賣却するものなりとの充分なる保證あるに非れば之が輸入を許可せず。
- 二、土砂、石粉、石膏の如き不溶性の不純物を混入せる砂糖の輸入は之を許可せず。若し之が輸入を企てたるものある場合は之を沒收し貨物は燒棄するものとす。
- 三、澱粉、植物性物質等の如き食用に供せらるべき混合物を混入したる砂糖の輸入は之を許可せらるべきも混入

物の混合程度により旋光度を上下するものとす。

六、植物害蟲の輸入制限

上海海關は一九三四年二月十三日附を以て國民政府の公布した植物害蟲の輸入制限規則に準據し病菌、黴菌、菌類、原生動物等植物害蟲の輸入は當分上海に於てのみ之を許可し其の輸入に當つては上海商品検査局の査證を経たる實業部特許證を提出することを要すべき旨を告示した。

七、輸出入船舶及貨物關係書類の保存期間短縮（一九三四年一月二十四日青島海關告示）

政府の命令により、從來十ヶ年間保存せられたる輸出入申告書、積荷目録、領事入港通告等の船舶及貨物關係書類は、爾今其保存期間を五ヶ年に短縮せられたり。

商人にして四ヶ年又は其以前に輸入せる外國貨物を尙手持し、右貨物に對し再輸出の際、免税の特典を享けんとするものは、本告示の日附より六ヶ月以内に於て、當關に右貨物に對する特別輸入證明書の發給を申請すべし。

右證明書無きものは再輸出に當り課税せらるべし。

八、廣州市商品検査局の輸出入品検査

廣州市商品検査局（元來南京政府側の施設に係る一産業助長機關なるも民國二十二年三月以來當地西南政務委員會直屬の外國貿易委員會之を接管し爾來西南當局の指揮及監督に服して居る）が民國二十三年（一九三四年）一月以來輸移出入貨物に對し新たに品質検査を開始し又は開始すべく企てつつあるものは左の通りである。

一、輸移入品に對する品質検査、（イ）外國人造肥料、廣東省政府は一九三四年三月十六日より「廣東省化學肥料管理規則を實施して居る。右に依れば輸移入者は豫め商品検査局の發給に係る品質検査證を呈示し輸移入可否の決定を受くることとなり同局は爾來之が品質検査を實施して居るのであるが農作に有害の化學性肥料は之が輸

移入を許可せざることとなつて居る。(ロ)内外水産品、廣州市商品檢驗局は一九三四年五月十日西南外國貿易委員會の認可せる内外水産品検査辦法を公布し即日實施するに至つたが右に依れば乾製又は鹽漬の水産物を輸入するには陸揚に先立ち同局の品質検査を申請するを要し當該水産品に黴菌の附着を發見し而も簡易消毒の方法を以て目的達成に困難なる場合には之が輸入を許さない。(ハ)外國蜜蜂、一九三四年五月下旬西南外國貿易委員會の認可せる輸入蜜蜂検査辦法に係れば輸入蜜蜂は系統の純正及發育力の旺盛にして而も傳染性病蟲害又は黴菌の附着してゐないものでなければならぬこととなつて居る。但し未だ検査を實施するに至つて居ない。

二、輸移出品に對する検査 (イ)青果類、本年三月一日より佛領印度支那(安南)へ輸入せらるる青果類は總て廣州市商品檢驗局又は其の分局の品質検査を受けることとなつて居るが右検査辦法に依れば青果類を輸出するには豫め同局の品質検査を申請するを要し然らざれば之が輸出を許さない規定である。(ロ)牛皮、西南外國貿易委員會の認可せる本件検査辦法に依れば輸出牛皮には夾雜物黴菌等の附着し又は寄生して居るのは輸出を許さない。仍て當業者としては之が輸出に先立ち廣州市商品檢驗局の化學的方法に依る品質検査を申請せねばならないことになつて居るが準備の都合に依つて未だ實施するには至らない。(ハ)肉類、廣州市商品檢驗局は輸出肉類の品質を改善する爲本年四月下旬牛、豚及羊等の肉類検査辦法を制定し西南外國貿易委員會に對し實施認可方を申請中である。未だ具體的決定を見るに至らないもの如くである。

原產國標記

支那に於ける原產國標記條例は一九三二年十二月十六日附を以て公布せられ、標記方法に關しても詳細なるものが屢々發表せられたが、其實施期日は種々の曲折を経て一九三四年七月一日となり更に今日の處無期延期となつて居る。仍て今參考迄に其の條例のみを左に掲げることとする。

第一條 輸入貨物及其の容器並包裝には均しく見易き個所に中國文字を以て原產國名を標記すべし。右標記は耐久性を有することを要す。但し中國文字を以てすること困難なる場合は原產國文字を以て原產國名を標記することを得。

第二條 一般輸入貨物にして前條の標記なきものは海關監視下に之が補記をなさしめ右標記を施さざるものは其の輸入を禁止す。

第三條 輸入貨物中左記各項の一に該當するものは海關の認可を経て原產國標記の免除を受ける事を得。

一、容器又は包裝が貨物と一括取賣せらるるものにして該容器及包裝の標記により充分識別し得らるるもの
二、貨物の性質上標記をなす能はざるもの

第四條 輸入貨物の標記に不正の事實あるものは海關に於て之を沒收す。

第五條 本條例は公布の日より六ヶ月後に之を施行す。

佛領印度支那

一、關稅率

佛本國及佛植民地からの輸入品には全然關稅を課さぬが國內二步稅及政府專賣品に對しては消費稅をかける。諸外國からの輸入品には原則として洩れなく關稅を課せられる。只實際は商品たり得ざる見本、旅客の身の廻り品、引越荷物、其他各國間に慣例として課稅せざるものは免除される。

此國關稅率は從量稅を以て立て前として唯僅かのものが從價で課稅される。關稅の建値は法建であるが實際の課稅は印支通貨ピアストルを以てされる。

課稅方法が大部分從量課稅であるから稅關に提出される申告書には課稅品の重量を詳しく記載する必要がある。

從價稅課稅の場合には多くの場合送狀の金額を基礎とするが、稅關の評定價格による場合もある。而して從價稅は沖着値段に課稅するのであるから、若し本邦船渡しの値段であつた場合には適宜運賃、保險料を加算せしめる。沖着値段に對し課稅せざる唯一の例外は小賣用に用意しある賣藥で此場合は壘、函、包等に記載してある賣價に對して課稅する。

二、國內二步稅

輸出入共に課する國內稅であるが輸入品にあつては輸入關稅と同時に徵收される。從價の二步を課するものであつて課稅すべき値段は、送狀の金額を基礎とし之を法貨に換算したるものに、其商品の關稅額を加算したものであつて、普通關稅の從價課稅の場合と異なり稅關の評定價格によることは無い。

三、爲替補償關稅附加稅

通貨の下落せる國からの輸入は輸出獎勵金を與ふると同様であるから之を補償する爲め是等諸國からの輸入に對し一定率の關稅附加稅を課することとなり一九三二年一月から實施した。其課稅率と適用を受くる國については時々追加されて現在左の通りとなつてゐる。

- 一、適用國 濠洲、丁抹、英國、墨西哥、ウルグアイ、諾威、英領印度並に其土人屬邦、加奈陀、埃及、芬蘭、愛蘭、新嘉坡、瑞典、アルゼンチン

一、適用率 一樣に從價一五%（加奈陀に對しては一%）、課稅すべき値段は沖着値段であつて從價關稅の場合と同様である。

本邦に對しては一九三二年五月十三日調印の日佛印支通商協定に依り左記の品目に對してのみ爲替補償附加稅を課することとなつた。

稅番	品目
八五	乾性の又は潰して乾したる果實
三二の内	甲表に掲げらるる化粧品
三四七のA及Bの内	極東常用型以外の磁器
三四七の四	食卓用又は化粧用、調度用及住宅裝飾用の磁器並に事務室用品（瓶、植木鉢、盃、小花瓶等）にして「ニッケル」鍍したる普通金屬部分を有するもの但し金屬部分が總重量の一割五分を超えざる場合
四五九の内	甲表に掲げらるる絹布帛
四六一の内	甲表に掲げらるる紙

五八九

煙火(爆竹を含む)

五九〇及九〇の二 甲表に掲げらるる曲木製家具

六二〇の内 甲表に掲げらるる「タイヤー」及「チューブ」

尙一九三三年十月二十八日の官報を以て本邦製絹織物の佛領印度支輸入に際しては従價二割五分の爲替補償附加税を課すべき旨が公布せられた。

一、適用免除貨物

(イ) 一般税率最低率共に無税のもの

(ロ) 最低率のみに於て無税のもの

(ハ) 附加税、免除品として規定せるものは左の如し、

鱈及鯖の卵、小麦獨逸麥メテユの粒のもの、採油用種子及果實、茶、玉蜀黍(粒)、珈琲、食料油脂製造

用棉實固定油、鉛(粗塊、大小錠、棒、鋳)、クロム酸鹽、重クロム酸加里、丹礬、硫酸ニツケル、石

炭タール、着色及染色を経ざる鞣皮中牝山羊及メチスデザンドの皮

貴金屬(粗塊、錠、棒、粉)

金屬貨幣

一八三〇年以前製作の骨董品、考古品、古書、家具類

二〇年以前迄に物故せる藝術家製作の版畫、木版、彫刻、構圖、バステル畫、水彩畫、油畫、最低率均霑の骨董品又は美術品

四、マーク其他表示記號に關する注意

右に關しては左の規定がある。

「包装、箱、梱、包、帶、小札、又は其商品自體の上に佛國に於て製造せるか又は佛國の原産品たる事を信ぜしむ可き性質の一切の表示、記號、名稱、商標を有する外國品、並に佛國の一地方名と同様地名を有する地方産出のものにして其原産國名及「輸入したるもの」なる文字を明示せざる外國品は輸入を嚴禁す。」

佛國の原産品たることを信ぜしむる性質と云ふ文言は頗る漠然としてゐるが其適用の範圍は甚だ廣義に解されてゐるやうである。佛字を用ふる事につきては別段差支は無いばかりではなく或場合には佛字を以て商品名を表示すべきを命じてゐる。然し次の如き表示は間違はれ易きものとして判決例は輸入を禁止してゐる。

Nouvante de Paris 巴里新流行

Modes parisiennes 巴里人好み

右の制限には例外がある。

即印度支那又は佛國の商人又は其他の註文條件により其商人又は其他の名稱、記號、商標、場所等を表示したもので其註文主に引渡す以外の目的なく輸入さるゝものに對しては該註文者の證明を以て輸入を許される。

赤十字記號、又は赤十字若くはゼネヴァの十字なる文字あるものは、陸海軍衛生部用以外には輸入を禁止してゐる。

五、包装に關する制限

流動物、危險物に對する一般制限の外包装に左の制限がある。

一、綿糸及其他糸類の包装、綿糸及其他糸類は同種同級のものゝみ同一包装とし異種異級のものゝ混入を許さない。例へば晒さざる素糸なればその種類のみを同一包装とし之に晒したもの、又は染めたもの等を混入し

てはならぬと云ふのである。且つ同種加工の糸でも級番手を異にするものも混入を許さぬ。二〇番手は二〇番手だけ一八番手は一八番手だけの包装とせねばならぬのである。若し異級異種のもものが混入されてある場合には同一品關稅率中の最高のもものを課稅し、申告を偽はつたものとして處罰せられる。

發送者の誤り又は不案内の爲めに右混入の場合申告者が毫も其内容を隠蔽せず明瞭に申告した場合には稅關吏の監視の下に申告者の負擔で同種同番手を探別せしむるに止まることもある。

一、綿布及其他布帛類の包装、是も同一種は同包装とするを必要とするが異なる品質又は級のものを混入は許される。例へば晒木線なれば晒木綿だけを同一包装とはするが同一晒木綿中一〇〇平方米に對する重量の差違あるものが混入されてあつても差支へないのである。即其使用糸番手の異なるものを以て織り上げたものが交つてゐても加工の方法が同一であれば差支へないと云ふのである。

六、食料品に對する制限

食料品中魚類、野菜、果實の罐詰は左の條件を具備せざれば輸入を許さぬ。

- (イ) 各罐毎に其蓋又は底部の中央に他の文字又は打出を交えず、
- (ロ) 直徑四耗より小ならざる明瞭なるラテン文字を以て
- (ハ) 打出又は折込にて
- (ニ) 原産國名を表示し
- (ホ) 外函又は外包装に固着せる文字を以て明瞭に原産國名を表示すること
- (ヘ) サルゲイーンの罐詰は一個の重量一疋以上のものは絶対に輸入を許可しない

- (ト) マルガリンは其罐又は容器の四邊何れの部分からも見易き場所に「マルガリン」たる事を明記し且つ送狀面にも必ずマルガリンたることを明記すること
- (チ) 脱脂煉乳には其罐又は其他の容器に安南字及漢字を以て幼兒又は病患者には有害なる旨を赤字にて明記すること

七、藥劑及衛生に關する制限

佛國藥局法規定の調劑に非ざる藥劑にして其慣用の名稱、主要藥名(化學式又は學名に及ぼす)、調劑者の氏名住所を本品又は容器上に明瞭なる佛語を以て表示せざるものは輸入を許さぬ。避妊の爲め或は避妊に實效ありと稱する物質、藥劑又は機械器具はたとへ其實效が虚偽なる場合でも輸入を禁ずる。

八、植物に關する制限

葡萄樹及甘蔗の差木用苗は其植物の病蟲害ありと認められたる國及其等の國よりの輸入を取締らざる國よりのものは輸入を禁ずる。

九、書類

(イ) 船荷證券 用語英佛何れにても差支へなし。特別な形式上の要求なく、普通船會社發行のものでよく荷受主氏名、住所の記載ある場合は勿論、單に *by order* だけのものでもよい。

本那との新關稅率協定に依つて、上海又は香港にて佛船又は邦船に積換へられる本邦原産貨物で *through Bill of lading* 付のものは積換地佛國領事の查證が必要とされる。此場合右船荷證券が正當なものである事を積換地の本邦領事に依りて證明され、それに依つて佛國領事が查證するのであるから事實上は積換地に於て日佛兩國領事の查證が要る譯である。

(ロ) 原産地証明書及領事査證付インボイス 關稅上の特典を享くる爲めの原産地証明書は佛國關稅規定に依れば (Observation preliminaire du tarif……一九二一年十月二十五日大統領令により印度支那に適用) 本來發送地に於ける當該官吏面前にて公然なされたる宣言、稅關に於ける輸出局課長の證明、商業會議所、市役所、警察署、商事裁判所、公證人等の官公署の證明又は發送地又は船積地に於ける駐在佛國外交官又は領事の證明書(牛脂の如きは發送地衛生官署の證明を以てしてさへ原産地證明と見る事がある) と言ふのであつて特に狭い範圍の形式的要求はないが、實際は稅關發行のもの又は積地駐在佛國領事査證インボイスを以てする場合が多い。用語は外國語であつても差支へないし、又必ずしも之が公定の翻譯を添附するにも及ばないが、若し疑義ある場合には稅關は申告者に對し之が譯文を作製せしむる事が出来る。但し實際は英佛のいづれかを撰ふのが双方にとり便利である。原産地に關して稅關と申告者の間に異議ある場合は法定専門委員會 (Comité d'expertise legale) の判定に待つのであるが、其の結果申告者の申し立つる原産地が眞正ならずと決定された場合には通關品の虚偽申告と見做され處分される。

輸入通關の際原産地證明又は原産地査證付インボイスの添附は必要である。

原産地證明に關し特に注意を要する事は從來此種證明書中に記載の商品數量と實際陸揚げ通關の際の數量と合致せざる爲に生ずる面倒である。

而して實際數量が證明書數量より少なき場合は途中自然減失等有勝であるので別段不思議ともされずに済むが、實際數量が證明書數量より多量である場合には、若しそれが普通關稅上の特典を享くる場合であれば且つ全部が同一種類の商品である場合であれば、證明書數量丈が特典を享け殘餘部分に對しては特典享受を放棄するか(記載數量の百分の五までは増減いづれも規定に依つて許されてある) 又は前項の證明書取寄せ

の猶豫を願出て假に通關するかで兎に角面倒を避け得られるが、若しその原産地證明が植物の病蟲害に對する取締り制限より必要とするものである場合には例へば證明書數量丈は病蟲害なきものと見られても殘餘の部分は無病無蟲害が保證されてゐないと言ふ結論になるばかりでなく、更に右が同一品である場合には其のいづれが果して殘餘にして有病有蟲害のものとするべきかを決定し得ないと言ふ妙なことになつてしまふのである。之等は勿論常識から言へば何とでも便宜處置し得る事柄ではあるが、兎角規定の形式をのみ楯とされる場合如何ともし難き破目に陥る事が無いとは言はれぬし亦實際かゝる實例を見た事もあるのである。是は積出地に於て積出者が運輸途中に於ける自然減失等を顧慮し證明書記載數量より特に多少餘分に積出す様な場合で發送者側の親切とも言ふべき行届いたやり方であるが、豫期の如く途中自然減失等で證明數量以下に減少すれば問題はないが幸か不幸か全然減失がなく無事に着荷すると前述の様な面倒が起り易いのである。故に證明書添附の場合は兎に角其の證明數量と實際數量とを嚴格に積出地に於て一致せしめる外はないのである。本邦輸出者が時として行ふ様な『約何々封度』と言ふ如き數量記載方法は着荷の際紛争の種であるから全く排斥すべきである。

(ハ) 送狀 用語は英佛何れでも差支へなく一定の形式は要求されて居らぬ。通關の際必ずしも必要であると言ふのではないが品名殊に商品其のものゝ本質的説明又は用途等が一目して瞭然たるを得ば甚だ都合であるし、數量、重量等が嚴密に全然信用し得べきものであれば通關の手續を非常に簡約し得るのである。之に反し粗略な商品名と不正確な數量記載とは屢々荷受主をして通關を難澁ならしめ亦時としては思はざる損害を蒙らしむるのである。即ち送狀面には單に牛酪とのみ記載しある爲め荷受主も又牛酪として申告したるに實際本品はマルガリンであつたので危く體刑をさへ課せられんとした事實もあるし、送狀面の數量を

信用してその儘申告し検査検査に依りそれが實數に比して遙かに少ない重量であつたが爲重量を偽はるものと見做されて罰金を課せられた例は甚だ少くない。

殊に生果實又は蔬菜等の輸入の場合汽船冷凍室積の物は元より然らざるものも總じて印度支那の如き氣候の熱濕なる地方にての陸揚通關は成るべく早く完了する必要があるので荷受主は着船と同時に通關申告の手配を済ませ税關もまた是等商品に關しては船内にて検査の便法を取つて呉れるから若し送状さへ完全精密であれば其の儘完全な手續を完了して直ちに本船から陸上冷蔵庫に移すことが出来る。然し本邦側輸出者が時々作製する送状の如く數量又は重量に約何々疋と言ふが如き漠然たる記載である場合には右簡便法に依る事が出来ず、普通一般貨物同様一度税關倉庫に陸揚げして時としては兩三日を其處に放置された後漸く検査を受ける等の爲腐敗荷痛みを生じ不測の損害を蒙むる事がある。

送状面の商品名は明細に、數量、重量等は出来る丈精密であるに越した事はない。

(二) 申告書 是は本邦輸出者側で作成する書類ではないが茲に記載して参考に供する事とする。

先づ印度支那の通關手續の順序から述べれば着荷の場合船荷證券又は之なき時は船會社に保證狀 (Letter of Guarantee) を入れて船會社から delivery order を受取り船積證券の副書ある場合は其の副書に、無き場合は其の delivery order に一弗の特殊印紙を貼付し申告書、原產地證明等と共に税關に提出し検査官の商品検査の後關稅金額を納付して税關の持出許可を受け商品を搬出するのである。

而して申告書には假申告書と本申告書との二様あつて若し商品の品質其他内容重量等明細に知る能はざる時は假申告書を提出し検査官立合の上内容品重量等を精密に検査計量し、之に依つて本申告書を作り更に本検査を受けるのである。

勿論送状面記載のものが精密明細で假検査を受ける必要なときは最初から本申告書を提出し本検査を受けるので、手數の點から云ふも後者が甚だ簡便であるのは云ふまでもない。

10、型錄、廣告物、及見本

型錄、廣告物は普通の意味からは何等商品の價値の無いものでも印刷物としての關稅率を適用される。見本品は全然利用賣買し得ざる場合、例へば半截したる靴下、片方のみの靴、一部截斷の手巾と云ふが如きもの以外は關稅を課せられる、是等に對する特別の取扱はない。

一、價格、種類品質、原產地に關する疑義紛争

佛本國商務省附専門委員三名によつて判定される。右委員會には其疑義紛争の性質により各事件毎に他に二名の専門委員を任命して審査裁決にあづからしめる。而して其二名の内一名は申告者側から他の一名は當該税關から推舉するので、其候補者は豫め商業會議所から商務省へその名簿を提出して置くのである。

二、佛領印度支那向本邦サルヂーンに對する注意

一九〇五年八月一日佛國食料品偽購取縮法の施行細則に關する一九三三年八月一日大統領令は、同年九月二十一日附を以て印度支那に公布せられたが、其第十一條に於てアロサ・ピルチャルズ (Alosa pilchardus) 以外の魚類罐詰をサルヂーンの名稱を以て販賣し、販賣せんとし又は販賣の目的を以て貯藏するのを禁止した。

而して昨年来本邦及米國輸入品に付バストゥール國立研究所其他に於て試験中であつたが、アロサ・ピルチャルズでなく旨が發表せられた。依て今後眞正のピルチャルズでなくしてサルヂーンの名を冠するものと認定せらるれば、差押へ又は沒收せらるる惧があるから本邦罐詰は送状、税關申告書及現品の標記に Sardines とせず、Iwashi 又は單に Poissons 或は研究所方面の鑑定にある様に Sardina Marmorata と標記すれば通關も販賣も

差支へない譯である。

一三、原産地標記

一九三三年四月以來(實施七月)一九三四年一月迄(實施三月)の發令を以て、印度支那輸入の外國品若干種に對し、原産地標記を要する事となつたが、其實施につき實行不可能のものもあり、又猶豫期間の延長で以て實施を緩和したものもあり、其實際取扱上の點につき稍疑なき能はざるものもあるが、最近増加したる要原産地表示商品中には、本邦關係重要品があるから、多少本邦品に關係あり、又は將來關係を生ずと思はるゝものを一括して其表示方法、條件、並に實際の規定適用の模様を左に記載する事とした。

印度支那輸入品原産地表示條件

通則 原産地のマークは輸入の際既に商品自體に對し不滅失にして且つ特に明瞭なるラテン文字を以て表示せられあるを要する。

實施は本規定の官報掲載の日より二ヶ月後。

1 一切の種類の履物、即ち長靴、半長靴、短靴、裝備したるもの、裝備せざるもの及び小兒用履物。
底の表面に凹凸何れにても高さ二耗半以上の文字を以て押捺する事。若し底の材料が表示に適せざる時は内部裏地に又は内部踵皮の上に滅失せざるインクを以て高さ三耗以上の文字を押捺する事。
履物に入る、函、カード及其他の包装にして其上に製造者名、販賣者名、住所商標等の記載ある時は同時に原産國名を表示する事。

一九三三年三月八日大統領令、一九三三年四月二十二日印支總督令。

備考 現在本邦より輸入の護謨底カンバス靴には護謨底の上に護謨の原産表示プレートを固着せしめたるも

のがあり、規定には底材料自體の上に押捺する事となつては居るが今の處別段の支障なく通關して居る。

尙本規定の商品分類は稅率表の分類に依らない爲免もすれば疑義を生じ易き嫌がある。例之本邦より印度支那に輸出する竹と紙とで造つた繪日傘は關稅率は玩具(愛玩品)の項の適用を受くるが(玩具に對する原産表示規定なし)本規定中の「日傘」の項に依り原産表示を要する様な事もある。

2 一切の材料及び一切種類の小間物布帛類

内側の地質の上に滅失せざるインクを用ひ高さ二耗半以上の文字を以て原産表示を書き、押捺し又は附着し、織出し刺繡し又は之等を施したる小片布の四邊を嚴重に地質に縫着くる事。尙包裝上にも表示する事。一九三三年四月二十七日印支總督令(以下同斷)。

3 男子用及婦人用靴下

外側に右と同一の方法を以て(但し文字の高さ三耗以上)する事。包裝上の表示右と同様。

4 織物手袋

外縁より四種の距離の内側に右の小片布を縫着くる事。包裝上の表示右と同様。

5 小布帛類

一枚毎に其一隅に又長きものなれば(タオル、ナブキンの如く幾枚分かのつゞきもの)一枚分毎の境目に或は十米毎に右と同様(但し文字の高さ二耗以上)の方法を以て表示する事。包裝上の表示も必要。

6 コルセット、コルセット帯、ゲーヌ、幼兒のおくるみ、ブラツシエール、内側に右の小片布縫着くる事。

包裝上の表示も必要。

7 婦人、子供の着物、仕立てたるもの

内側に右の小片布縫着くる事。但し文字の高さ三耗以上。

8 組金屬又は銀鍍粗金屬の匙肉刺及細工品

表示の箇所及方法に付ては別段の規定はない。

一九三三年十月三十一日印支總督令（以下同斷）。

9 彈性布帛

づぼん吊、づぼん吊のゴム平打、丸紐、靴下止め、バンド及び之等に用ひるゴム入布帛等、（仕立て上りのもの、仕立てざるもの、輸入の場合の表示條件は同斷にして唯小賣販賣の場合多少條件の相違あり）。

各片捲胴の上、各片帯紙の上又は各片自體の上に、長さ記入の小札の附近に原産表示小片布を縫着くるか又は小片布なく文字の織出し、縫着け編み込みを以て表示する事。函、包等の内包装及外包装にも原産表示票を貼付する事。

10 白熱電球

炭素線條のもの、金屬線條のもの、瓦斯又は蒸氣入のもの。直徑一五耗以上ものは硝子球上に原産表示を刻印し、直徑一五耗以下のもは其基底部に凹型に押捺する事。

11 蓄電池（全部裝備せるもの）

槽上の製造商標の近接箇所に、鑄型にて造つたものは其鑄造の際同時に鑄出するか又は熱を加へて彫り付けるか、硝子槽の場合は其型流しの際、型付けするか、又は弗化水素酸を用ひ印章を押捺するかにて高さ五耗以上の原産表示文字を現出せしむる事。

12 蓄電池極板（極板のみを電池とは別に輸入する場合）

組立の際他の極板を連結する爲の凸起部の下方に凹型に原産表示を刻印する事。

13 乾電池（コンタクト付き又は無しのもの）

外面に原産表示票を貼付する事。

14 懐中電燈又は携帯電燈の匣（アルミニウム、ニッケル鍍鐵、鋼、ニッケル鍍せざる鐵、鋼製の懐中電燈、匣、つるを有する携帯電燈匣）

金屬部分上又は其他の部分上に金屬を打窪まし、彫り付け又は金屬のプレートに固着して表示する事。

15 純ジュート糸、ジュート交り糸、純ジュート織物、ジュート交織物、ジュート糸編物、ジュート製靴底、ジュート組物、ジュート製敷物、ジュート製天鵞絨又は模造毛皮。

一九三四年一月八日印支總督令、一月二十日官報公布、三月二十日實施。表示の箇所及方法に付ては本邦關係品でないから省略することとする。

16 貴金屬、寶石類、裝身具類（模造眞珠首飾、銀、羊銀製小間物類、金銀張小間類、擬金銀小間物類）

本品上に原産國名を刻印し、微細物にして本品上の刻印不能なれば内包装上に原産表示票を貼付する事。飾り鈕釦、指環、ネクタイ止め、カラーピン等の微細物にして各品の包装なく撤にて輸入するものは陳列用厚紙、支へ、又は何れかの容れ物あるべく是等の上に原産表示を押捺する事。

首飾り、腕環の裝飾金具、又は閉め金具、發條付環、茄子環、飾り鈕釦の部分品等、他品の製造加工に用ふるもの又は半製のものは上述原産表示條件通りの包装を有すべきものであるが、國內市價を以て計算し國內加工に價格の七〇%以上を使用したる時は原産表示を撤して販賣する事が出来る。

17 貴金屬裝飾細工品（銀鍍したる銅、ニッケル又は其合金製のもの）

本品上に原産表示を刻印する事、微細物にし本品上の刻印不能なれば内包装に原産表示票を貼付する事。
 18 粗製鉛塊、鉛錠、生子鉛、鉛板（但し含銀量十五分の二五以下のもの）
 製造商標印の附近に精煉の際に刻印する事。
 19 カラー、カフス、襯衣袖口、ワイシャツ胸甲、襯衣胸部
 以上一切の材料、一切の色彩のもの。
 カラーカフス、襯衣袖口は巾、長さの假想正中線の交點に、即ち普通カラーなれば後鈕孔の上部に、ダブルカラーなれば折返の裏にあらざる内側に、ワイシャツ胸甲、襯衣胸部なれば胸甲の下部又は鈕舌の上部表面に、黒色不滅失インクを以て押捺する事、若しセルロイド製品なれば凹状に原産表示を押捺する事。各品を包装する函厚紙袋等にして製造商標販賣者名、所書等の表示あるものには同じ場所に原産表示をなす事。

20 ライター、點火器（部分品を除く）

國家の貴金屬刻印、蠟付けの残りの場所に鋼製印を以て刻印する事。

21 純絹、人造絹麻、綿の布帛又は之等の交織布帛（ベチスト、寒冷紗、ファンテジー、織物共）

反賣のものは各反毎に其反頭に原産表示票を貼付し、販賣の際値札にも原産表示をなす事。

佛國外で織つたものは、生地のみ、或は反のみ、輸入され佛國にて縁縫ひ、晒し、縫取り等の加工を完成されても外國品と見做され原産表示を要するのであるが、佛國布帛にして外國で加工され再び輸入されるものは輸入の際たとへ輸入税を課せらるゝ場合も原産表示を要しない。

22 手巾、肩掛の中布、エシャルプ、浴衣、トイレット手巾、ナブキン、臺所布巾

一個宛にて賣るものは各品の上に、一個宛以外にて賣るものは（一打と云ふ様に）其一組の上に原産表示票を貼付し、販賣の際値札にも原産表示をする事。

23 日傘、雨傘

竿の握りと第一發條との間に着色文字を以て原産表示をする事。

24 輓延亞鉛板、亞鉛と鉛との合金製、又は亞鉛の製品にして裝飾的細工品及その類似品、平板以外のもの

輓延亞鉛板は其一隅に、亞鉛製品は其一端に原産表示を刻印する事。

25 双物類

一般的條件として原産表示の箇所は常に金屬部分にして双部たる事並に仕上げ、磨き上げた見易き場所なるを要し、表示方法は本品の大きさに比例し読み易き大きさの文字を以て原産表示を凹状に刻印し又は本品上の鑄出商標と同様程度に酸にて深く彫り付け（但し酸を用ふるも表皮的なるもの捺印的なるもの又は金屬其他のプレートを單に附着せしめたるは不可である）又函、カード、袋、梱包等の上に直接に、滅失せざる文字を以て原産を記し又は充分目につき易き様に原産表示札を貼付する事。

枝剪鋏は兩肢を除き、刀身の外面に又は兩双の交叉部分に

庖刀、肉切庖刀は刀身上に

剃刀は刀背、刀尾を除き刀身上に又は刀身基部に

ナイフ類は主刀上は又は主刀々身基部に

鋏類は刀身上に又は交叉部に

食卓ナイフは刀身上に

バリカン

- (a) 手動のものは挺部又は肢部の内側に及櫛の蔽はれざる内側に
 - (b) 獸毛用のものは挺の外面に及櫛の外面に
 - (c) 機械的のものは外部の最も見易き個所にする事。
- 其他の普通刃物類は前記各品似寄りのものに準ずる事。
 上等刃物類

- (a) 瓜すり(鑪)、刻みなく、磨き出しなき部分に。
- (b) 搔削刀、紙切り、爪切ナイフ、前記似寄りの項に準ずる事。
- (c) 安全剃刀器、櫛のある部分にして刃を附着して見ゆる外面に。
- (d) 安全剃刀の刃、其一方の面上に。
- (e) 爪押截鋏及魚の目鋏、交叉部の外側平面上に。
- (f) 普通剃刀の刃、鋏の刃、小刀の刃等の仕上げあるも各部を結合せざるものは主要部分の上に以上
 完成品の條件に準じ原産表示をなす事。

26 刷子類(鬚刷子又は刷毛、塗料用帚、刷毛、筆) 握り、柄又は軸の中央に、若し是等なき場合は側面に原産表示の刻印又は焼印押捺の事。

一四、果實輸入取締規則

一九三三年三月八日附を以て公布せられた果實輸入取締規則は其後數次の改正を経たる結果、本邦輸出果實には必ずしも駐在佛國領事の査證した果實蠅 (*Ceratitis capitata*) 無感染證明書の添附を要しない事とはなつて居る

が、實際に於ては右規則第三條にある通り「果實蠅蔓延の認定せられざる國所産の果實にして原産國植物検査證書を附帶せざるときは、陸揚港植物検査官の検査を行ひ之に合格せば輸入することを得」とあつて其検査手数料も毎百疋(包装共)一ピアストルを徴せられるのであるから本邦爲替相場下落に際し右手敷料は原價に比し可成り割高でもあり、且つは右検査に依る通關の遅延は貨物が腐敗し易き性質上、輸入業者にとり甚敷不利不便を招く事となる。故に、果實の輸入を簡捷圓滑ならしむる爲には相當の費用を拂つても右證明書を添附した方が得策であらう。

蘭領東印度

一、蘭領東印度の關稅法は單一稅で差別關稅なるものなく、從つて領事送狀及原產地證明書の必要もなく、又商品上並に包装上に原產地名を標記すべき規定もない。

二、種子、果實及植物輸入取締法、(一九二六年法令第四二七號) 蘭領東印度に於ける栽培植物に對し病虫害の傳播を防止する目的を以て、生植物輸入規則を改正し左の如く規定す。

第一條 南米より蘭領印度にヘヴィア種子、生ヘヴィア樹及生ヘヴィア樹の一部を輸入することを禁ず。

第二條 (一)第一條に定めたる以外の生植物の對蘭領印度輸入は第四條及第七條に定むる規定を適用する外、農工、商務部長官に依りて指定せられたる場所に限り且同長官の定むる條件を具備するものに限り之を許可す。

(二)前項に掲げたる輸入指定地及條件は其施行期日と共に之を官報に公告す。

(三)本令を適用すべき生植物中には種子、生果實、生樹及生樹の一部をも含むものとす。

第三條 (一)申請者は農工商務部長官の定むる規則に基き、本令第二條第一項に定むる條件の検査及其他費用を負擔するものとす。

(二)前項に定むる費用は申請者に於て當該植物を受取るに先ち納入することを要す。

第四條 農、工、商務部長官は左の權限を有す。

(イ)農、工、商務部長官は本令第二條に掲げたる植物にして本令に定むる條件を具備せざるものに對し、一定の條件を附して蘭領印度に輸入を許可することを得。

(ロ)同長官は第三條に定むる費用の支拂を免除することを得。

第五條 (一)本令第一條又は第二條第二項の規定に違反したる者は三箇月以下の禁錮又は五百盾以下の罰金に處す

(二)前項に定むる處罰事實は之を違反と看做す。

(三)規則違反の植物並其包装物は之を沒收す。

第六條 第五條に定むる處罰事實の捜査は警察官憲の外尙左記官吏に對しても之を行ふ權限を附與す。

(一)税關官吏

(二)農、工、商務部長官に依り本令第二條第一項に定むる條件の適用を命ぜられたる技術者。

第七條 本令は左記輸入に對しては之を適用せず。

(イ)當該生植物の輸入に對し特別の規定あるもの又は將來規定するもの。

(ロ)輸入の目的が消費に充てられたること明なる種子。

(ハ)特に農、工、商務部長官の指定する生植物。

第八條 本令は一九二六年十一月十五日より之を施行す。

種子、果實及植物輸入取締施行細則

農、工、商務部長官決定

改	同	一九二六年十一月三日附第九七六〇/A・Z
正	同	一九二七年三月八日附第二二八八/A
	同	一九二七年十二月六日附第一一六一三/A
	同	一九二八年六月八日附第五六七三/A
	同	一九二八年十月十八日附第一〇二八三/A
	同	一九二九年五月四日附第四〇八六/A
	同	一九二九年八月十二日附第七三四五/A

一九二六年九月二十七日附總督令（法令第四二七號）第二條第一項、第二項及第三項並第三條第一項、第（ロ）及第七條（ハ）の規定に基き生植物輸入細則を左の如く定む。

第一章

（一）輸入港を左の如く指定す。

（一）種子、生植物及其部分 タンジョンプリオク及メダン（ベラワン、デリー）尙茶種子輸入港として左の諸港を指定す。

（一九二七年三月八日附決定を以て追加）

パレムバン及バダン

（二）生 果 實 タンジョンプリオク、スマラン、スラバヤ、マカツサル、メダン（ベラワン、デリー）、パレムバン、パンカルピナン、ベンカリス、ボンチヤナツク及サマリンド。

（二）（一）の（一）に掲げたる種子、生植物及其部分に對する検査官を左の如く指定す。

（一）タンジョンプリオク、在バンドン植物病害試験所長又は同所長の指名する同所勤務員。

（二）メダン（ベラワン、デリー）、（イ）當該種子、生植物及其部分の輸入者か A・V・R・O・S（スマトラ東海岸州護謄栽培業者組合）の經營する試験所に加入せる農園なるときは在メダン試験所長又は同所長の指名する同所勤務員。（ロ）當該種子、生植物又は其部分が前項（イ）に掲げたる以外の農園宛輸入せられたる場合は在メダン農務技師及之に屬する農務官又は若し右二者が不在なるか又は支障ある場合は在本地政府獸醫。

（三）パレムバン（茶種子輸入）、在パレムバン農務技師及之に屬する農務官、若し右二者不在なるときは在本地政府獸醫。

（四）バダン（茶種子輸入）、在バダン農務技師及之に屬する農務官、若し右二者不在なるときは在本地政府獸醫。

（二）（一）の（二）に掲げたる生果實に對する検査官を左の如く指定す。

（一）タンジョンプリオク、在バンドン植物病害試験所長又は同所長の指名する同所勤務員及若し右二者共不在なるか又は支障あるときは在ウエルチフレイデン農務技師及之に屬する官吏、更に若し此等官吏が悉く不在なるか又は支障ある場合は在本地政府獸醫。

（二）スマラン、在本地農務技師及之に屬する農務官又は若し右二者共不在なるか又は支障ある場合は在本地政府獸醫。

（三）スラバヤ、植物試験所長又は同所長の指名する同所勤務員、若し右二者共不在なるか又は支障ある場合は州農會長に屬する技師又は其指名する官吏。

（四）マカツサル、在本地農務技師及之に屬する農務及園藝技師又は右二者共不在なるか又は支障ある場合は在本地政府獸醫。

（五）メダン（ベラワン、デリー）、在メダン農務技師及之に屬する官吏又は右二者共不在なるか又は支障ある場合は在本地政府獸醫。

（六）パレムバン、在本地農務技師及之に屬する官吏又は右二者共不在なるか又は支障ある場合は在本地林務技師及林務官

（七）パンカルピナン、在本地農務技師及之に屬する官吏又は右二者共不在なるか又は支障ある場合は在本地林務技師及林務官。

（八）ベンカリス、在本地及林務官又は右二者共に不在なるか又は支障ある場合は其職務を代理する官吏。

- (9) ポンチャナツク、在内地農務技師及之に屬する農務官又は右二者共に不在なるか又は支障ある場合は在内地林務技師及林務官。
- (10) サマリンド、在内地林務技師及之に屬する林務官又は右二者共に不在なるか又は支障ある場合は其職務を代理する官吏。

(四) 左に掲ぐる生植物に對しては一九二六年九月二十七日附總督令(法令第四二七號)の規定を適用せず。

(イ) 左記野菜、藥草、果實及藥用植物 (品名略)

(ロ) 左記觀賞植物の種子 (品名略)

(ハ) (一九二九年八月十二日附決定を以て廢止し左の新項目を定めたり)

(a) 野菜、球根植物(馬鈴薯を除く)、根但し消費又は醫藥上の使用に充てられたるものに限る。

(b) *Pootgoed van sjalotten en knoflook*

(c) 杏實、落花生、穀物、栗、蔞蘿種子、丁字 *lengkak*、肉荳蔻、クルミ *Pakwo*、胡椒米、*soelasi* 等の如き乾燥したる果實、但し消費又は醫藥上の使用に充てたるものに限る。

(ニ) 脱穀したるココ椰子實

(ホ) 食用茸 (*agaricus*) の菌糸

(ヘ) 學術的研究の目的を以て在バスルアン瓜哇砂糖試驗所に宛てタンジョンブリオク及スラバヤに輸入する甘蔗の幹莖

(五) 生植物の蘭領印度輸入に對し左記條件を定む。

第一條 (一) 一九二六年九月二十七日附總督令(法令第四二七號)第二條に定むる生植物の輸入に對しては本條

左記各項の規定を適用する外、尙其輸入に對しては原産地政府の専門家又は關係官憲が發給したる「當該植物の種類、數量及其輸出の時に於て植物性又は動物性の病虫害なき旨を證明」せる證明書を提出することを要す

(一) 原産地が和蘭、獨逸、白耳義、波蘭、英國(イングランド、ウエールス、アイルランド及スコットランド)米國及加奈陀なる馬鈴薯の輸入に對しては前項の規定以外更に之に對し原産地國に於ける植物病害試驗所が發給したる「常該馬鈴薯には馬鈴薯病 (*Synchytrium endobioticum*) なきこと並右馬鈴薯の産地及其周圍五百「メートル」以内の地域に右病害なきことを證明」せる證明書を提出することを要す。

(二) 本條第一項の規定に拘らずヘヴィア種子、生ヘヴィア植物及其部分の輸入に對しては原産地國に於ける植物病害試驗所が發給したる「當該植物を採りたる樹木には南米葉病 (*Fusicladium macrosporium* 又は *Passalora heveae*) 及 *Phytophthora* 葉病なきこと並當該樹木を育成する農園に於ては前記病害の流行する國より原料を輸入したることなき旨」の證明書を提出することを要す。

(四) 支那を原産地とする植物を蘭領印度に輸入する場合は本條第一項に定むる證明書を提出するに及はず。

(五) 和蘭を經由して蘭領印度に輸入する果實に對しては本條第一項に定むる證明書の代りに在ワーゲニンゲン植物病害試驗所の發給せる検査證明書を提出することを得。

第二條 (一) 前條に掲げたる植物は本規定(一)及(二)に定むる検査官が當該植物の包装を検査したる上栽培植物に有害なる動物性又は植物性の病虫害なきことを認めたる時、或は必要の場合には之を消毒したる後にあらざれば之を自由に運搬することを得ず。

(二) 前項に述べたる検査の結果當該植物に動物性又は植物性の病虫害あるか或は其新しき痕跡を存し且消毒に依りても之を殺滅し得ざるものと認めたる時、消毒方法を施したるも完全に殺滅し得ざる時及病虫害の有

無に關し検査不可能なる場合は検査官は當該植物及其包装を燒棄す。

第三條 生植物を郵便に依らずして輸入したる場合輸入者は品物を船より下したる後遲滞なく輸入港に於ける検査官に通知することを要し又検査官は假令第一條に定むる證明書を同時に提出し得ざる場合と雖速刻輸入者又は其代理人と協議の上且次條の規定を參酌して當該品物の検査をなすことを要す。

第四條 (一)第二條に定むる検査の爲に輸入者は著荷後遲滞なく當該植物を原狀未開封の儘検査官の前に提出することを要す。

(二)検査官は必要と認めれば税關構外に於て検査を爲すことを得。而して此場合検査官は税關官吏に對し検査の爲當該植物を包装の儘一時搬出し自ら管理すべき旨の證書を交付すべし。若し同一包装中に數種の貨物を詰める場合は検査官は其包装中より一九二六年九月二十七日附總督令(法令第四二七號)及本規定の適用を受くべき貨物のみを搬出することを得。

第五條 (一)検査官に於て検査の結果燒棄する必要なしと認めたるときは當該貨物を輸入者に引渡すべし。若し税關構外に於て検査をなしたる場合に於ける引渡は第四條(二)項に掲げたる證書と引換に税關構内に於て之をなす。

(二)郵便に依る輸入の場合検査官は當該貨物検査の結果並消毒したる場合は其結果と共に之に對する輸入許可を當該郵便物又は之に添附せる郵便通知狀の上に記入す。

(三)其他の場合に於ては検査官は税關官吏に輸入許可證を交付し之に検査費及消毒費の額を記入す。

(四)若し當該貨物を返送すべきものと認めたるときは検査官は税關官吏の要求に依り其理由書を交付す。

第六條 検査官は沒收及燒棄處分をしたるときは之に關し調書三通を作成し、一通を輸入者に他の一通を税關

官吏に交付す。

第七條 検査官は毎月植物病害試験所長に對し同所長の定めたる方法に依り其検査報告書を提出すべし。

(八)一九二六年九月二十七日附總督令(法令第四二七號)第三條に定むる検査及其他の事務に對する手数料を左の如く定む。右手手数料は之を一九二四年九月二十五日附總督令(法令第四三九號)及一九二六年三月十四日附總督令(法令第一〇八號)の規定に基き植物病害試験所又は之に代りてなしたる検査及其他の事務又は他の諸外國に輸出の爲特に關係者よりの申請に依りなしたる検査等に對しても適用す。

(一)輸入の場合

(イ)貨物一包に付検査料、五〇仙 但旅客携帯荷物は一箇に付 三五仙

(ロ)小包郵便、見本郵便又は其他郵便物に對する検査料一箇に付 二五仙

(ハ)消毒料は一立方「メートル」又は、其端數毎に 七五仙 但小包郵便、見本郵便又は其他の郵便物に對しては最低額二十五仙とし、其他に對しては最低額一盾五十仙とす

(ニ)育苗費は百本迄は一本に付、一〇仙

百本以上の超過數は九百本迄は、各一本に付、五仙

千本以上の超過數は一本に付、三仙

尙植物の育成栽培に甚だ大面積を要する場合は之に對する費用は植物病害試験所長之を定む。

(二)輸出の場合

(イ)貨物一包又は旅客携帯荷物に對する検査料一箇に付 五〇仙

(ロ)小包郵便、見本郵便又は其他の郵便物に對しては一箇に付 二五仙

(ハ)消毒料は一立方「メートル」及其端數に付 七五仙

但し小包郵便、見本郵便及其他の郵便物に對しては最低額二十五仙とし、其の他に對しては最低額一盾五十仙とす。

尙輸入の場合なると輸出の場合なるとを問はず若し當該植物が検査の結果合格せざるときは前顯手数料を徴收せず、但し次項の除外例を設く。

検査及其他の事務を日曜日に行ひたる場合は手数料として前顯定率の四倍を徴收す。而して此場合は當該植物が検査に合格せざるときと雖之を徴收す。

(七)A.V.R.O.S 試験所に於て同組合員の爲に行ひたる検査及其他の事務に對しては前記(六)に定むる手数料を免除す。農、工、商務部の管轄に屬する各機關及施設に對しなしたる検査等に對しても同様之を免除す。但同部の經營する農企業に對し爲したるものは此限にあらず。

(八)生植物の蘭領印度輸入許可書及右沒收調書の書式を別紙の通り定む。

(書式は省略す)

第 二 章

本規定は第一章(五)の第一條第二項の規定を除く外、一九二六年十一月十五日より之を施行し(五)の第一條第二項の規定は一九二七年二月十五日より之を施行す。

追 加 規 定 (一九二九年十月二十一日附農、工、商務部長官決定第九六〇/A)

第一條 一九二六年十一月三日附本長官決定第九七六〇/A.Z.の適用を更に左の如く擴張す。

(一)生果實及馬鈴薯の輸入港として更に左の諸港を追加指定す。

但し郵便に依る輸入を含まず。右に關しては一九二六年十一月三日附本長官決定第九七六〇/A.Z.の規定を維持す。

バリツクパバン及リンカス(タラカン)

(二)前記(一)に掲ぐる輸入に對し左の規定を定む。

(1)輸入したる生果實及馬鈴薯は税關長又は之を代理する官吏の輸入許可を得たる後にあらざれば之を自由に運搬することを得ず。

(2)右輸入許可は輸入したる果實及馬鈴薯に左記書類を添附提出するにあらざれば之を下附せず。

(イ)原産地國政府の専門家又は關係官憲の發給したる「當該輸入品の種類、數量を記し且當該果實又は馬鈴薯は輸出の時に於て栽培植物に有害なる植物性又は動物性の病虫害を有せざる旨」の證明書。

(ロ)馬鈴薯に對しては右の外更に原産地國に於ける植物病害試験所の發給したる「當該馬鈴薯には馬鈴薯病(Synchytrium endobioticum) なきこと並右馬鈴薯の産地及其周圍五百「メートル」以内の地域に右病害なき旨」の證明書を提出することを要す。

(ハ)輸入地に於て國民の衛生事務を管掌する衛生事務官又は右事務官不在なるか或は支障あるときは在内地B.P.M石油會社所屬醫師が輸入果實又は馬鈴薯を検査の上發給せる輸入許可支障なき旨の證明書。

(3)前項(2)の(ハ)に定むる醫師は検査の結果左記事項を認めたる場合は證明を發給することを得ず。

(a)イ)果實に付ては其果實又は包装に果實蠅の侵蝕又は又新しき痕跡ある場合。

(ロ)馬鈴薯に付ては馬鈴薯病ある場合。

(b)前記病虫害の有無に關し検査不可能にして此等病害の殺滅をなし得ざる場合。

(4) 醫師に於て果實又は馬鈴薯を検査したる結果輸入を許可すべからずと認めたるときは之を燒棄することを要す。

(5) 支那産の果實に對しては前顯(2)の(イ)に定むる證明書を提出せざる場合と雖之を許可することを得。

(6) 輸入許可に對しては一梱に付三十五仙の手数料を税關に納入することを要す。

(7) 輸入したる外國産の果實及馬鈴薯は之を再輸出することを得ず。

(三) (不要に付省略す—検査證明等の書式)

第三條 本規定は一九二九年十一月十日より之を施行す。

三、商品見本 蘭領東印度では原則として商品見本は輸入税を課せられないのであるが、實際に於ては税關當局は海外よりの商品見本に對して一々商品價値を附する爲に大抵の場合輸入税を課せられて居る。

輸入税賦課の最低評價は一盾とされて居り、且つ商品見本は大抵種々の物品を包含して居るものであるから無價値と明記ある商品見本であつても、殆んど例外なく不當な輸入税を課せられて居る有様である。

尙又郵便局では無價値と明記ある商品見本の小包にして、輸入税を課せられて居るものに對しては總て不足税を課すと云ふ立場を固持して居るので、見本原價は受取が殆んど不可能となる程、法外に高價なものとなつて終ふのである。

斯くて外國より當蘭領印度へ輸入税無しに無價格商品見本を郵送することは不可能なことになる、只普通の郵便小包に依る外に方法がない譯である。之とても態々無價値の商品見本を普通の小包郵便で送ることは費用嵩まり實際上不可能であるから、蘭印では無價値商品見本の取扱制度は有名無實で、實際上は廢止されて居ると云ふ現状である。

四、模造商標に關する注意 邦商に依る商標又は名稱の模造は藥品、自轉車タイヤ、加工織物、化粧品等多數の商品に付見受けられるのであるが、今や本邦商品は其價格に於て低廉なるのみならず其品質に於ても優良なることが一般消費者に熟知せられて居る現状であり、醫藥品に就ても日本の進歩を嘆賞する歐人醫師少なくない次第であるから、實際上より云ふも何等歐人の商標又は名稱を模倣して品質の優良を故意に銜ふ必要はなく寧ろ堂々と日本独自の商標及名稱を以て販路の擴張を圖ることが將來の爲利益ではないかと思はれる。反之若し一時賣出上の便宜の爲外國商標又は名稱の剽窃に近きことをするならば、輸入に當り既存商標又は名稱の類似品として問題を起し却つて販路を失ひ又は裁判若は損害賠償のため不慮の損失を蒙る恐れがないではないから此點に關して充分考慮すべきである。

比 律 賓

一、原産地證明書及領事送状の要否並必要記載事項

(イ)原産地證明書、必要なし。

(ロ)領事送状、比律賓の關稅賦課方法中從價稅は輸入當時の商品價額に據らず、輸出當時の價額(輸出國主要市場に於ける輸出品としての卸賣價額及荷造費用の合計に對し賦課せられ、運賃保險料、船積費等は所謂輸出當時の價額中には包含されない)を以て稅率賦課の基準とするのであるから、輸出地に於ける領事送状は絶対に必要である。

而して米國領土以外よりの輸入に依るものは船積の際又其以前に送状を製造購買地管轄の領事館に提出するを要する。但し比島稅關長は其裁量に依り右領事送状なきも商業送状丈で無稅品の輸入を許すこともある。(關稅法第十八條)。

送状には輸出國の通貨を以て眞價を記し、若し買付けたる物品なるときは實際に支拂はれたる通貨を以てし、且つ該商品に關する正確なる記載、箇數、重量、數量等を關稅用語を以て記載せねばならぬ。所要枚數は四枚、並びに買付けたるものなるときは所有者又は出荷人の署名、買付けたるものでなければ買付人、製造者又は所有者の署名が必要である。(關稅法第十六條)

船客の自用品以外は、價額百弗を超える貨物は必ず領事送状を要する。若し荷受人に於て直ちに領事送状を提出することが出来ない場合は、稅關吏に對し提出不可能なる旨の宣誓書を提出し、稅關吏の決定する期間内に送

状を提出する爲規定の保證金を供託せねばならぬ。尙右宣誓書には送状同様の「ステートメント」を附する要ありと共に、稅關吏は當該「ステートメント」に付關係人の立證を求むることがある。(關稅法第十七條)

右領事送状添附の要否に關する輸出價額即ち米貨百弗未滿なりや否やの算定に關しては、曩に爲替關稅法 Parity Act の實施に伴ひ「ミント・バリユー」に依るべきや又は圓爲替相場に依るべきやの議論があつたが、比島中央稅關長は一九三二年十二月三十一日「メモランダム・オーダー」を以て、輸出價額の算定は爲替相場に依つて換算する旨を公表した。

一九〇九年比島關稅法抜粹第一六條乃至第一八條の貨物送状に關する規定

PHILIPPINE TARIFF ACT OF 1909
INVOICES.

Sec. 16. That all invoices of imported articles, goods, wares, or merchandise shall state the true value thereof in the currency of the place or country from whence imported, or, if purchased, in the currency actually paid therefor, shall contain a correct description of such articles, goods, wares, or merchandise, With true numbers, weights, and quantities, in the tariff terms of this Act, and shall be made in quadruplicate and signed by the owner or shipper, if the merchandise has been actually purchased, or by the manufacturer or owner thereof, if the same has been procured otherwise than by purchase, or by the duly authorized agent of such purchaser, manufacturer, or owner.

Sec. 17. That except in case of personal effects accompanying a passenger as baggage, or arriving

within a reasonable time before or after the owner, no importation of any articles, goods, wares, or merchandise, exceeding one hundred dollars in dutiable value, shall be admitted to entry without the production of a duly certified invoice of the kinds hereinafter described, or the filing of an affidavit made by the owner, importer, or consignee before the collector or customs, showing why it is impracticable to produce such invoice, together with a bond in an amount to be prescribed by, and with sureties satisfactory to, the collector of customs, for the production of such invoice within a reasonable time to be prescribed by said official. In the absence of such invoice, no entry shall be made upon the aforesaid affidavit unless the same be accompanied by a statement in the form of an invoice or otherwise, showing the actual cost of such merchandise if same was purchased, or if obtained otherwise than by purchase, the actual market value or wholesale price thereof at the time of exportation to the Philippine Islands in the principal markets of the country from whence imported.

This statement shall be verified by the oath of the owner, importer, consignee, or agent desiring to make the entry, taken before the collector of customs, and it shall be lawful for that official to examine the deponent under oath regarding the source of his knowledge, information, or belief, concerning any matter contained in his affidavit, and to require him to produce any correspondence, document, or statement of account in his possession, or under his control, which may assist the customs authorities in ascertaining the actual value of the importation or of the any part thereof; and in default of such production when so required such owner, importer, consignee, or agent shall be thereafter debarred from producing any such correspondence, document, or statement for the purpose of avoiding the imposition of additional duty, penalty, or forfeiture incurred under this or any other Act in force in the Philippine Islands, unless he shall show to the satisfaction of the court or

the collector of customs, as the case may be, that it was not in his power to produce the same when so demanded; but no articles, goods, wares, or merchandise shall be admitted to entry under the provisions of this section unless the collector of customs shall be satisfied that the failure to produce the required invoice is due to causes beyond the control of the owner, importer, consignee, or agent.

Sec. 18. The invoices required by the preceding section shall, at or before the shipment of the merchandise, be produced to the consul, vice-consul, or commercial agent of the United States of the consular district in which the merchandise was manufactured or purchased, as the case may be, when importation into the Philippine Islands is from a country other than the United States of America or any territory or place under the jurisdiction and control of the Government thereof: Provided, That the Insular Collector of Customs may, in his discretion, dispense with the requirement for the consular invoices prescribed in this section in case the merchandise for which entry is sought is free of duty under this Act, in which event a commercial invoice certified by the purchaser, manufacturer, seller, owner, or agent shall be filed: And provided, further, That when the importation is from the United States of America or any territory or place under the jurisdiction shall be to a collector of customs, deputy collector of customs, or United States commissioner.

Invoices shall have indorsed thereon when produced as above prescribed a declaration signed by the purchaser, manufacturer, seller, owner, or agent setting forth that the invoice is in all respects correct and true and was made at the place from whence the merchandise is exported to the Philippine Islands; that it contains, if the merchandise was obtained by purchase, a true and full statement of the time when, the place where, the person from whom the same was purchased, and the actual cost thereof, and of all charges thereon; and that no

discounts, bounties, or drawbacks are contained in the invoice except such as have been actually allowed thereon; and when obtained in any other manner than by purchase, the actual market value or wholesale price thereof, at the time of exportation to the Philippine Islands, in the principal markets of the country from which exported; that such actual market value is the price at which the merchandise described in the invoice is freely offered for sale to all purchasers in said markets, and that it is the price which the manufacturer, seller, owner, or agent making the declaration would have received and was willing to receive for such merchandise sold in the ordinary course of trade in the usual wholesale quantities, and that it included all charges thereon; that the numbers, weight, or quantity stated is correct, and that no invoice of the merchandise described differing from the invoice so produced has been or will be furnished to anyone. If the merchandise was actually purchased, the declaration shall also contain a statement that the amount shown and the currency stated in such invoice is that which was actually paid for the merchandise by the purchaser. Said declaration shall be duly sworn to by the purchaser, manufacturer, owner, or agent before the officer to whom produced.

二、船荷證券及積荷目録作成に關する注意

積荷目録は船荷證券に依つて作成せらるるものである關係上兩者は同一であるべきであるが、必ずしも間違ひが生じないとは云へない。此點に關し比島行政法第一二二八號「積荷目録の項」末尾に

「積荷目録は如何なる場合と雖も是を變更若しくは改竄すべからず。但當該船舶入港後船長、荷受人又は其代理人が宣誓の上是が訂正を行ひ原本積荷目録に添附する事を得」と規定されてある。

例之包装の特殊記號が四五八であるのに積荷目録に五四八とあれば當然誤りであることが解るが、一度作成し

た積荷目録は猥りに之を改竄することは出來ず、船舶入港後其事實を證する材料を添へて訂正書を添附するより外に方法がない。積荷目録の訂正には一件五十仙（比貨）を支拂ふべき規定である。

又輸入手續書は積荷目録即ち船荷證券に依つて作成せらるべきものであるが、商品名の記載が近來非常に嚴重になり、硝子製品を單に硝子器とし、又莫大小肌着を綿製品とすることは、税關の誤解を招き易いから比島關稅規定が要求する商品名を積荷目録及船荷證券共記載せねばならない。

尙比島行政法第一二七三號に依れば「商品の説明」と云ふ見出しで

「商品の輸入手續書記述は關稅規定の條項及送狀記載の通貨に依るべきものとす。

各種商品の價額は輸入者の申告に基づき、夫々同一率の課稅項目に分類し各商品の合計を明示すべきものとす。輸入者が輸入手續書に記載する稅率は單に參考に供するのみにして關稅算定に對する税關長の分類を左右するものに非ず」とある。

各税關海事課は船會社から廻付された積荷目録及船荷證券と、輸入者から提出された輸入手續書とを照合して何れにも誤りがなかつた場合には直ちに其書類を受付けるけれども、然らざる場合は是が訂正を要求され、從つて商品の引取に思はぬ日數を要するから、輸出業者は比島關稅規定を調査して、商品名を誤り訂正料を仕拂ふのみか、時に虚偽の申告として罰金を科せられる様なことのない様注意するを要する。

三、原產地標記及數量の表示

一九一七年比島行政法第一二七二條の規定に依れば總て外國製品は包装上並商品上の見易き場所に明瞭なる文字を以て原産國名及び貨物の數量を「マーク」、「スタンプ」、烙印又はレッテル附しなければならぬ。然らざれば通關を拒絶せられる。

四、混合荷物の評價

比島に於ては一個の荷物中税率の異なるものが詰合せられ直ちに兩者の評價を決定し難い時は高率品に據つて課税される。

但し輸入者が通關後荷物引取り迄十五日間に税關吏の監視下に自己の危険及費用を以て之を分類する場合は此限りでない。

五、古新聞雜誌輸入規則 (一九三〇年十月十八日附 比島税關令第二六五號)

第一條 比律賓群島内へ輸入せらるる古印刷物(新聞紙、雜誌並其他類似のもの)の積荷は合衆國植物檢疫管理所又は船積港に於ける他の當該衛生官憲により消毒又は燻蒸消毒が執行せられ其證明書の添付しあるに非れば之を通關することを得ず。

第二條 古印刷物(新聞紙、雜誌並其他類似のもの)の積荷にして合衆國植物檢疫管理所又は船積港に於ける他の當該衛生官憲により消毒又は燻蒸消毒證明書の添付しあらざるときは當該品輸入者は比律賓群島内の到達港に於て消毒又は燻蒸消毒を爲すことを得べし。

但し此場合に於ける消毒又は燻蒸消毒は所定の消毒標準に適合するものなることを比島衛生當局より税關に對し證明することを要す。

第三條 本令は公布の日より四十五日後に實施す。

六、肉類の輸入手續

比島に輸入せらるる肉類には衛生證明書を添附せねばならぬが、一定の様式はなく、只當該罐詰若くは耐貯肉の「プロセス」を概述し衛生上何等懸念の必要ない事柄を認め、之に領事の裏書があれば差支へなく。一般に用

ひるる Meat Certificate の形式は左の通りである。

一般に用ひられる Meat Certificate の雛形

1. I hereby certify that the shipment of (Kind of meat) consigned by... to... and designated by (distinguishing marks) is the product of (kind of animals) which by ante-mortem and post-mortem veterinary inspection were shown to be free from disease and suitable for food, and that the meat has not been treated with chemical preservatives or other foreign substance injurious to health.

2. I hereby certify that the meat-product factory of the firm of... is located in the meat-inspection district of the province of...; that the animals killed in that establishment are subjected to competent official veterinary ante-mortem and post-mortem inspections; that all of the meat sold by that firm is the product of animals free from disease; and that all meat and meat-food products of that firm are from chemical preservatives or other foreign substances injurious to health.

七、藥品の輸入手續

藥品は總て化學成分を英語若くは西班牙語で説明するを要し、輸入に先立ち當地科學局の試験を了らなければならぬ。

八、輸入品の包装に對する連續番號標示規定

第二條 比律賓群島各輸入港に到着したる總ての輸入商品の包装及容器は各別個の積荷に對し連續的番號を附すべし。

而して上記の連續番號は他の記標と同様是を申告し通關すべきものとす。

但し、該規約は石油、ガソリン、ベンチン、石炭、麥粉、米、生野菜、生玉子、冷凍物の如き大量の貨物には適用せず。又合衆國より直接輸入せられたる貨物及び税關局第四七九號を以て布告せられたるものも亦同じ。桶又は箱に詰められた麥酒、ワイン、リキユール、鐵釘、繫釘、同一種類の罐詰等の大量貨物にして、五百バールス若は五百箱又はそれ以上の場合は是を大量貨物と見做す。若し數量が右以下なる場合は貨物に連續番號を附すべし。

九、包装用稻藁の使用禁止

一九三二年二月以降比島輸入品に對する包装用稻藁は其使用を禁止せられて居る。右稻藁は繩筵等の製品に至る迄輸入を禁止されて居るので、之に代ゆるに葦にて製したる「アンペラ」、疊表、其他襪襪、絲屑、絲屑、鉋屑、紙等は差支へなく、靱殻は禁止されては居ないが水分を含むときは害蟲發生の惧があるから成る可く使用せざる様比島税關では希望して居る。

暹 羅

一、領事送狀及原產地證明書の要否

兩者共其必要はない。

二、商品上及包装上に原産國名標記の要否

原産國名標記を要する規定はない。寧ろ一般的には本邦品に對して之を明記せざるを喜ぶの風がある。但し之は商策上商品の種別に依り原産國名表示の方が得策なる場合もあらうから、勿論個々の商品に付て研究すべきものである。

三、包装上の記號及番號

輸入品の包装上には必ず記號及番號を附し、送狀及輸入申告書記載のものと合致せしめなければならぬ。

四、輸入手續上の必要書類

輸入手續上の必要書類は送狀と輸入申告書である。

五、送狀作成上の注意事項

送狀は暹羅語又は英語を以て明瞭正確に記するを要する。誤字又は不正確なる文字の使用は屢々問題を惹起して通關の障害を招くから嚴に注意せねばならぬ。所要枚數は二枚で記載事項は左の通りである。

荷受人名、番號及荷印、貨物の名稱、船名、船積港名、貨物の種類、數量（總量及純量を記、但し液體品

は「ガロン」、酒精分は「リットル」等税率表通りに記すこと、價額（荷造費、運賃、保険料及其他の船積費を含む）、單價及總額等。尙、彼南、新嘉坡、香港の三港を経由して輸入せらるゝものは其原産地を明記せねばならぬ。

右記載事項中價額はC・I・D價額で之が課税の基準となるのである。若しF・O・B價額を記する場合は運賃、保険料及其他諸掛を附記して置かねばならぬ。之等諸費用が明記してないと、税關吏は自己の推定を以て之等の諸費用を加算し課税するから輸入者にとり甚だ不利な場合があるのである。

六、送状無き場合の通關

送状が無い場合は Bill of Sight と云ふ「フォーム」に記名捺印の上、税關長の許可を得て貨物の内容を調査し、然る後申告書に明細記入して通關が許可されると云ふことになる。

然し此場合課税は税關吏の任意の査定價額に依るのであるから輸入者にとつては甚だしく不利であり且つ煩雜な譯である。送状に數量の記載なき場合も同様の手續を要する。常に知れ渡つた商品で送状の到着が遅延した場合に於ける手續は、輸入業者が申告書を作成し Provisional Note なる語を附記して概算税金を Deposit の形式に於て支拂つた上引取るべきである。而して送状到着の上は概算税金を精算の上、不足なるは補ひ、超過せる分は返還を受けるのである。

七、型録、ポスター類

型録及ポスター類は無税であるが送状には矢張り數量を明記し無價値なることを附記して置く必要がある。其の他の宣傳用印刷物も同様である。

八、見本品

商業上價値なき見本は無税であるが、價値ありと認められたものは税率表に照合して課税されることは勿論である。

九、送状發送に關する注意

出荷人は荷受人の便宜を計り送状の發送を出來得る限り早目に行はねばならぬ。送状の到着が遅延した爲に荷物の引取が不可能となり、數日間でも倉庫に保管の已むなきに至ると、倉庫料の高率な盤谷では荷受人の損害甚大となり之が爲遂に荷物の引取りを拒絶するに至ることが稀でない。

海峽殖民地

海峽植民地に於ける輸出入申告取締新規定

一九三四年四月十六日海峽植民地立法會議を通過せる「一九三四年海峽植民地輸出入登記法」なる新法律が五月十四日發布實施された。

右は在來の輸出入取締法であつた處の海峽植民地法律第三十三號（輸出入法）を全部取消して今回新しく輸出入取締法を發布したのである。

左に重要な條項の要譯を掲げる。

第一條 本法は「一九三四年輸出入登記法」と呼稱す。

第二條 字 義（省略）

第三條 登録官の任命規定（省略）

第四條 本法下の取締條例制定權を監督に附與する規定（省略）

第五條 本法下の取締條例は立法會議の諮詢を要し通過の上は官報に掲載さるべき規定（省略）

第六條 (一) 若し輸出入登録官が本法下の取締條例に依り提出された書類、明細書、又は説明書等が不正確なりとの疑惑を有する時、該監督官は該書類に關聯せる現品を開函檢品するの權能を有す。

(二) 前項の檢品の目的の爲め登録官は輸入者又は輸出者に對し現品を政府專賣局内の檢査所へ供託を要求する事あるべし。

これに要する費用及其後の引取貨等は、提出書類説明書又は明細書が不正確なりし事を發見されし場合は該品輸入者又は輸出者が負擔すべきものとす。

第七條 政府の手にある輸出入申告書類、明細書、説明書等は何人にも公開せざる規定、但し新嘉坡及彼南商會會議所へ同所發行の Daily Imports & Exports (日刊輸出入積荷目録表) へ資料として報告する事は合法的性質のものとして特に差支なしとの規定。

但し輸入者又は輸出者は同商社の名稱又は輸出入商品の明細を公表される事を忌嫌する場合は書面に依る通告を受ける事に依り、政府はこれを認めて會議所發行目録中にも單に "Traders" (其他の商人) として引くるめて摘録する事を要する規定。

第八條 書面に依ると口頭とを不問本法又は本法下の細則條例規定に違反したるか、故意に不正の申告又は不正の書類を提出したるものは一千弗未満の罰金に處せらるべき規定。

但し登録官は有罰たるべき構罰事件を内齊又は特に示談にて解決し得る權限を有す。

第九條 係官の善意の失態は反訴控辯の理由とはならざる規定。

第十條 登録官及び其他の政府係官は刑法釋義下の公僕たるべき規定。

第十一條 海峽植民地法律第三十三號（輸出入法）を茲に取消す規定。

此の新法律に依つて注意せねばならぬ點は在來と異り輸出入者の申告を不正と看做したる時は當局は司法權を發動して現品を開函檢品し申告書と一々つき合はしてその申告の正否を確める權能を有つて居る事である。本邦輸出業者は新規則の此點に留意し書類（即ち送狀）の正確を期する様せねばならぬ。

海峽殖民地諸港（新嘉坡、彼南、馬拉加）は石油、酒、煙草、自動車の輸入以外輸入に當り有税品は何にもないものであるから送状は正確なるものを作成すればよい。
往々見受けられる「税關用インヴォイス」なるものゝ作成の弊は改むべきである。

英領印度

一、貨物輸出上の必要書類

領事送状及原産地證明書の必要はない。只普通の商業送状及船荷證券があれば宜い譯である。

右送状及船荷證券の記載事項に關して特に注意すべき諸點は左の通りである。

(イ) 荷印及番號——荷印及番號は送状に記載してある通り船荷證券にも記載すること。

記載事項が附合せぬ爲に Bill of Entry for Consumption の申告遲滯を惹起し罰金を徴さるゝことがある。

(ロ) 客積及重量——送状には貨物の容積又は重量（總量及純量）を明記すること。

(ハ) 價額——送状には必ず C・I・F 又は F・O・B 其の他價額に關する條件を明記すること。

(ニ) 支拂條件——送状面には契約書に基づく支拂條件を記すること。然らざれば送状面價額査證の爲、爲替手形の提示を要求せらるることがある。

(ホ) 手数料——手数料は例之 5% Return Commission と記載して Discount の如き文字を使用せぬこと。

Discount なる文字を使用すると税關は此額に對しても課税する。

(ヘ) 現金割引——現金割引を行つた場合は其旨送状面に記載せぬこと。但し爲替手形額面より差引き Credit notes を添附することを便宜とする。

(ト) 船荷證券に於ける内容申告——積出商品の内容に關しては商品取扱船會社に對し正直に申告することを要する。然らざる場合は 1/4 面記載事項と送状面記載事項とに相違を生ずることがあり、税關に於て此事

實が発見せられると二十留比以上一千留比の罰金を科せられる。

右は屢々運賃節約の目的で行はるることもあり或は不注意から起ることもある。

(チ)裏書——送状、B/L、保険証券の如き書類には Original, Duplicate, Triplicate に夫々輸出代表者又は権限を有する者の裏書を要する。

二、原産地標記

印度商標手續 (The Merchandise Marks Manual) 第十四條第一項及同第二十五條第二項及第四項に依れば英領印度に於て取扱はるる商品にして英國及英領印度以外の地に於て製造せられたものに付、該商品に名稱又は商標を附しある時、又は該商品の「レッツテル」又は「カバー」に名稱又は商標を附しある時は、明らかに英語を以て原産地を示さなければならぬ事になつて居り、若し違反の貨物は印度海關規則 (Sea Customs Act 1878) 第六十七條に依り罰金 (貨物價額の三倍又は一千留比を超過せざる範圍に於て) を課して輸入を許可せらるることもあるが、大抵は罰金を課したる上英領印度外に積替を要求せらるることとなつて居る。

而して右原産地は日本品に於ては普通に「Made in Japan」なる様式で表示せられて居るが、罎入煙草「ホップ」の蓋の如く Japan と省略しあるものもあり、右の如く單に Japan と國名のみを表示したるものは商標手續上の不明瞭なる表示に該當するものであり、又同一商品にして數箇所名稱又は商標のあるものは其箇所毎に原産地の明示を必要とするものであるが、罎入煙草「チェリー」の如く「カバー」には原産地を記入してあつても名稱及商標を附しある蓋には原産地の明示がないのは、之又明らかに規則違反の一である。

又「Made in Japan」の明記があつても検査官の見解如何に依つて罰金を科せられることもある。例之先年日本足袋株式會社大阪支店出品の委託品と廣島市安田商店出品見本との「ズック」靴が荷揚げせられた際、足

袋會社の「ズック」靴は「華盛頓靴」と稱し、糸國々旗様の商標の上に Washington の英字があり、又安田商店のは「亞米利加靴」と稱して、英字と共に日本語で「アメリカン靴」と浮彫式に刻み込まれてあり、兩者共に「Made in Japan」の文字を殆んど同じ大きさに護謨印にて押してあつたことがある。然し捺印の箇所は前者は靴底に、後者は靴の内側にあつた處、税關検査官の見解に依り前者は罰金を科せられ、後者は無事に通過を許可された。即ち「原産地名標記規定」に依れば「原産地名は名稱商標又は偽商名より早く磨滅すること無き様表示すること」とあるから前記の「ズック」靴に關して税關では内側に捺印したのは消すことが困難なるに反し、靴底の護謨に捺印されてあるものは容易に消すことが出來ると云ふ見解を採つた譯である。

三、商品上に量目單位の要否

商品上に量目單位の記入を要するや否やに關しては印度海關税法又は商標條例等に何等の規定もない模様であるが、税關に於て課税又は統計作製等の便宜上或種のものに對しては之を記載せしむることとなつて居る。且つ一九二九年五月「ジェネバ」に於ける國際労働會議の協定に依り、重要貨物に對しては其の重量記載をなすこととなつたので、「カルカッタ」港務部に於ては一九三一年二月港務部内規を制定し一個三十五斤以上の貨物に對しては、船長の義務として重量を申告せしむることとした。其の便宜の爲にも商品上に量目單位の記入をなすことは望ましきことなるのみならず、税關並に港務部に於ては或種商品に對しては量目單位の記載を要求し居る關係もあり旁々本邦品に對する取扱は特に嚴重であるから、之を記載し置くのが安全第一である。

四、其の他商品輸入手續に付注意すべき事項

量目に依り課税せらるるものに付ては、之を送状に詳細記入するか或は Weight List を必ず添附し、尙商品の品質に關して明細の記入を忘れてはならない。例して靴下を單に Socks としただけでは不十分であり、必ず

絹、綿、人絹又は其交織等の別を明らかに區別し置くことが必要である。

又一般積出貨物の包装に注意するは勿論であるが、硝子類、陶磁器等壊し易き物の包装には特別の注意を拂ひ「内容壊れ物」、「取扱注意」等の「マーク」を附し置くことが便利である。

印度取引商店に對し邦文の手紙又は商品の説明等に邦文を用ふるものもあるが之は絶対に避け成る可く英文を用ふる事が肝要である。

元來印度人は兎角商品の瑕疵、取引上の缺陷を利用し事毎に「クレーム」を好む者であるから、見本と現品との品質、註文期日、船積、送状等に付特に留意し聊も苦情の餘地なからしむる様注意すべきである。

五、印度人の商品模様及商標に對する嗜好

(イ)色彩の濃淡或は種類 色彩に對する印度人の嗜好は近來一般に世界的となつて、諸外國の流行を過分に取るゝ爲、昨今印度人獨特の特異點を餘り發見しないが、大體に於て日本人の嗜好に比較しては濃厚であり、支那及蘭領印度方面向商品に比べては淡泊と思はれる。例へば印度人は支那人と同様に金色の彩色を好み、婦人服サリ、子供服、子供帽子には好んで金糸の刺繡を施し、陶磁器、硝子器のデザイン及び腕環、頭髮用品などの装身具にも多く金色を使用するが、其彩色方法が支那人向に比較すると概して淡泊である。尙色彩は多く淡色より濃色を好み、水色、空色、薄茶、桃色よりは青、緑、ブラウン、赤などを歓迎する傾向がある。

(ロ)模様の種類 模様は品種により相違する爲に論ずることは出来ないが、一般に平凡なる線の配列、同じく花鳥などが多く、高尚に圖案化せられたるものは少ない。尙人物、動物のデザインは或は一部の商品に用ひらるゝが一般的には餘り歓迎せられて居ない。

(ハ)文字 文字は英語、ヒンディ及ウルドゥが代表的なもので多く用ひられ、其他地方語ではベンゴール方面にベンガリー語、孟買方面にはグジャラト語、マドラス方面にてはタミール語などが使用されて居る。尙地方語は各方面に多數の言葉が用ひられて居るが省略する。

(ニ)商標に對する嗜好 昨年五月頃マホメットの肖像圖案の花莖が本邦からマドラス港に入荷した事があつたが當時同地方の回教徒は右圖案に對し教主の神聖を冒瀆するものとして非常に激昂して問題を惹起したので甲谷陀帝國總領事館に於ては外務省に向け右事實を報告し、本邦當業者の注意を促した事があり、又其後甲谷陀市場に印度教クリシナ神の肖像を意匠とした陶器製瓦が入荷したので、印度教徒の反感を招き、前回同様大に問題となつた事がある。

甲谷陀には總領事館を始め多數本邦商社が存在し、日印通商關係が一層密接なる爲め、又一面當時日印通商問題で兩國の神經が可なり鋭敏となつて居た關係上、印度教徒の一部では結束して甲谷陀商品館並に總領事館に抗議を申込まんとした位である。幸に某邦商會に勤務する印度人が氣轉を利かして、在荷品全部の買占めを行ひ、該陶器製瓦を市場に出さなかつたので辛うじて事なきを得たが、一時は非常な騒ぎであつた日本商品では直に該品の輸入系統を調査し、將來の積出を中止せしむるやう臨機の所置を講じた。

從來本邦當業者は他國の神佛像或は宗教に關係深き物體を商品の意匠又は商標の圖案として使用し、當該國民の反感を招く事が屢々ある。是は相手國の宗教及び其國民の信仰狀態を研究せず、認識を缺いた結果であるから、苟も海外との取引を行ふ場合は、大體其國の風俗習慣、宗教關係等を十分調査して取引上行違の無いやう心掛けねばならぬ。假に我國民の絕對尊敬する神の肖像を意匠とする敷物又は敷瓦等が本邦に輸入されるとしたならば、日本人は決して其儘黙過しないであらう。

印度人の信仰に對する極端な一例を擧ぐれば、印度教徒は牝牛を神の使として非常に大切にす結果、絶對に牝牛を勞役に使用しないのみならず、其排泄物迄尊重し、糞便を乾燥して薪代用として使用する状態であつて、先年或回教徒が牝牛を殺害した事が原因となつて兩教徒間に大争鬭が持上り、多數の死傷者を出した事實がある。特に一八五七年印度軍隊反亂事件は、歴史上有名な事件であるが、是も回教徒及び印度教徒が極端に嫌忌する豚の油脂を英國政府が強いて小銃に使用せしめたのが原因であつた。斯様に信仰に關する事は兎角感情問題となり、大なる結果を惹起する事になるから、總て商品の意匠、商標の圖案等に對しては常に十二分の注意を要する。

尙印度向商品圖案に就て特に注意を要するは、拜火教徒が死體を食する禿鷹を不吉とし、汚物を食する豚を最下等動物として排斥するから、絶對的に意匠に使用してはならない事である。之に反し蓮華、百合、薔薇、虎、獅子、蛇、月、星等は回教徒も印度教徒も愛好するから、意匠としては適當である。又印度教徒は多く肉食を禁じて居るから、食器には魚類、動物の模様を使用するのは宜しくない。先年本邦から琺瑯鐵製品二十六種スープレ皿に金魚の意匠あるものが入荷されたが印度には金魚が餘り知られてない爲か全然賣れなかつた。又動物の脂肪を用ひた製品は一般に嫌忌する傾向があるから、石鹼、蠟燭、食料油等は植物性油の方が良い。然し已むを得ざる場合は動物性油使用の事實を明示しない様注意するが肝要である。其他牛骨製品も餘り歓迎されないから、齒刷牙等はセルロイド製とし色合もミルク色を避けて飴色又は青色等とすべきである

(六) 印度奥地商人との直接取引に就ての注意

近來印度奥地商人即ち甲谷陀、孟買、カラチ、マドラス、蘭貢等の開港地に非ざるデリー・ラホール、アムリツサ、ベンジャール等の商人で、本邦商人と直接取引を希望するものが多くなり、且又本邦商人にも是と

同様の希望を有する者が多いのであるが、右取引には次の様な面倒を生じ取引の圓滑を缺き、不測の損害を招く虞があるから直接取引開始にあつては注意が必要である。

荷爲替を直接奥地商人に取組む時は、其引受け又は支拂を其註文所在地の銀行を経て行はるゝ爲に意外の日數を要する。然るに荷物は概して荷爲替其他の書類と同一便船で来るから、註文主がB/Lを入手してそれを夫れ、荷着港の Clearing agent 等に渡し、通關手續を爲す頃には多くの場合無料で該貨物を港内に保管する期限が切れ、多額の demurrage (日數超過増拂) を支拂はなければならぬ事になる。

依つて奥地の商人と直接取引をなす場合には豫め此の事を先方へ傳へ、當該輸入港に註文主の代理者を豫め定めて置いて、其者が荷爲替を引受け、又は支拂つて直ちに通關手續をなす様に手配して置く必要がある。尙着荷港に於てすらも書類遲着の爲に往々前記面倒を生じ勝なる故、出來得る限り書類は荷物より早き便船で發送する様心掛け度いものである。

参考 甲谷陀に於けるデモレージ

荷物船より積下した日から四日間を過ぎると最切の三日間は毎日一噸(四十立方呎、但鐵及金物類 Iron & Hardwares は從量にて一噸二二四〇封度)につき五安其三日間を過ぎると毎日一噸十安宛である。

錫 蘭

- 一、原產地證明書及領事送状の要否並に其の必要記載事項
原產地證明書及領事送状の必要はない。
- 二、商品上並に包装上に原産地名表示の要否
商標其他何たるを問はず商品上並に包装上に一字たりとも英字の記載ある場合は、原産地名の表示は絶対に必要である。反對に英字記號が全然無い場合即ち無印のもの及び日本語のみの記載あるものは原産地名の表示は無用である。

現行の一八八八年法令第十三號商品條例 “The Merchandise Marks Ordinance” 第十五條は商標及商品の表示に關し詳細なる取締規程を設け、商標の偽造、變造及模造は勿論虚偽の表示を附したる商品の販賣を禁止し、又外國品の輸入に付ては(一)偽造、變造、模造の商標を附したる商品の輸入を禁止する外(二)英國品又は錫蘭品に紛らはしき商標を附したる外國品は明瞭なる原産地の表示を有するに非ざれば其の輸入を禁止する旨を規定して居る。而して錫蘭税關に於ては苟も英字を以て表示せる外國品は悉く英國品に紛らはしきものと見做し原産地表示なきものは之を沒收處分に附する等其の取扱振りは頗る嚴重である。

尙原産地表示に付ては別に何等の形式を規定せず普通 “Made in Japan” なる文字を用ふるのであるが、他の文字と同じ大きさで明瞭に且つ常に商品名、商標に接近して記入せねばならぬ。更に包装上に「レベル」を貼附したときには此「レベル」内に前述の要領に依りて原産地名を表示すべきであり、若し原産地の表示が小さ

過ぎたり又商品名商標等に離れ或は「レベル」内に記入しなかつた場合は何れも規則違反として取扱はれる。前記の事柄は “Merchandise Marks Ordinance” 中の當該規定と税關當局の取扱振りを簡略に摘記したものであるが、同法は頗る廣範圍に亘り且微細の點にまで取締の規定を設け、制裁も亦體刑罰金沒收處分等甚だ嚴重であるから、本邦品殊に雜貨類の輸出に當りては當地輸入商と商談取極の際豫め商標並に商品名及び原産地表示等に關する同法取締り規定に違反せざるや否やの點に付き充分なる打合せを遂ぐるのが安全である。當地輸入商中には本邦へ注文に際し此の點を明確に通知することを怠り、爲に通關に當て税關にて同法違反として差押へ沒收せられた例が少なくない。

三、商品上に量目單位の要否

綿布、絹布其他の織物類にて普通ピース又はヤールにて取引せらるるものは、各一ピース毎に英字を以て明瞭に其の長さをヤール及端數あらば其の端數を以て表示することが必要である。

四、其他商品輸入手續に付き特に注意すべき事項

本邦品中錫蘭向輸出品の陸揚通關に當り最も問題となり易いのは前記原産地の表示に關聯するもので、最近錫蘭市場に於ける外國品の勢力漸次英國品を凌ぎ特に日本品の勢力増長の勢顯著となるに従ひ、英本國貿易保護の見地より神經過敏となつた税關當局は、動もすれば些少の手落を發見して違反處分に附し以て本邦品の輸入防遏を計らんとするの傾向がある様に窺はれるから此點特に注意を要する次第である。

彼 斯

一、輸入に關する一般的注意

彼斯の外國貿易は現在總て許可制度の下に統制されている。従て輸入は勿論、輸出も亦資金の國外逃避を防止するため一々法律の規定による手續を要する。

一般に輸入は法律の規定に特に除外なき限り、彼斯國の産物を輸出したる場合、其金額の八割五分の限度内にて許可されるのである。(一九三四年二月二十七日改訂)。而して如何なる外國品を輸入することが出来るかは毎經濟年度始(六月二十一日)前に其年度間の許可物品の品名と價額及それらの仕向税關の割當表(コンチンヂェントと稱せらる)が公表されるから、之に注意すべきである。即ち年度間の輸入は總て此の表の品目と價額とに限定せらるゝ次第であつて、之に記載なきものは禁止品と見做され、特許なき限り輸入することが出来なす。

新法律の施行後日淺く諸種の規定發表の運びに至らざるも一般手續上の概要を左に記することにする。尙之等手續上の不足其他關係事項は下記の商業獨占の新法律につき見るを要する。

二、關稅率

彼斯國關稅は復稅制度に依るもので稅率に最高と最低の二種あり、一は無條約國に、他は條約國に適用せられる。輸入品に對する關稅及稅金は重量による場合と價額による場合とあり、前者は總重量及正味重量に依り後者は外國貨にて表示されある場合も之を一定相場の彼斯貨に換算し、輸入税關所在地の市場卸賣相場に見積

り之を標準として關稅及稅金が徴收せらるゝのである。

三、原產地證明書及領事送狀

彼斯當局が必要と認むる場合は之等書狀の添附を要することになつては居るが、現在一般輸入には之を必要としなす。

四、商業送狀

輸出者の送狀は必ず之を添付するを要する。一定書式とてはないが、簡明に認むることは必要であつて、箱物、袋物、梱包等普通品なるときは品名、箇數、輸重量、正味重量、入數、容積、輸入地渡價額等解りよく認め、場合によりては別に明細書を添へるもよい。總重量、正味重量、入數、容積などは必ずしも税關の要求する處でないが、輸入検査を簡易にする助けともなる上、輸入後内地輸送上之が明記しあるものは便宜が多す。

送狀の價額即ち一般に記載せらるゝ輸入税關所在地渡價額は正當に記載せらるべきは當然であるが、關稅及税金課徴の標準とはならない。輸入が極度に制限せられている現在、夫等輸入物品の輸入地市場に於ける價額が多くの場合飛び放れて高いからであつて、査定を行ふ税關吏又は貿易專管法により指定された評價員は輸入税關所在地市場の卸賣相場を標準として輸入品の評價をなすことを嚴命されている。此の事は商業獨占の新法律にも明記されている。送狀は此意味では只参考とせらるゝに過ぎないが、他の意味と書類の完備上之を必要とするのである。

此場合、税關が採用するクラン(又はリアル)は金英磅を標準とし、一金磅を一一八クランに換算するもので、五クラン以上相場騰落ある場合は之を變更する。現に關稅及税金徴收には右換算率採用中である。

五、送状無き場合

關稅及税金徴收上送状の必要はないが、税關は便宜適當なる送状提出迄貨物の保管をする。原則としては送状は参考書類に過ぎないが、手續上特に輸入者に不利が多いから、送状なき場合輸入者は之を作成し提出するを常とする。

六、査定のための検査

關稅及税金徴收の爲になさるゝ輸入品價額査定上検査の要あるは當然である。其の要領は、綿布綿糸の如き壓縮したる同一形態の梱包物にて表面より内容を容易に察知し得る如き物品竝に自動車機械類、重量物の箱詰等は概ね之を解装しない。一般箱物は開装さるゝを常とするも、斯る場合、重量入數等に關し、内容を或程度迄正確に察知し得べき解り易い明細書が添へてあるときは査定員の手数を省き、容易に手續を完了することが出来る。又箱を開けた場合、見付易き所に簡單な内容明細書を入れておくもよく、總じて荷姿の完全なもの、送状の整備したものは検査を簡易に済ますことが出来る。

七、輸入許可證

税關に於ける一般輸入手續は別段特異な點とてなく簡單に行はれているが、通關手續上輸入許可證の提出が絶対に必要である。即ち輸入許可證なくしては如何なる物品も輸入が出来ないのである。輸入許可證は如何にして下附せらるゝかといふに、先づ彼斯國物産を輸出する必要がある。この物品輸出者が、何月何日迄には其受取代金たる外國爲替を政府又は其指定銀行に必らず賣却するといふ警約を當該税關にした場合には、先づ輸出證明書が下附される。本證明書は裏書によりて讓渡することが出来る。外國物品を輸入せんとする者は輸入許可局に輸入許可の願書を提出する場合、必らずこの輸出證明書を添へる必要がある。許可局にてはその輸入

せんとする物品は許可品であり、且つ添付の輸出證明書の金額の八割五分を超過していけない時には、出願者の名義にて茲に初めて輸入許可證を交付する。本許可證は讓渡が出来ない。大體右の順序で輸入許可證は下附されるのである。然しながら後記貿易獨占到關する新法律では、之に關し特に注目すべき規定を加へた。即ち同法第八條F項に依ると「下記の場合にありては輸入許可證は輸出證明書の提出を要せず之を發給す」とし同F項(二)に「出願者が輸入許可證發給後六ヶ月以内に、其の輸入と同額の外國爲替を政府に賣却することを誓約せる銀行の引受ある保證狀を提出したるとき」とある。之に依るときは商人又は商社が輸入許可證の下附を受けるに當り、此の規定に従ひ手續するときは、輸出證明書の提出を要しない。即ち輸入をなすに輸出を先にすることを要しないこととなる。輸入を行ひつゝ六ヶ月以内(輸出證明書の有効期間である)に之に相當する外國爲替を政府に賣却すればよいのである。従て信用ある輸入者であるならば、輸出證明書は讓渡も出来るのであるから、先づ見込通りの輸入手當をなしつゝ、後から外國爲替の買埋めをすればよいことになるから新法律は從來の法律に比し、此點で輸入に一特典を與へた譯である。

八、輸入許可品

毎經濟年度始めに公表せらるゝ「コンチンデント」に依る。

九、輸入禁止品

毎經濟年度「コンチンデント」に掲記なきものは禁止品と看做され、之が税關への仕向は禁ぜらるゝ外、税關に收容することも亦禁ぜられる。特殊の事情に依り禁止品の輸入をなさんとする者は其の理由を具し商務部に願出で特許を受けるを要する。

十、郵便による商品見本、贈與品、廣告物の輸入

商品として價值あるもの、商品見本及廣告物の輸入も原則として新法律に従ひ、「コンチンデント」に記載の品目に限定される。之等の送付に關しては從來通り普通に差出して宜敷物品到着時に於て、名宛人が第九條 G 項により所定の手續を行へば足る。但し「コンチンデント」に記載以外の物品は禁止品の取扱を受け、到着と共に没収又は返送せられる。贈品輸入に付ては尙貿易獨占の新法律第四條に依るべきである。

十一、原産國標記

商品又は其包装上に Made in Japan なる「マーク」を必要とする法規は存在しないが、之を附して置いた方が都合が好いとのことである。

彼斯國貿易獨占到關する法律 (一九三二年七月一日公布)

第一條 ベルシヤ國外國貿易は之を政府の獨占とす、天産と製造の總ての物品の輸入と輸出並に輸入物品と輸出品の數量と限度の指定の權限は本法の規定に準し政府に賦與せらる。

第二條 天産と製造の外國產物品の輸入は本規定に指定しある場合を除き、本法の規定に従ひベルシヤ國の天産又は製造の物品を輸出するの必須條件に従はざるべからず。

輸入と輸出の均衡は本法の規定に従つて指定せらる。而して政府は又國の經濟的利益に必要な場合、或る種の外國產天産物又は製造品の輸入に當りてはベルシヤ國產の或る種の特定物品の輸出を行はしむる權限を有す。

(註) 物品が通過貨物として國內に輸入せられたる場合は之を輸入と認めず、從てベルシヤ國產物の輸出によりて得たる輸入許可證の提出を要せず。之を要するに、若し通過貨物として輸入せられたる物品が、通過貨物に關する規定に違背し、ベルシヤ國內にて費消せられたるときは輸入者は商業獨占法の規定を履行せざるべからず。而して斯る物品に對しては輸入品に定められたる關稅及税金の二倍を課せらるる外其の物品が禁止品なるときは没収せらる。

第三條 (A)、政府は自ら輸入することを欲せざる外國產物品を輸入することを一定の條件と特別規定に従ひ個人又は商社に許與する權限を有す。

(B)、之がため政府は毎年經濟年度の始めたるテイル一月(六月二十一日)までに、其の年度間に政府が個人又は商社に輸入することを許可せんとする外國產の天産及製造物品のリストを公示すべきものとす。

(C)、右リストはコンチンデントと稱し、輸入商品の數量を指定し、且つそれらの仕向輸入稅關名も定めらる。
(註) 閣議決定の命令により各輸入稅關のコンチンデントは變更せらるることあるべし。

(D)、國內の缺乏を充足するに十分なる國產たる物品をコンチンデントに記入し、之を輸入せしむることは禁ぜらる。
(E)、土地にて得らるる物品なるも需要を充たし難き數量は其の不足の數量に限りコンチンデントに記入せらる。

(F)、或る種の外國產物品の輸入が、ベルシヤ國產物品の輸出を條件として許可せらるる場合も亦コンチンデントは相互の物品を取定め且つそれらの輸入と輸出の條件を規定するものなり。

(G)、政府は經濟年度間に於て、コンチンデントに公示濟の物品の數量と價額とを増加せしめ、又新たに物品を追加する權限を有す。但し如何なる場合と雖も、其の年度間コンチンデントに公示せられたる物品の數量及價額を減少せしむることを得ず。

(H)、コンチンデントへの新物品の追加及記入は總て之を公示せざるべからず。

第四條 國內にて供給し得ざる外國產物品の輸入に當り、下記の場合にありては政府はベルシヤ國產物品輸出の義務を免除する權限を有す。

(一)、政府が公用のため自ら直接輸入する物品にして、其の金額は外國爲替に關する一般政府收入及爲替義務の免除なき專賣品の輸出によりて收得せらるべき政府收入の五〇%を限度とす。

(二)、販賣の目的を有せず、個人か特に私用のために輸入する物品にして、外國人又は外國機關にありてはそれら物品

の購入資金かベルシヤ國內にて獲得せられあらざることを證する場合、並にベルシヤ國人又は國內機關にありては關稅免除の特典あるか、又は購買代金かベルシヤ國にて獲得しあらざることを證明せる場合に限る。

(三)、國內開發のため、即ち輸入品の精製又は輸出品としてのベルシヤ國産品の改善に使用せらるる機械部分品及附屬品にして、之等物品が政府の指定せる勘定の限度内にあり、且つ其の輸入に必要な外國爲替をベルシヤ市場に於て獲得せざるもの。

(註)、本規定に準じ輸入許可證を要せずして輸入せらるる物品はベルシヤ國産品の輸出の義務を免除せらる。

第五條 ベルシヤ國産物品の輸出權政府に屬するか、其の輸出特權個人又は商社に讓渡しあるか、若くは政府が或る種の物品輸出を保留し、禁止するかの場合を除く外、本法の規定を遵守するに於てはベルシヤ國産物品の輸出は、之を自由とし何等制限を加へず。但し政府は上記物品の品質改善上の凡ゆる施設をなし、且つそれらの模範となるべき様式の規定を定むべきものとす。

上記の施設の準備成り之が公示の後は政府は其の指定に基きて生産せられざる物品の輸出を阻止し、尙ほベルシヤ國産物品の聲價を損傷する惧ある外國取引を禁止する權限を有するものなり。

第六條 (A)、關稅及稅金賦課のために稅關吏がなすべき物品價格の査定の外、稅關吏は外國産物品の輸入を隨件する外國に向輸出せらるるベルシヤ國産物品の價格は之を正確に査定すべきものにして、(政府が指定せる價格の物品を除き)其の正確なる價格とは、輸出稅關所在地の市場、稅關所在地に市場なきときは國內近接市場に於ける卸賣價格に基かざるべからず。若し輸出時の稅關が國境に存在せざるときは、價格の査定は卸賣價格に稅關より國境までの運送費を加算すべきものとす。

(註)、輸出時に稅關にて徵收せらるる關稅及稅金は輸出價格に加算せらる。

(B)、物品がベルシヤ國境を離れたることを認定したる上は、稅關は輸出者又は其の代理者に各輸出物品に對し一つの證

明書を發給す。本證明書には數量價額品名仕向國並に輸出者氏名及輸出稅關名を記載す。專賣物品のためには査定價格の五五%に基く輸出證明書發給せらる。上記の要綱は特別登録簿に記載すべし。

(註)、輸出者が一枚の證明書の代りに數枚の證明書の下附を願出づる場合、それら證明書の合計金額が一枚の證明書の金額を超過せざるときは、稅關は其の願出を受理せざるべからず。但しこの場合輸出者は輸出證明書記載の外國爲替に對し、之と等價の誓約書を提出するを要するものなり。

(C)、輸出證明書は讓渡することを得、本證明書の有效期間はベルシヤ國産物品の輸出時に於て爲さるる爲替義務履行の誓約の日より六ヶ月とす。

(註)、本法施行前に發給せられたる輸出證明書にして其の有効期限を經過せず、また輸入許可證の下附を受けんがためにモノポリ局に提出しあらざるものは本法施行後發給せられたるものと見做さる。

(D)、輸出に方り、爲替の義務を要せざる下記の物品に對しては輸出證明書を發給せず。

(一)、旅行者の靴及私用品。

(二)、一、〇〇〇リアルを超過せざる價額に於ける外國宛の贈品及見本。

(三)、近岸航走によりてベルシヤの或る國境より輸出せられ他の國境を経て再輸入せらるべき物品。

(E)、下記物品に對しては輸出證明書を發給せず、但し爲替義務の免除は政府の特許に基くものなり。

(一)、石油生産品

(二)、漁獲物

(三)、郵便切手及トルコイス石を除きたる寶石

(四)、古美術品

(F)、輸出せられたる物品が再びベルシヤ國に積戻されるときは、輸出者は既に發給されある輸出證明書を之を返還す

るか又は之と同額の爲替を支拂ふべし、斯る證明書及爲替誓約は無効とせらる。

(G)、輸出せられたる物品に關する其の他の事項は閣議にて決定せらるる命令により規定せらるべし。

第七條 (A)、規定により豫め指定せられある場合を除き、總て輸出者は輸出證明書の受領を伴ふ物品の輸出時に於て其の輸出物品に對し、市場の自由相場並に書類交付の日の相場による爲替義務履行の誓約を政府になすことを要す。

(B)、此種誓約は政府が指定する送達書に從ひ的確に履行すべきものにして、輸出者又は其の代理者は輸出税關より輸出證明書を受領する以前に税關に之を提出すべきものとす。税關は右送達書受理の上は遲滞なく之を政府指定の官廳に送付すべし。

(C)、輸出者が政府に對し、輸出時に又は豫めベルシヤ市場に於て獲得せざりし爲替を以て輸出の總額を賣却する場合は其の輸出者は爲替の義務を免除せらる。斯る場合の輸出證明書は爲替義務履行の日より六ヶ月間有効とす。同じく物品賣却者が政府自身にして其價額がベルシヤ市場にて獲得せられざりし爲替を以て支辨せられたる場合も亦爲替の義務を免除せらる。

(D)、輸出者は其の爲替誓約書に從ひ輸出により收得すべき爲替を政府に賣却する義務あるものとす、爲替義務履行の期限は一年を超ゆることを得ず。爲替義務履行の件は輸出者が輸出により收得すべき外國爲替は政府又は其の指定銀行に賣却すべきことを證する爲替誓約書に記入すべきものなり。而して其の記入の後本爲替誓約書は効力を生ぜず。

(E)、輸出者が信據し得べき證據書類を政府に提出し、物品の賣却濟とならざることを立證するときは、政府は其の取引達成のため適當なる猶豫期間を與ふことを得。政府は或る特殊の場合に於て、輸出者の爲替に關する總ての義務を免除することあるべし。

(F)、輸出により收得し且つ政府に賣却せられたる爲替は總て政府又は其の指定銀行の執れに於ても之を特別勘定口に入るるものとす。經濟年度間に於ける輸出品中、第八條(c)項の規定に從ふ一般輸出より收得せらるる爲替、並に專賣

品の輸出によりて收得せらるる爲替は、一定の金額と數量に對し爲替義務の履行されたる輸出證明書に從ひて、許可證發給されたる所の輸入に對し支出せらるるものなり。其の爲替の賣却は爲替義務履行を誓約せる輸出證明書を具有する一定金額と數量との物品に對し與へられたる輸入許可證に從ひて許與せらるるものなるも、爲替義務履行の誓約なき輸出證明書による輸入許可證には賣却せられず。

一般輸出により收得せらるる爲替五割は國內工業の需要に充當せらる。

每經濟年度末に於ける輸出によりて收得せる爲替の殘額は政府の處理に之を委す。右殘額並に專賣品の輸出により收得せられたる爲替五〇％は政府又は民間の創設に係る工業の發達に充當せらる。若し更に餘剩爲替ある場合は、之を爲替相場安定のための準備金に充當す。

(註)、經濟年度間に發給せられたる輸入許可證のために必要な爲替は政府に處理を委ねられたる爲替を以て支辨せらる。

(G)、輸出により收得せらるる爲替の賣却は政府又は其の指定銀行以外の何人にも之を禁ず。違犯者は本法の規定に據り處斷せらる。

(H)、一般輸出により政府に賣却せられたる爲替金額は現金を以て政府又は政府を代表する銀行の關係者に引渡すべし。

(I)、外國物品の輸入をなすためには爲替賣却の義務を免かれず。

(J)、誓約額以上の爲替を政府に賣却する者は其の超過額に對して輸出證明書を受くる權限を有す。此種輸出證明書は爲替賣却の理由を記入したる證明書に對し商務部之を發給す。

(K)、政府は輸出により收得せらるる爲替の賣買公定相場を定む。同時に政府は必要ある場合、情況と時に應じ爲替の賣買及其他の業務を監視する權限を有す。政府は又一般爲替の公定相場及其他之が賣買の條件、爲替賣却に於ける政府の代理者たる銀行の義務及業務、輸出により收得せらるべき爲替の特別勘定組立方、輸入及國內工業に要せらるる爲替

の賣却、並に爲替相場に關する情報、輸出に關する義務を履行せざる者の氏名の移牒、又は輸入のために賣却せられたる爲替の返還其の他各種手續を決定すべきものなり。

(L)、ベルシャ國產物品の輸出によりて收得したるに非る爲替、特にベルシャ市場に於てベルシャ國に營業する銀行の發行する手形及小切手又はベルシャ國在住者が振出し又は裏書せる小切手は、輸出によりて收得せらるる爲替と見做さず。

第八條 (A)、政府は第三條規定に基くコンチンデント公示の後には遲滞なく特殊契約に従ひ許與せられたる物品の數量を差引き、其の殘高の輸入權を許可證の發給により個人又は商社に許與することとせざるべからず。

(B)、輸入許可證を受領するためには、出願者は輸入せんとする物品の説明、數量及價額、其物品の輸出國名、仕向税關名、出願者氏名及資格、輸入物品の到着豫定期日其他商務部に必要なる事項を認めたる願書を提出すべし。

本法に豫め規定せらるるもの外、出願者は輸入許可證下附のための願書には爲替の誓約を終りたる輸出證明書を添附せざるべからず、本證明書添附なきものは受理せられず。除外の設ある場合を除き、爲替義務履行の誓約なき輸出證明書に對し輸入許可證を發給することを禁ず。

(C)、商務部は出願者に對し爲替誓約濟の輸出證明書の八五%と等價なることを要する規定に基き、輸入許可證を下附するものとす。本許可證には、(B)項の規定により本許可證は爲替義務履行濟の輸出證明書に對し發給せられたる旨を記載す。

輸入許可證には尙物品輸入に必要な期間に對し適當なる有効期限を記載し、其期限以内に物品は輸入せられざるべからず。萬一到着せざるときは收得せる爲替は之に銀行の普通利子を加算して返還せらるべきものとす。之を要するに輸入許可證の有効期間は八ヶ月を限度とす。許可證には物品の買占め、不當値段による販賣等につき關係者の宣誓を記しむ。

(D)、政府又は其指定銀行は提示ある場合右許可證に對し爲替賣却の義務を有す。

(E)、輸入許可證は對人的に發給せられ、讓渡することを得ず。

(F)、下記の場合にありては輸入許可證は輸出證明書の提出を要せず之を發給す。

(一)、政府が或る種の契約に基き輸入及輸出に關し特別の命令をなしたるとき。

(二)、出願者が輸入許可證發給後六ヶ月以内に其輸入と同額の外國爲替を政府に賣却することを誓約せる銀行の引受ある保證狀を提出したるとき、而して若し商務部に對しこの爲替義務を履行せざるときは、輸出者は輸入と同額の外國爲替を政府に賣却せざるべからず。

(G)、物品の分配方法、個人又は商社に一回に許與せらるべき輸入數量の如き輸入許可證發給上他の諸條件は關議の決定する命令により之を行ふ。

第九條 (A)、輸入税關は税關を経て國內に輸送せらるる物品を收容したるとき、其税關所在地市場の卸賣相場に基き價格を査定すべきものにして、且つ輸入許可證の價額は査定價額と同額なるべきことに注意すべし。査定價額を越ゆる輸入許可證は税關にて無効とし商務部に返送せらる。

税關所在地市場卸値の外、近接市場の値段も亦價格査定之の根據となる。關税、税金及國境より税金までの輸送費は卸賣價格より差引かるるものとす。

(B)、輸入物品が國境にて賣却せらるる場合は、若干の利益を加算したる卸賣價格を以て價格査定之の根據とす。

(註)、價額査定に關する其他の規定は關議の決定する規定により之を定む。

(C)、輸入税關は査定價額と輸入の爲されたる許可證の價額とを記載せる物品輸入證明書を輸入者に交付すべし。

(D)、右證明書は輸入者が政府又は其の指定銀行に於て輸入のために買約せる爲替義務の解除をなす。

(B)、コンチンデントに記載なき物品を税關に輸入することは嚴禁す。而して税關が斯る物品の收容をなすことも亦禁ぜらる。

(F) 下記物品の輸入には輸入許可證の受領を要せず。

(一)、通過貨物及近岸航走貨物として輸入せられたるもの。

(二)、旅行者の靴及私用品。

(三)、金及銀の棒、粉又は貨幣。

(四)、新聞、雜誌、刑録其他之に類するもの。

(G)、贈品、見本若くは廣告の如き物品の輸入に對し、政府が定めたる規定によるときは、輸入許可證は輸出證明書添付の必要なく交付せらる。但し各場合につき政府の特別許可證の下附を受けざるべからず。

(H)、政府は或種の特別規程を設け、輸入品につき其の製造並に包装を一定形式によらしむることを得。

第十條 外國物品の輸入は總て貿易獨占法の規定に準じて行はるべきものにして、それら輸入物品に課せらるべき關稅及税金は金本位を根據として支拂はるべきものとす、輸出に對する關稅及税金も亦同一の根據により賦課せらる。

第十一條 (A)、本法の規定に違背して爲されたる物品の輸入は總て密輸入と見做し其の輸入品は沒收し、之を賣却して政府の收得とす。違背者は六ヶ月より一年までの禁錮に處せらる。

(B)、本法の規定に違背して爲替に關して爲されたる總ての行爲は詐欺と見做し、違犯者(主犯者、共犯者及幫助者)は不正取引をなしたる金額に相當する罰金を科せらるる外、一ヶ月より一年までの禁錮に處せらる。

(C)、輸出に關する自己の義務を履行せず、指定期日に、又は猶豫期日或は免除を受くることなく爲替賣却の義務履行を遅延し、物品輸入のために收得せる爲替を返還せず。指定の期限に物品を輸入せざる者は其の義務履行の外其の義務額の五分の一に相當する罰金を科せらる。

(註)、B及C項による罰金を支拂はず又は支拂ふこと能はざるときは違犯者は三ヶ月より六ヶ月までの禁錮に處せらる

(D)、本法の規定に違背し、輸出證明書、輸入可許證又は證明書を發給したる政府の職員、若くは規定に反し輸入及輸出物品の價格査定をなす者並に輸入許可證なくして輸入物品を輸入せしめ、之を税關に收容する者、又は輸出者より爲替賣却の誓約を徴せざる者(輸出時に之が履行を除外せられざる場合に於て)は一年までの禁錮に處せられ、官職を永久に剝奪せらる。

(E)、輸出證明書、輸入許可證を不正作成し、既に一度使用し廢棄せらるべき書類を行使し、又は書類の中の或る部分を不當に分離せる者は偽造罪を以て處斷せらる。

共犯者が政府職員なるときは刑罰の最高を適用せらる。

(F)、本法の如何なる規定なりと雖も、之に違背し行動せる者は瀆職罪の最高を以て處罰せらる。

(G)、罰金の三〇%の報酬は爲替の不正取引又は本法規定の違犯行爲を摘發せる者に與へらる。

第十二條 本法は裁可の後關係官廳により直ちに施行せらる。(七月十五日裁可)

パレスタイン

「インヴォイス」一九三二年七月三日附高級委員府布令

- 一、輸入貨物の總ての「インヴォイス」には該貨物の真正なる價額を表示すべく、尙現行關稅法の條件に従つて其真正なる數、重さ及量を示し貨物に關する正確にして且詳細なる記載をなすべし。
- 二、「インヴォイス」は製造家、荷送人、所有主又は之等の人々よりの正當なる權限を有する代理者により署名せらるる宣言を以て該「インヴォイス」は總ての點に於て正確且眞實なること、即右は貨物の價格及諸掛に關する眞正なる表示を含むこと、若し又右貨物が購買以外の方法にて得られたる場合には其の表示したる價額は現在の輸出市場價格に「パレスタイン」迄の貨物輸出に附帶する諸費用とを合計したるものなることを裏書するを要す。右宣言には證言あるを要す。
- 三、左記何れかの經費が送狀價額又は貨物の價格中に含まるる場合には「インヴォイス」は右包含せらるる各經費を各別に表示するを要す。右經費とは包裝費、輸出國に於ける運賃、船舶への積卸費用、港の經費、エーヂメントの口錢、鐵道又は海上運賃、各種の危險に對する保險料、及其他貨物を「パレスタイン」迄輸出する爲に要したる他の經費。
- 四、「パレスタイン」へ輸入さるべき貨物の總ての「インヴォイス」には左記各號を記入するを要す。
(イ)貨物の明細なる記述、其の中には各品目の有する名稱等級又は品質及販賣人又は製造家が販賣に當り用ふる商標數記號並に貨物包類の記號及數。

- (ロ)「パレスタイン」稅關の使用する名稱に従ひ米突制の重量及尺度を以て表示する各品種の容量等級及品質。
- (ハ)各單位の價格又は價額。
- (ニ)各包の總重量。
- (ホ)各包中に含まるる貨物の純重量。
- (ヘ)荷物の全總重量及純重量。
- 五、(イ)内部の包に對し課稅せらるる場合には、各品目に付表示すべき重量は右内部の包含する貨物の重量たらざるべからず。貨物が二個又は夫以上の包を以て包まれ、其の中の一つか外側の箱又は包なるときは、内部の包は該貨物が通常小賣にて販賣せらるる時其の包の儘にて賣らるるものと見做さるべし。尙貨物が小賣の際ばらばらにて賣らるるものにあつても、右が輸入に當り内部の包に封入され居る場合には該貨物の重量は内部の包の目方をも包含せしむべきものとす。
- (ロ)反物の形にある織物の場合には——製作品を含まず——「インヴォイス」には織物の構成例へば綿、毛、綿絹交織等各反の長さ、幅、重量及び各種類の一平方米突の目方品位品質等を示さざるべからず。二個又は夫以上の原料より成る織物の場合には原料各種の割合を掲ぐるを要す。
- 六、荷物か一個以上の包装より成るとき各包の内容に關し記載を要する明細事項が「インヴォイス」中に掲げられざる場合には、別個の明細書に之を記述し且其要領を「インヴォイス」中に記載すべし。何れの場合に於ても「インヴォイス」は右包装の記號と個數並に貨物の分量内容其の全價額を示さざるべからず。
- 七、旅行者が携帶するか、若くは其の來着の前後豫定の時日に到着する家具又は自家用品の場合を除く外は、如何なる貨物と雖本規則の命ずる各種事項を記入しある「インヴォイス」を作成しあらざるものは、之を輸入す

ることを得ず。但し税關收税吏が右「インヴォイス」を作成し得ざりし理由が、其の貨物の所有者、輸入者、受
托者又は代理人等の如何ともなし得ざる原因より生じたるものなることを認めたる場合は此の限りにあらず。

一九三二年十二月一日附税關長の布告

一九三二年七月三日附高級委員の布告したる規則に關聯し「インヴォイス」の正確にして且信憑すべきことを
證する個人又は會社々員の署名に對する證據の作成は、該「インヴォイス」を發行する輸出商社の重要な書記
又は主席書記の如き信用し得べき使用人之に當るを得るものとす。

IMPORTANT NOTICE TO IMPORTERS OF TEXTILES.

ハロスタイン商業會議所の印刷配布したる織物輸入規則

96

Importers of Textiles are hereby notified that in future, original invoices for all kinds of textiles will be
required to contain the following detailed particulars:

1. The material or materials of which th article is composed (Cotton, Wool, Silk, Cotton & Silk or other
materials and mixtures) and the percentage of ench material in the mixture.
2. The net weight of a square metre of each variety.
3. The length and width of each variety.
4. The total net weight of each variety of textile if the package or packages contain more than one.
5. The gross and net weights of each package. Measures of length and weight should be according to the
metric system.

From now to the end of June next (which period is considered sufficient for importers to notify manu-
facturers or exporters of textiles to comply with the above requirements) importers or their Clearing Agents
will be required to prepare upon importion of textiles under Customs Supervision a specification stating the
aforesaid particulars and attach same to the Entry. No supervispn fees will be given at the time of examination
in the preparation of such specifications and the time necessary for its preparation be free of storage fees.

Samples from each kind of textile of the Whole width and not less than 5 c/m in length shall be taken
by importers or their Agents, placed in an envelope and attached to the relative H. C. Entry.

Importers of textiles are warned to arrange without delay or, when ordering goods for the aforesaid
particulars to be stated on invoices, as on or after July 1st, 1931, any original invoice not showing all such
particulars will be refused and importers will be required to lodge a cash deposit pending receipt by Customs
of a properly completed invoice direct from consignor within a period of 3 months upon expiration of which
the deposit will be forfeited.

97

シ
リ
ア

一、輸入綿布に對する課税と輸入申告に關する規定

シリア國の綿布輸入税は從價四割にして、課税基準たるべき價格は同國政府の物價査定委員會之を定め、三ヶ月毎に發表する慣習である。

右に關する税關規則は左の通りである。

1. 分類項目（評價格表の分類）中數項目に涉るべき綿布があれば、適用せられ得べき最高價格に據る。
2. 輸入申告者は前記分類に基づき種類、項目、番號、幅長さを申告することを要す。
3. 申告せられたる幅の相違二センチ半（幅一メートル）二〇センチ以上のものに對しては五センチ迄は正當なる申告と看做さる。但し税關の裁定すべき平均幅を以て課程標準を決定すべし。
4. 虚偽の申告に對しては一九二四年法令第二三九〇號及附帶規則に依り處罰せらるべし。
5. 綿布の包装は左の割合を以て課税の際總量より控除せらるべし。

一俵總重量	四〇〇「キロ」瓦迄のもの	三步
同	四〇〇「キロ」瓦以上のもの	四步

但し日本「カボット」は正味重量に依り課税せらるべし。

原則としては課税は之の重量に従ふ。但し Net の重量に依るも、更に高率の課税を受くることなきものに關しては、便宜上總重量より前記三步

又は四歩を控除せるものを以て課税せらるべき重量とす。

二、送状及船荷證券の重量記載に關する注意

シリア向送状及船荷證券に商品の重量を記載する場合には總量、純量共に極めて正確に記載するを要する。曩に「シリア」の一輸入商は本邦産綿布（粗布十俵）を輸入通關するに當り、申告書中に貨物の總重量を船荷證券通りに記載し提出したる處實際の重量は二三二疋を超過し居り船荷證券記載の重量と相違した爲、税關當局は之を以て不正行爲と看做し遂に三、五〇〇「シリア・ピアストル」の科料に處せられたことがある。之即ち右規定の違反として取扱はれた一例である。

然るに本邦側に於ては衆知の通り船荷證券發行の實務は運送問屋及船會社に於て取扱つて居り、船會社は荷物の容量に基づき運賃を徴する爲、船荷證券面に記載する容積に付ては嚴重なる検査をなし正確を期するのであるが、積荷の重量に付ては一々之を計量するの手續を採らず、大體の見込にて之を記載するのが例である計りでなく、航海途中の濕氣等の關係により重量に多少の變更が生ずることもあり得るから、輸入港に於て船荷證券面の總重量の正確なることを要求せらるることになれば、新に種々の困難を生ずる譯であるが、要するに「シリア」側の目的は之等合法的手段に依て本邦品の輸入を阻止せんとするに在るのであるから、本邦側としても船荷證券作成に當つては、出來得る限り重量記載の正確を期する様注意し、先方側をして乗することなからしむる様するより外方法がないのである。

三、從價税輸入品の磅建價格の佛貨換算率改正

シリアに於てシリア磅は佛金貨二十法と公定せられ居る關係上從價税を課する輸入品に對してはインヴオイス面記載の英磅價格に佛貨に換算したる上輸入税を徴收することとなつて居る。然るに從來此の換算率は英國

品に付ては其の時の實際爲替相場に據り、他國品に付ては一英鎊を百佛法と公定して居たから、其の間に不平の非難があつたので客年英鎊と佛貨との換算率は何れの國よりの輸入品に對しても倫敦の銀行爲替相場に據ることに改むる旨の命令がシリア最高委員府より發布せられたとのことである。

濠 洲

一、通關上の必要書類

輸出者の作成すべき濠洲税關通關上の必要書類は送狀及「ステートメント」であつて、「ステートメント」に關しては別に書式の規定はないが、送狀番號の箱番、マーク及價額等を擧げ、當該貨物に對し荷爲替を取組みたる銀行名及手形の支拂期日をも記載し且銀行の證明スタンプを添ふることが必要である。送狀の書式は左の通りである。

FORM OF INVOICE

country of origin	Marks and Numbers on Packages.	Quantity and Description of Goods.	Current Domestic Value in Currency of Exporting Country. (See pars. 3 and 4 of Certificate)		Selling Price to Purchaser	
			(a) Amount	Amount	(b) Amount	Amount
Enumerate the following charges and state whether each amount has been included in or excluded from the above current domestic value:						
(1) Cartage to rail and/or to docks..... (2) Inland freight (rail or canal) and other charges to the dock area, including inland insurance..... (3) Labour in packing the goods into outside packages..... (4) Value of outside packages..... (5) If the goods are subject to any charge by way of royalties.....			Amount in Currency of Exporting Country		State whether Included or Excluded	
State full particulars of royalties: -						

右送状に手記「タムノ又は印紙を付する如き Certificate of Value (British Preferential Tariff) の適用を受ける貨物の価値を Combined Certificate of Value and of Origin に該貨物の原産地を証明する。」

CERTIFICATE OF VALUE TO BE WRITTEN, TYPEWRITTEN, OR PRINTED ON INVOICE OF GOODS FOR EXPORTATION TO THE COMMONWEALTH OF AUSTRALIA.

I, (1) of (2) of (3)

manufacturer of the goods enumerated in this invoice amounting to hereby declare that I (4) have the authority to make and sign this certificate on behalf of the aforesaid manufacturer and that I (5) have the means of knowing and I do further declare as follows:—

(Par. 1 (b) is for goods on consignment. Delete par. 1 (a) or 1 (b) whichever is not applicable.)

1 (a) That this in all respects correct and contains a true and full statement of the price actually paid or to be paid for the said goods, and the actual quantity and description thereof.

1 (b) That this invoice is in all respects correct and contains a true and full statement as to the quantity and description of the goods and of the price which would have had to be paid by a purchaser in Australia had the goods been sold to an Australian importer instead of being consigned for sale in Australia.

2. That no different invoice of the goods mentioned in the said invoice has been or will be furnished to any one; and that no arrangement or understanding affecting the purchase price of the said goods has been or will be made or entered into between the said exporter and purchaser, or by any one on behalf of them either by way of discount, rebate, compensation, or in any manner whatever other than as fully shown on this invoice, or as follows (5)

3. That the domestic values shown in the column headed "Current Domestic Values in Currency of Exporting Country" are those at which the above-mentioned firm or company is supplying or would be prepared to supply to any and every purchaser for home consumption in the country of exportation and at the date of exportation identically similar goods in equal quantities, at (6)

- (1) Here insert name and description, viz. Manager, Chief Clerk, or as the case may be.
- (2) Here insert name of firm or company.
- (3) Here insert name of city and country.
- (4) These words should be omitted where the manufacturer or supplier himself signs the Certificate
- (5) Here insert particulars of any special arrangement.
- (6) Here insert "warehouse," "factory," or "port of shipment."

per cent cash discount, and that such values include the cost of outside packages, if any, in which the goods are sold in such country for domestic consumption.

4. That the said domestic value includes any duty leviable in respect of the goods before they are delivered for home consumption, and that on exportation a drawback or remission of duty amounting to _____ has been allowed by the revenue authorities in the country of exportation.

Dated at _____ this _____ day of _____ 19 _____
 Witness _____ Signature _____

二、輸入申告書

輸入申告書の書式は次の通りである。

AUSTRALIAN CUSTOMS—IMPORT ENTRY.

(in triplicate.)

Sec. 68. Form 11.
 Reg. 37. Composite-Entry.
 State of _____ 19 _____
 Ship _____ Station _____
 Owners: _____ Reported Per _____ Agent _____

Date.	Warrant No.	Particulars	Agent	Public Account.	Trust Account.
		Received from the sum of _____ in respect of _____			Cashier.

No. on Manifest	Marks and Numbers,	No. of Packages	Description of Packages and Goods.	Country of Origin	Quantity or Weight	Value £ s. d.	10 per cent. £ s. d.	Value for Duty. £ s. d.	Rate of Duty.	Duty. £ s. d.
Total number of packages (in words).....										
Total amount of duty (in words).....										

DECLARATION.

As to the goods mentioned in this entry and herein entered, I declare:—

1. That I am (the Agent duly authorized by) the owner of the goods.
2. That to the best of my knowledge and belief the description and particulars of the goods as stated in this entry are true and correct in every respect.
3. That to the best of my knowledge and belief no goods are contained in any package specified in this entry other than as appears in the entry.
4. That nothing on my part or to my knowledge on the part of any person has been done, concealed, or suppressed whereby His Majesty the King may be defrauded of any duty due.
5. That I enter the goods as of the value and of the description and quantities stated in this entry, and for home consumption.
6. As to the goods mentioned in this entry which are subject to ad valorem duties, or which are subject to ad valorem or fixed duties whichever rate returns the higher duty, or which are subject to both fixed and ad valorem duties, I further declare:—
 - (a) That to the best of my knowledge and belief the value for duty of the goods as stated

in this entry is correct and represents the value for duty of the goods calculated according to the provisions of Section 154 of the *Customs Act 1901-1925*.

- (b) That to the best of my knowledge and belief the invoice now produced is the genuine invoice, as defined by Section 156 of *Customs Act 1901-1925*, and is the only invoice of the goods received or expected to be received by me or to my knowledge by any person.

Declared before me this _____ day of _____ 19__

Owner or Agent.

Collector.

三、サイト、エントリー

規定に準じたる送状又は當該貨物に關する輸出者の發給したる情報のない場合は、税關吏立會現品検査の結果に依り sight entry を作成すべく、此場合税關規定にはなきも評定税額の二割迄を、完全なる送状が輸出者より到達する迄増徴されることがある。

サイト・エントリーノ書式

FORM 10.

Secs. 69 to 71

Reg. 35,

Australian Customs.

SIGHT ENTRY.

State of _____ Port of _____ 19__

Ship _____ from _____ Reported _____

Owners _____ Per _____ Station. _____ Agent. _____

No. on Manifest.	Marks and Numbers	No. of Packages.	Description of Packages and Goods	No. and Date of Perfect Entry.

I declare that I am (the Agent duly authorized by _____) the owner of the above-mentioned goods, and that (a) I have no invoice or other information in my possession or which I can immediately procure which will enable me to make a complete entry of such goods (or) (b) that the genuine invoice now produced does not give sufficient information from which the goods can be properly entered.

NOTE.—Clause (a) or (b) to be struck out as the case requires. Both the declarant and the Collector should initial the alteration.

Declared before me this _____ day of _____ 19____.

Owner.
Agent.
Collector.

(The following to be printed on the back of the Sight Entry.)
RESULT OF EXAMINATION ON SIGHT.

Marks and Nos.	Number or Packages.	Description of Package and Goods	Country of Origin.	Quantity or Weight.	Value.	Ten per cent	Value for Duty.	Rate of Duty.

I certify that particulars hereon appearing above my initials are correct as to descriptions, weights, quantities and numbers.

E.O.
10 .

Declaration as to Goods entered on Sight.

As to the goods mentioned in this entry herein entered, I declare:—

1. That I am (the Agent duly authorized by _____) the owner of the goods.
2. That to the best of my knowledge and belief the description and particulars of the goods as stated in this entry are true and correct in every respect.
3. That to the best of my knowledge and belief no goods are contained in any package specified in this entry, other than as appears in the entry.
4. That nothing on my part or to my knowledge on the part of any person has been done, concealed, or suppressed, whereby His Majesty the King may be defrauded of any duty due on the goods.

5. That I enter the goods as of the value and of the description and quantities stated in this entry and for (c).

(c) State whether for Home Consumption or Warehousing

6. As to the goods mentioned in this entry which are subject to ad valorem duties, or which are subject to both fixed and ad valorem duties, I further declare that to the best of my knowledge and belief the value for duty of the goods as stated in this entry is correct and represents the value for duty of the goods calculated according to the provisions of Section 154 of the Customs Act 1901-1925.

Owner or Agent.

Declared before me this

day of

19

Collector.

In connexion with this entry, Form (b) is tendered, and the particulars shown therein agree with those tendered herein, and are covered by the above Declaration.

Owner or Agent.

1 / 19

(b) In perfecting the sight Form 11 or 12 must be used

五、課税價額

課税價額に關しては一九〇一—一九二五年關稅法第一五四條(一)に「從價稅賦課の基準たる價額は左記費目の合計とす

a 1、輸出の際濠洲輸入者に依て商品に對して支拂はれ又は支拂はるべき實際の金額に特別の割引を加算したるものか、又は

2、商品の國內時價、何れか高き方

b 輸出港に於て貨物を船舶上に運ぶに要する諸掛

c 右 a 項及 b 項金額の一割

とあり。又「國內時價」に關しては同條に

「國內時價とは商品の對濠洲販賣人が該商品の輸出の日に輸出國に於て同一商品の同一量を國內消費の爲に購買人に對し現金を以て販賣せんとする場合の價額とす」と定義して居る。

若し商品が國內消費の爲割引及び割戻又は割戻を差引きたる價額に於て販賣せらるる場合は、其の價額と割引及割戻に關する特殊條項と共に、送狀の「國內時價」欄に表示すべきである。

送狀の「國內時價」欄に記入すべき價額は送狀面の日附に公開市場に於て國內消費の爲に引渡される場合の價額であり、必ずしも商品の註文が引受けられた場合の價額でないことは充分に了解されねばならない。何となれば註文の日と輸出の日との間に於て國內市場價額に變更が屢々起り得るからである。普通の場合に於ては送狀の日附は輸出の日附と考へられるのであるが、送狀日附と現實の輸出日附との間に價額上何等かの變更が起

つた時には、斯くの如き國內時價の變更は掲載するを要する。
全註文の一部分を爲す積荷は發送日に於て斯かる全註文の總量に對する見積價額に於ける單價で評價されなければならぬ。

特に輸出向に調製され通常國內市場に販路のない商品に關し、「國內時價」欄に記入すべき價額は、國內消費の爲の註文を引受けた場合に、供給者が輸出の日に於て輸出國に於ける國內消費の爲に凡ゆる購買者に對し同一商品の同一數量を供給し得る價額を指すのである。

商品が委託販賣品なるときは其事實は送狀の上に明白に記載されなければならない。一九〇一—一九二五年關稅法第一五四條(二)は「委託販賣品に對する課稅價額は該商品が濠洲に於ける販賣の爲に委託せらるる代りに輸出の日に輸入者に販賣せられたる場合の課稅價額たるべし」と規定して居る。

送狀面の商品が見本であり送狀面の價額が見本割引をなした後に到達したものである場合は、通常の卸賣價額及び其の商品に適用される普通商業割引を「國內時價」欄に記入すべきである。

送狀の末尾に詳記する諸掛は正確に列擧する様注意せねばならない。C. I. F. の價額で販賣する商品の場合には、其價額に包含される諸掛の詳細は送狀に示すことが必要である。

送狀の最後に列擧される五項目は關稅上の目的に要求されるのであるが、夫れ以外の經費に關して若し輸出者に於て希望するならば別に記載するも妨げない。

尙上記の外注意すべきは輸出者が「コンファIRMATION・オブ・オーダー」(Confirmation of Order) 即ち註文引受書を送狀に添ふるか又は輸出者の濠洲に於ける代理店是れが寫を提供するとき、該「コンファIRMATION・オブ・オーダー」記載當日の稅關公表爲替相場を以て關稅額が換算せらるることである。

六、原産國名標記に關しては既に Regulation under the Commerce (Trade Descriptions) Act 1905-1926, 第六條に飲

食品並に其材料、外用及内用醫藥並に調劑、肥料、衣服類(長靴及短靴を含む)並に其材料、寶石、農業用種子、刷子類等は其他の標記と共に原産國名を標記せねばならぬことを規定し居るが一九三三年に入つて更に左記輸入品に對して原産國名標記を要求することとなつた。

陶磁器 一九三三年九月一日以後實施

白熱電球 一九三四年二月一日以後實施、以下同

右點燈用のものはボルト並にワット量明記のこと

電氣用品並に附屬品

琺瑯鐵器即ち琺瑯製品にして通常飲食物を供するに使用せらるるもの及臺所用品

白粉、パフ

玩具

木綿タオル並タオル地 一九三四年四月一日實施

右に關し發表せられたる内規は左の通りである。

- 一、タオルに付ては毎個に必要なの標記をなせる小布を堅く縫ひ付くるを要す
- 二、タオル地に付ては單に最後に原産國名の標記をなすを以て足り右は輸入後裁斷シタオルとする様明かに區分しあるものに付ても同様なり

陶磁器カツプ及ソーサーの如き小物(土瓶及皿の蓋を除く)

一九三四年一月一日以後實施。

尙最近ニユーサウスウェルス小賣商組合より在シドニー總領事に對し、本邦より輸入の絹及人絹織物の最後に附しある各種の標記が、必要以上に大なる部分を占め、事實上小賣商は販賣し得ないものを購入して居るのであるから、之が改善を盡力せられ度き旨を屢々申越したる由でもあり、又シドニー日本絹織物商組合の意見も同様とのことであるから、本邦製造業者（製織、染色を含む）及輸出業者は今後右標記を出來得る限り織物の端近くに附する様注意すべきである。

新西蘭

一、インボイス
(イ)インボイス雜型

Country of Origin	Marks and Numbers on packages	Quantity and Description of Goods	Current Domestic Values in Currency of Exporting Country	Selling-price to purchaser
-------------------	-------------------------------	-----------------------------------	--	----------------------------

Enumerate the following charges and state whether each amount has been included from the above current domestic value:

- (1) Cartage to rail and/or to docks.....
- (2) Inland freight (rail or canal) and other charges to the dock area, including inland insurance
- (3) Labour in packing the goods into outside packages
- (4) Value of outside packages
- (5) If the goods are subject to any charge by way of royalty

(State full particulars of royalties below.)

Amount in Currency of Exporting Country	State if included in above Current Domestic Value
---	---

註一 送状記載の全部の商品が原産國が同じくするときは、其國名は別々の欄に示す要はない、只送状の目立つ場所に例
Country of Origin: Japan と記すれば足る。

註二 英帝國特惠税率の新西蘭へ輸入される資格ある商品は、然らざる商品と同一の送状に掲示してならない。

註三 送状面の國內時價 (current domestic value) は、關稅を支拂つた國內時價で、送状作成者が輸出の時に於て、同
様商品の均一數量を輸出國の主要市場に於ける通常の取引方法に依り、國內消費の爲に販賣し得る價格を意味する。

國內消費の爲に販賣されぬ商品、即ち輸出の爲にのみ製造せられたる商品に關する新西蘭關稅當局の慣行は、一、新西
蘭に輸入される商品の工場原價を採るか、或は二、國內市場に於て販賣される品質の最も類似せる商品の工場原價を採
り、輸入商品の工場原價に、國內市場に於て販賣される商品の工場原價が其商品の國內時價に達する利潤と同一率を加
算して、右輸入商品の國內時價とするのである。

國內市場で認めらるる商業上の歩引、又は現金割引は、送状面に記載し、且つ總價格から控除することを要する。

註四 關稅の拂戻、又は免除が許され、之が數項目に互るものなるときは、送状に其の拂戻、又は免除が、何の項目に關
するか、及各項目に許される額を表示すべきである。

二、「インボイス」に必要な證明

凡ゆる送状は左記證明の一に依つて裏書されねばならぬ。

(イ) Combined Certificate of Value and of Origin

英帝國特惠税率の下に輸入される資格ある總ての商品に對し必要

(ロ) Certificate of Value

英帝國特惠税率の下に輸入される資格なき總ての商品に對し必要

右の證明は、新西蘭の規定に依れば、送状に印刷、手記又はタイプされる(普通送状の裏面に印刷されて居る)
ことになつて居る。本邦品に添付すべき送状の證明は、(ロ) 丈で充分であるが其形式は左の通りである。(南
阿聯邦之部參照)。

1. [Full name], [Here insert. Manager, Chief Clerk. or as the case may be] of [Here insert name of firm or
company], of [Here insert name of city or country], manufacturer/supplier of the goods enumerated in this
invoice amounting to hereby declare that I [(There words should be omitted where the manufacturer or
supplier himself signs the certificate) have the authority to make and sign this certificate on behalf of aforesaid
manufacturer/supplier, and that I] have the means of knowing and do hereby certify as follows:

Value

1. That this invoice is in all respects correct, and contains a true and full statement of the price actually paid or
to be paid for the said goods, and the actual quantity and description thereof.

2. That no different invoice of the goods mentioned in the said invoice has been or will be furnished to anyone;
and that no arrangement or under-standing affecting the purchase price of the said goods has been or will be
made or entered into between the exporter and purchaser, or by anyone on behalf of either of them, either by
way of discount, rebate, compensation, or in any manner whatever other than as fully shown on this invoice,
or as follows: [Here insert particulars of any special arrangement].

3. That the said invoice exhibits, in the column headed "Current Domestic Values in Currency of Exporting
Country", the current domestic value of identically similar goods when sold for home consumption for cash

in equal quantities in the ordinary course of business in the principal markets of the country from which the said goods are exported to New Zealand at the time when they are so exported.

4. That the said current domestic value includes any duty leviable in respect of the goods if delivered for home consumption, and that on exportation a drawback or remission of duty amounting to _____ has been/will be allowed by the revenue authorities in the country of exportation.

Dated at _____, this _____ day of _____, 19 .

Witness.....

(Signature)

英帝國特惠稅率の恩典に浴するものは、右Valueの次に origin の證明が要る譯である。

三、外國貨幣の換算

一九三一年九月二十日以後積出の貨物に對して、其送狀面金額が英貨以外なる場合は、積出日に於ける銀行公定相場に依り換算して従價稅賦課の基準となすことになつた。

歐 洲 諸 國

英 國

一、領事送狀及原產地證明書の必要はない。只電球の輸出には一九三四年三月二日以降（一ケ年間）對英電球輸出組合の發給した統制證紙を外装に貼附すると共に輸出承認書を添附せねばならぬ規定である。

二、商 品 見 本
有税品にして眞正なる商品見本は其數量及價格が極めて些細なるものであり、且つ税關が商品見本たることを承認した場合に限り無税取扱を受ける。

三、小包郵便物
小包郵便物の輸入は總て其内容を詳記せる申告書を添附するを要する。

税關の検査に依り若し其内容が申告書と一致しないことが發見されたときは、差押への上保税倉庫に送り關税法違反物件として取扱はれる。

四、原產地標記

原產地標記に付ては一九二六年十二月十五日附公布の "Merchandise Marks Act, 1926." があり、右に依れば英國製造家又は商人の名稱或は商標と同一のものを有する輸入品は、原産地の標記がなければ、販賣を禁止せられ、又政府は商品標記審査委員會の勸奨に依り勅令又は省令を以て輸入品を指摘し、原産地標記を命ずることが出来るのである。

一九二九年以來現在迄公布せられたもので輸入の際標記を要するもののみを一括して左に掲げやう。

科學用硝子器、左記の部分品又は別々に輸入する場合

(イ)別表所載の硝子器

(ロ)寒暖計用及容量計用硝子器

(ハ)硝子 竿

但し本項以外の商品と共に又は其一部分として輸入販賣又は販賣の爲陳列さるる管又は竿は此限りに非ず。

標記方法

(イ)管又は竿以外のものに對しては各個に酸蝕又はエツチング、サンドプラスチック、彫付け又はエナメル焼付けをなすを要す。但し試験管及バルブ硝子製義眼、硝子製 *collars*、グラスウール及顯微鏡被ひ硝子及スライドに對しては原產地標記はスタンプ、印刷型紙摺又は色摺等を容器に標記するを以て足る。

(ロ)管又は竿の場合には酸蝕、エツチング、サンドプラスチック又は彫付け又はエナメル焼付けを以て各管又は竿の端に近き個所に標記するか、スタンプ印刷及型紙摺又は他の方法を以て束の包紙又は包紙なきときは束の一端にレベルを貼付すること。

實施期日

一九三〇年三月十七日

琺瑯引鐵鋼器

普通家庭用に供せらるる琺瑯引鐵鋼器を指す。但し左記品目は除外す。

(イ)化學醫學用、病院用品

(ロ)玩具

標記方法

鍍和前の印刷か、又は砂擦印、酸性捺印、等に依ること(器具の一部を爲す蓋類には標記を要せず)。

實施期日

一九三一年五月十二日

護謨又は護謨底各種長靴の靴及スリッパ、但しオーバーシューズ(踵付のもの又は踵付ならざるもの)及短靴(foot holds)を含みカンパス護謨底靴(底を上部の布に縫着せるもの)を除外す。

標記方法

標記はヴァルカナイゼーション(Vulcanization)を爲す前に、各箇の靴に浮出文字を以て明瞭に捺印することを要す。

(イ)Rubber Bootsを除く總ての場合

脛、踵又はヴァルカナイゼーションを爲す以前脛に接合せる護謨レッテル上。

(ロ)Rubber Boots

脛上、踵上又長靴の上部附近外側或はヴァルカナイゼーションを爲す前、脛部に接合せる護謨レッテル上又は長靴の上部附近外側。

實施期日

一九三二年七月九日

電氣附屬品

(a) Lampholders;

- (b) Ceiling roses;
- (c) Adaptors for lampholders;
- (d) Switch Plates;
- (e) Articles up to and including 30 amp. rating of the following descriptions:—
 - (i) Switches;
 - (ii) Cut-outs;
 - (iii) Fuses;
 - (iv) Wall sockets;
 - (v) Plugs for wall sockets;
 - (vi) Plugs adaptors for wall sockets;
 - (vii) Plugs for use as connectors to portable or mobile appliances;
 - (viii) Sockets for use as connectors to portable or mobile appliances;

實施期日

一九三四年二月十一日

時計及部分部

本來時刻を表示する爲の時計（クロック、以下同じ）にして機械的に動かすもの、電氣力が動かすもの、電磁氣で動かすもの、又は電氣仕掛で巻くもの及びブードアに並に旅行用時計（Boudoir and travelling clocks）

(イ) 文字板（ダイヤル）あるもの

- 標記方法は文字板の表面又は之に銜止めしたる金屬板又はレベル上に地色と反對の明色にて抹消せざる様記す。
- (ロ) 文字板なきもの
- 標記方法は時計の前面又は之に銜止めしたる金屬板又はレベルに地色と反對の明色にて抹消せざる様記す。
- エスケープメントの有無を問はず右に掲ぐる各種時計のムーヴメント
- (イ) 文字板あるもの
- 標記方法は文字板の表面又は之に銜止めしたる金屬板又はレベルに地色と反對の明色を以て抹消せざる様記す。
- (ロ) 文字板なきもの
- 背板あるもの
- 標記方法は背板又は之に銜止めしたる金屬板又はレベルに鑄型印（die-stamps）彫刻又は鑄型を施す。
- ブラットフォーム、エスケープメント
- 標記方法はブラットフォームの前面に鑄型印又は彫刻を施す。時計のムーヴメント又はブラットフォーム、エスケープメントが輸入の際之と共に輸入せられた時計又は其の他の物品の部分品たる場合及玩具には本法を適用せず。

實施期日

一九三四年六月二十二日

佛 蘭 西

一、貨物輸出上の必要書類

佛國向貨物には其種類及稅率の如何を問はず、船荷證券（原本一通、寫一通）、商業送狀（原本一通、寫一通）從價稅課稅品の場合は領事送狀（原本一通、寫一通）、最低稅率又は協定稅率の適用を受けんが爲には原產地證明書（原本一通、寫一通）、但原產地證明書と領事送狀と兩方必要な場合は一通に合併することが出来る。此場合原本一通、寫一通）、其他貨物の種類に従ひ衛生證明書、健康證明書、純良證明書を要する。

(1) 船荷證券 船荷證券の形式に付て特別に注意すべき點はない。記載事項は左の通りである。

積込の日附及場所、船名及陸揚港、出荷人名及住所、荷受人名及住所、商品の明細、個數、荷造の明細、マーク及番號、商品の總量、出荷人の署名、船荷證券發行の場所及日附。

(2) 商業送狀 特別の形式はない。

出荷人及荷受人の氏名及住所、船荷證券記載の貨物に關する詳細なる説明の外 F・O・B 價額又は C・I・F 價額（此場合には荷造費、鐵道及海上運賃、保險料其他諸掛を別個に説明せねばならぬ）を記載すべきである。

(3) 領事送狀 佛國の關稅は主として從量稅で例外として從價稅があるに過ぎないが、貨物が從價稅を賦課せらるるものなるときは其價額が正確なることを證明する領事送狀の添附が必要である。但し「メール」又は小荷物に依るものに付ては不要である。

(4) 原產地證明書 本邦は日佛通商條約に依り最惠國待遇を受くることになつて居るから、本邦品の佛蘭西輸入に對しては最低稅率が適用せられる譯である。従つて右に均霑せんが爲には原產地證明書の添附が必要とせられるのである。佛國領事の査證は無料である。

(5) 衛生證明書 此證明書は左記動物性產品の輸入に必要である。

肉（生又は冷蔵）料理せる肉、ハム、鹽肉、罐詰肉、ガット（生、乾シタルモノ又ハ鹽漬）、脂肪（魚油以外）、*suet*、*lard*、及其の他食用獸脂、右證明書は原産國の衛生關係官が作成するを要し表面は英語裏面は佛語にて認め兩面共署名を要する。

(6) 健康證明書 馬の輸入に必要な證明書で獸醫又は農務省にて發行する。仕出地には傳染病なく又六週間以前に遡つて流行しなかつたことを證明せねばならぬ。證明には馬匹の數及各個の明細を記し尙動物が積出される三日以前に作成したものは不可である。

(7) 植物疾病證明書 之は葡萄以外の植物に必要で、農務省係官が作成し署名するのである。植物が何等の寄生蟲を有せず、總ての點に於て健全なることを明記するを要する。

但し植物の輸入に關して、一九三二年三月八日附大統領令を以て米國産の植物及果實の輸入を禁止した事に關聯し本邦には介殼蟲發生の事實ありとの理由から本邦にも右禁止令を適用することゝなつた。

(8) 純良證明書 此證明書は莠草の種子に必要であつて、原産國の農務官憲が作成する。種子は純粹で絶対に寄生蟲混入の憂なきことを明記するのである。

但し右證明書の有無に係はらず佛國に輸入の場合は一且検査を受け、其検査、分析、荷造等の費用として種子百疋に付六法最低額十八法の手數料を徴せられる。

前記(5)(6)(7)(8)の如き特別の證明を要する貨物に付ては其證明其ものが原産地證明として認められて居り査證を要しないのである。

二、諸書類記載の用語は佛語又は英語、度量衡は、メートル法又は英國式である。

三、原産國名標記

佛國に於ける原産國名標記は必ずしも總ての輸入品に對して要求せらるるのではなく、之を要するものは以下記録の通一九三三年以來隨時商品を指摘して發表せられて居る。

(1)三月二十六日附官報を以てメリヤス、コルセット類、衣服等に對し原産國名標記を要する旨の大統領令を公布した。譯文は左の通りである。

第一條 左の商品は次に掲ぐる條件に従ひ一九三二年四月二十日附法律の規定に従ふべし。

(一)材料及種類の如何を問はず一切のメリヤス

(二)コルセット類、ゲース、ブランシエール、スウチアングルデン等の衣類

(三)織物にて作りたる婦人少女及兒童用既製衣類

従つて右の商品は外國産なる限り原産國名を容易に消えざる、明瞭なるラテン文字を以て表示するに非る限り佛國々内に於て消費する爲輸入し、寄託し、賣却し、陳列し又は販賣することを得ず。

右の原産國名表示は左の通り爲すことを要す。

(一)材料及種類の如何を問はず一切のメリヤス

原産國名の表示は各品の内部に抹消せられざるインクを以てマークし印刷し又は捺染し或は内部に縫付け又は各品の内部、場合により頸部に堅く添付せる貼札上にマークし印刷し縫取り又は縫付くることを要す。

す。國名の表示は少くとも高さ二・五耗たるべし。

外包上にも原産國名の表示を爲すべし。

但し靴下、手袋、メリヤス織物に付ては左の規定に従ふべし。

(イ)靴下 原産國名の表示は各品の足部表面に高さ三耗の文字を以て消えざるインクを用ひマークし印刷し、又は捺染すること、外包上にも亦國名表示を要す。

(ロ)手袋 原産國名表示は外邊より四釐の距をおき高さ二・五耗の文字を以て消えざるインクを用ひマークし印刷し捺染し又は縫付け或は各品の内部に堅く添付せる貼札に縫取ること、外包上にも亦國名表示を要す。

(ハ)メリヤス織物 原産國名表示は高さ少くも三耗の文字を以て消えざるインクを用ひ各織物の末端及少くも十米毎にマークし印刷し、又は捺染することを要す。外包上にも亦國名表示を要す。

(ニ)コルセット類及ゲース、ブランシエール、スウチアングルジン等の衣類

原産國名の表示は各品の内部にマークし又は印刷し或は各品の内部に堅く縫付けたる貼札上にマークし印刷し又は縫取ることを要す。若し各品毎に外包を爲し販賣せらるるものなるときは外包上にも國名表示を要す。

(三)織物にて作りたる婦人、少女及兒童用既製衣類

原産國名の表示は衣類の内部にマークし印刷し又は各衣類の内部、場合に依り頸部又は頸部に縫付けたる織物製貼札上に高さ少くも二・五耗の文字を以てマークし印刷し又は縫付くること。

第二條 本令の規定は官報公布後二月を経て之を施行す。

但し本令施行前佛國に輸入せらるる外國品は若し賣主が買主に向ふて送状面の記載に依り原産國名を明瞭に示したるときは自由に取引し陳列し賣買することを得。

第三條 本令第一條の規定に拘らず保税倉庫倉入の商品、再輸出すべき商品は若し商品又は包装上に原産國に關し紛議を醸すべき名、マーク其他の表示なきときは第一條に定むる形式に従ふことを要せず。

第四條 商工大臣及豫算大臣は各々管掌事項に關し本令の執行を委任せらる。

(2) Porcelaines blanches ou décorées de table ou de toilette services à thé et à café en porcelaine (食卓用若は化粧用の磁器にして白色のもの若は裝飾あるもの竝に磁器製茶器及珈琲器)には原産國名を羅典文字にて *marque* ou *grave en creux* ou en relief ou imprimée sur la pâte avant émailage ou après émailage en couleurs cuites (刻印又は浮彫に依る記號若くは釉藥の塗附後に焼附繪具を以て粘土に印したる記號を) 各商品上に表示すべきこととなり一九三三年五月八日以後輸入のものに適用せらるる旨の大統領令が同年三月八日附官報にて公布せられた。

(3) 同年五月十六日以後輸入せらる *Chaussures en tout genre Bottes Botines et Brodequins Souliers decouverts* ou *Mantants chaussures pour enfants* 「各種一般履物例之長靴、編上靴(ボタン止も含む)、短靴、兒童用履物」に對し原産國名表示を要求することとなり右表示無きものは通關保税倉庫入庫販賣店陳列等を許さない旨同年三月十六日官報にて公布せられた。

原産國名は羅典文字(普通印刷又はタイプライター等)に使用し居る羅典の文字の意味にて(イ)靴底に高さ二耗半以上の文字にて *gravé* ou *imprimé en creux* ou en relief (刻印若くは浮彫)をし、(ロ)靴底材料の關係上(イ)の様式に依ること不可能なる場合には靴底の内部の裏張又は *contrefort* (靴の踵)に、高さ三耗以上の文字で消滅しないインキを以て表示せねばならぬ。尙箱包装に製造家又は販賣者の名及番地商標等の記載あるときは右箱包装にも原産國名の表示を要す。

(4) 同年六月三十日付官報を以て電球、乾電池、懐中電燈容器、婦人帽(完製せるもの)、家具食卓用其他の銀器(メタル及鍍銀せるもの)等に原産國名標記の命令が公布せられた。七月一日より二ヶ月後通關のものより實施。電球には直徑十五センチ又は以上のものは側面に、以下のものは底 (*culot*) に國名を刻印 (*graver*) するを要する(字は羅典文字大きさは制限なし)。

(5) 同年八月二十九日附官報を以て文具類に對し左の通り原産國名標記を要する旨が公布せられた。十月二十九日より實施である。

(一) 書翰箋及狀袋

(二)(イ) 繪具類、タイプライター及計算器用のインク又は染料に浸したるリボン、カーボン紙、消ゴム

(ロ) 鉛筆、鉛筆心、パステル、金屬製洋筆

(ハ) 繰出鉛筆、萬年筆

三、 定規及計算尺類

原産國名はラテン文字にて(一)、(二)の(イ)にありては高さ一ミリ半以上の文字にて商標と同一の捺印又色を以て表示せらるべく(ロ)のペンにありては高さ一ミリ中・七五ミリ以下にても可(ハ)萬年筆は軸の上に刻印 (*figurer sur le corps principal*) せらるべく(二)計算尺にありては軸に酸にて焼付又は錐にて刻印 (*Grave à l'acide* ou *poinçon* sur la pièce principale) せらるべし。尙(一)及(二)の(ロ)(特に鉛筆心)(ハ)(萬年筆)並に(三)の物件の箱包装にも原産國名の表記を要す。而して(三)の物件の箱包装には金箔銀箔又は同種の色彩を以て原産國名

を表記するを要す。

(6) 同年九月六日附官報を以て左記品目に對し原產地國名表示を要する旨が公布せられた。十一月六日通關のものより實施せられる。

麻製品、寶石金銀細工、襪衣カラー類、織物類、鉛塊、煙草點火器、傘、亞鉛、刃物類、刷毛類、金具類(窓、扉、靴等の附屬品)、ファイアンス。

(7) 一九三四年三月五日附官報を以て左記諸品目の輸入に關し原產地國名標記を要する旨の大統領令が公布せられた。右大統領令の發効は公布後二ヶ月目である。

(一) 護謨交織物及同製品、護謨グターペルカ、護謨バラタ、護謨エボナイト製品

(二) 各種 種 鈕

(三) ネクタイ

(四) 革製手袋

(五) 人形面玩具

(六) トランク手提袋其の他皮革製品

(七) 各種冷蔵庫及家庭用冷蔵庫其の他

(八) 金屬管(自由に屈曲し得るもの)及接合用部分品

(8) 同年六月八日附ビュルタン・ドアニエに掲載の當國稅關長宛告示に依れば、佛國に輸入せらるべき電球中左記種類に屬するものには、今後ソケット部 (Culot) に原產地國名を記捺 (Estamper) するを要することとなつた。

ファール・コージェイエと俗稱さるるもの(但し乃至一〇、〇〇〇ワットのものに限る) (Lampes dites "phares cõliers")

艶消電球及色電球 (Ampoules en verre laiteux ou tenté dans la masse, genre "Argenta")

ペンキ又はハエナメル塗電球 (Lampes en verre clair recouvert d'une couche de peinture ou d'email)

蠟燭煙型電球 (Lampes dites a flamme "torsadée")

(9) 同年六月二十九日附官報を以て、左記品目に對し原產地國名標記を要する旨が公布せられた。

(一) 磁器(但し電氣用磁器を除く) 尤も「食卓用若は化粧用の磁器にして白色のもの若は裝飾あるもの並に磁器製の茶器、珈琲器」には既に一九三三年三月八日附官報を以て原產地國名標記を要する旨が公布せられて居る(前記2参照)

(二) 壁紙及其の見本

(三) 炭鑛用安全電燈、懐中電氣、同上容器、炭鑛用電燈、蓄電機械、右の中(一)の磁器に關しては見易き羅馬字を以て凸凹文字或は素焼の際記入せられたる文字に依り表示を爲すを要し、品物過少にして之を爲し得ざる場合は包装に記入するを要す。

尙(一)及(三)に付ては公布の日より二箇月後、(二)に付ては八月一日より實施せられる。

(10) 六月二十日及三十日附佛國官報を以て左記の各品目に對し原產地國名標記を強制せらるる旨が告示せられた。

男子用帽子、傘柄、置時計、ワイシャツビジャ類、石鹼、硫酸、硫化ソディウム、重クローム酸加里及曹達、苛性加里、炭酸加里等の工業藥品

實施は前例の通り發令の日より二ヶ月後である。

四、佛國に於ける絹名稱使用取締

絹製品詐稱販賣取締法が一九三四年七月十一日官報を以て公布せられたが、注意すべき點は、左の通りである。

(一) 蠶よりの製産品にあらざる限り、形容詞を附すると否とに拘らず Soie の名稱の下に絲織物其の他の製品を輸入し又は販賣の目的を以て之を所持し又は販賣することを得なす。

(1) Soie を五十%以上含有するものは Melangee と稱す。

(2) 五十%以下二十五%以上のものは Melange de Soie と稱す。

(四) 経緯又は立毛の絹なるときは之を明示することが出来る。

右以外のものは織物の Specification 及 Soie 含有量割合を明記するにあらざれば Soie の名稱を附することを得なす。

(五) Soie 其の同義語又は其の譯語たる外國語等を含まざる限り、如何なる名稱をも自由に使用することを妨げなす。

(六) 本法はアルジェリア植民地保護領委任統治地域に於ても適用せられ、七月八日より實施せられる。

五、本邦關係品の輸入制限

佛國政府は既に一九三一年以來多數品目に對し輸入割當制又は輸入許可制を實施し、割當制に於ては、國別に輸入數量を割當て輸入額の僅少なる國は一括し autres pays として總量を規定し其範圍内に於て輸入を許可するのであるが、國別割當の内本邦品目は電球、魚類罐詰、甲殻類罐詰、衣服類、木材、靴下類、沃度及沃度化合物、磁器、漆器等で右以外の本邦關係品例へば綿布、萬年筆、玩具類等は前記 autres pays (其他の國)の中に一括せられて居るのである。然るに佛國政府は一九三四年一月一日より從來の割當量を、律

四分の一に減額し殘餘の四分の三は關係國より相當の對價を得て與へるといふ新政策を實施する事となつた爲本邦も大打撃を受くるに至つた。然し此局面打開の爲に本邦は關係省間に於て協議の上佛國政府と協議する豫定であるから遠からず新協定の成立を見る事であらう。

右本邦割當品目中食卓及臺所用の磁器の對佛輸出には、對佛磁器輸出協會の發給する輸出證明書を商工省及本邦駐在佛國大使館附商務官の査證を得た上添附するを要し、又鮭鱒罐詰には日本鮭鱒罐詰水産組合の發給する原產地證明書を農林省及本邦駐在佛國大使館附商務官の査證を得た上で添附せねばならない。

獨逸

- 一、領事送状の必要はない。
- 二、原産地證明書

獨逸の關稅は一般稅率と協定稅率の二種あつて本邦品は最惠國條款に依り協定稅率の適用を受けることになつて居るから當然原産地證明書の添附が必要とせられるのである。

右原産地證明書は獨逸語又は英語にて認め本邦商工會議所にて發行し得るのである。

但し獨逸領事の査證が必要であり手数料は商品價額一千麻克以上は三麻克を徴收し、一千麻克以下は無料である。

- 三、貨物の通關に對する必要書類

右原産地證明書の外、送状、船荷證券、計算書、取引關係往復文書等である。

- 四、賣上均衡稅 (Umsatz ausgleichs Steuer)

賣上均衡稅は國內品に賦課されて居る賣上稅 (賣上高の二分) と均衡を保つ爲に一九三一年十二月八日以降設けられた輸入品に對する新稅であるが、之は一般的に取引計算書の原本に基き徴收せられる。右均衡稅に關する法令第十九條は取引計算書の記載に不審を生じたる時、稅關は事實と相違なき旨を立證する領事證明書の提出を求むることが出来る規定である。

- 五、課稅方法

獨逸現行關稅は個數容積等に從て課稅せらるる少數のものを除き凡て重量に從て課稅せられる。

重量は之を總重量 (Rohgewicht)、純重量 (Reingewicht)、正味重量 (Eigengewicht) の三種類に分たれる。總重量は内部包裝及外部包裝をも加へた商品の重量であり、純重量とは、總重量より外部包裝の重量を控除したものを謂ひ、正味重量とは内外包裝を除外した商品自體の重量を意味する (包裝重量に關する命令第一條)。

輸入品は専ら純重量に從て課稅せられ總重量に依る場合は特に規定せられた場合 (例へば液體品) 及關稅が六麻克を超過することなき場合に限られる (關稅定率法第三條)。

- 六、眞田の輸入稅關指定

一九三三年十二月廿四日附公布を以て眞田に關し輸入制限 (一九三〇—一九三二年の平均輸入量を以て一年の輸入量とす) を實施することとなり、本邦よりの眞田は漢堡及「ドレスデン」の二稅關を通さねばならぬこととなつた。

- 七、爲替管理に依る輸入制限

獨逸に於ては外國品の輸入防遏を主として爲替管理の強化に據り、極端に輸入爲替の取組を制限して居る。即ち一九三一年爲替管理實施以來一九三四年二月迄爲替許可限度は申請額の五〇%であつたが、三月には四五%、五月には二五%、六月には一〇%、八月には五%となり、銀行引受信用狀利用限度は一九三四年四月に至り始めて申請額の七〇%となり、五月には五〇%、六月には二〇%八月には僅か一〇%となつた。

但し右は一般品に對する抑制策で、生活必需品と重要工業原料品とは爲替制限の外に置かれ、其代り品種別に輸入管理局が設置せられて輸入を統制する事になつてゐる。

伊 太 利

一、貨物輸出上特に注意すべき必要書類

1. 領事送状

船舶に依て輸送さるるに貨物には領事送状の添附が必要である。但し査證料は不要。

2. 原産地證明書

用紙は伊太利領事館にて無代支給されるが之に對し請求書を提出せねばならぬ。重量、個數及箱、捆等其他包装の種類を記載するを要する。査證料は本國も屬領地も同一であり、送状面價額三十圓以上の場合は一通に付證明料四圓、三十圓以下の場合には二圓四十錢である。

原産地證明書添附は西比利亞經由の小包には不要、商品見本の小包を船にて發送する場合、及海路に依る商品發送には總て必要である。

3. 検査證明書

罐詰及其他食料品には衛生設備の下に荷造され(罐詰)、不純物を混へず、食用に適する旨を證明した検査證明書の添附が必要である。

二、商品見本發送に關する注意

伊國に於ては他の諸國と異なり關稅の目的物たる商品と内容とする小包は見本郵便としての取扱を許さず、伊國關稅法に據れば右の輸送方法に依つた取引商品は一の密輸入品に準ずるものと見做し罰金として關稅實額

の十倍を課し若し右要求に應じないときは該商品を發送人に返還せずして沒收處分に附することとなつて居る。然るに従來本邦商人中右の輸送方法に依り當國へ向け發荷したるものが多々あり、其の都度稅關との間に紛議を生じ然も其の多くは沒收處分に附せられたとの事である。

三、本邦關係品の輸入制限

伊國政府は一九三四年四月十六日附官報公布を以て油性種子類、銅地金、銅屑、羊毛及珈琲に對し輸入許可制を實施し、五月十四日附官報公布を以て生絲の輸入を禁止し、其後セルロイド及セルロイド製品(櫛及玩具ヲ含ム)、眼鏡、石灰窒素等に對し割當制を施行した。

白 耳 義

一、領事送状及原產地證明書の要否

兩者共其の必要はないが原產地證明書に關しては一九三三年八月十九日附勅令を以て外國爲替制限を爲さざる國の原産品左記數種に對し原產地證明書を必要とする旨が公布せられた。

「動物、新鮮なる肉、冷凍肉、生革、羊毛、穀物、マルト、コ、ア、コーヒ、茶、鑛石、絹編製品、ペーパーパルプ、及或種木材、食卓用硝子製品、エンジン、ポンプ、モーター、機械工具、紡織機械及或種刺繡機械、タイプライター、計算器及金錢登録器、機械及部分品、電氣機械及部分品、電話及電信器機（ラヂオセットを含む）」。

二、商品及包装上に於ける原產地標記及量目單位の表示に關しては特別の規定はないが只罐詰食料品は總て佛語で認めた「レットル」を附するを要し、之に製品の性質、製造家名、白耳義の取次商店等を記載するを要する。

三、商品見本發送に關する注意

本邦より歐洲向商品見本にして商品價值なしと認るめらるものは西比利亞經由商品見本便によるを最も便利とするを以て、本邦輸出業者は當地方向の見本類を常に此方法により發送しつゝある現狀であるが、近時往々有價品在中の包に Sample No Value と特記して發送するものがある由である。右は明白なる不法行爲であり、到着地の郵便局で之を發見すると抑留の上宛名人に對し該商品關係書類（定價表送状等）持參の上到着の日より一週間に郵便局内税關出張所へ出頭すべき旨の通知が發せられ、本邦よりの送附見本の多くは從價稅用品で

あるから税關吏立會の上提出書類記載價格を基準として評價せられ、其價格が市價に比して格安なるときは税關吏査定の上市價に定められ（又は證據書類の提出なきとき）適用稅率の參倍に相當する罰金を課したる上これを宛名人に引渡す規定となつて居る。萬一宛名人が此査定を不當とし引取を拒む時は、税關は密輸入品と見做しこれを沒收の上査定稅額の十倍に相當する罰金を課せらるる規定である。

四、馬鈴薯、茄子及「トマト」輸入規則

一九三二年四月十八日附勅令を以て左の通り規定せられた。

1. 佛國原産又は積出に係る馬鈴薯、茄子及「トマト」の輸入を禁止す。但し再輸入の場合は常に白耳義植物検査所の検査を受けるものとす。
2. 佛國以外の地方より積出のものは（同地方より再輸入のものは前項と同じく白耳義植物検査所の検査を受けるものとす）積出國の公立植物検査所より發給せられたる證明書を税關に提出するに非ざれば輸入を許可せず。而して同證明書には原産國を明記し又輸入品は *Doryphora* (*Leptinotarsa*), *Decemlineata* 及び *Synchytrium endobi olicum* 蟲害病の流行地より何れも二十軒以内の耕地に於て收穫せられたるものに非ざること又は同地域内より發送せられざるものなることを記載するを要す。

五、本邦關係品の輸入制限

白耳義政府は人絹絲、人絹及絹紡並天絹織物、絹莫大小製品、護謨靴、男子用及婦人用衣類、陶磁器、カラ1及袖口、小蝦罐詰、飼料用油粕等の輸入量を一定限度に制限し、其輸入には主務省の許可を要する事に規定して居る。

和 蘭

- 一、領事送状は不要。
- 二、原産地証明書

原産地証明書は初め「バター」に對してのみ必要であつたが現在は輸入制限令の適用を受くる品目、即ち牛肉類、編みたる上衣及下着、靴類、毛織物及羊毛織物、編まざる上衣、陶磁器、自轉車用タイヤ、靴製作材料、絨氈類、縫絲類、卓子布及布巾類、電球、加工綿布、ワイシャツ及ハンカチーフ、飼料、硝子製品等は悉く原産地證明書の添附を要することゝなつて居る。

- 三、重量の表示

一九三二年十一月一日附ヘーグ官報に依れば一九三三年一月一日以降一千疋以上の海上輸送貨物は其重量を明瞭に表記せねばならぬこととなつた。

- 四、通關上必要な書式

通關上必要な書類は送状、輸入申告書及び統計用に供する數量價格明細表の三種であるが前記輸入制限の適用を受くる商品に關しては別に輸入許可證を要する。
輸入許可證下付申請書書式は各商品に付多少の相違があり、左に一例として靴類に關する許可證下付申請書書式を掲ぐることにする。

- (一)輸入許可申請者名(團體ならざる時は個人の姓名)

- (二)住 所

- (三)商業上の名稱

- (四)商業上の住所

- (五)商業登録名簿に登録せる時日及場所

- (六)商業登録名簿登録番號

- (七)商業登録名簿に登録せられたる申請者の營業の種類

- (八)一九二八年中に輸入せる靴類の種類及數量(一對を以て單位とす)及び原産地

イ、靴、長靴、「スリッパ」の全部又は大部分皮革製のもの、

ロ、同上全部又は大部分皮革又は「ゴム」製ならざるもの

ハ、同上全部又は大部分「ゴム」製のもの

- (九)一九二九年に於ける同上統計

- (十)一九三〇年に於ける同上統計

- (十一)許可を申請する輸入靴類の種類、數量、原産地

- (十二)許可要求の期限

右は眞實に従ひ……月……日に於て記載署名せられたるものなり。

下記は許可申請書記載事項檢證の爲大臣の委託を受けたる者に對し常に書類を提示するの用意あることを宣言す。

時日

場所

申請者署名

瑞 西

一、瑞西國向商品の積出に當つては領事送状も、原產地證明も又價額證明も一切不要である。無論商品の輸入には輸入者は申告書を作成し之に商品の種類、原產地國、純量及總量、荷物の「マーク」及個數内容を瑞西法にて表すことは必要であるが、特別の證明書を要する如きは或る特殊商品の場合に限られて居る。商品價額は積出港に於ける買入價額に瑞西輸入地迄の輸送費用を加へたものである。從て總ての詳細は買手に送る商業送状に詳記せねばならぬ。

二、特別の證明を要する商品

特別例外の場合を除き左記商品に付ては輸入許可書、原產地證明書、其の他瑞西國官憲の要求する證明書を積船書類に添附せねばならぬ。

- (1) 家畜、生肉、肉製品、蜜蜂、鳥類等には原産國當該官憲發給の健全證明書を要し、尙其の輸入者は「ベルン」に於ける聯邦獸醫局より輸入許可書を得ねばならぬ。冷凍肉に付ては聯邦當局の特別許可を必要とし輸入地に於て冷蔵設備ある場合でなければ許可しない。
- (2) 植物の輸入は一八八一年十一月三日附葡萄蟲條約 (La Convention Phylloxérique du 3 Novembre 1881) の規定の適用を受け時に禁止せらるることもある。
- (3) 毛皮用獸類の輸入には原産國當該官憲發給の證明書を必要とし、之に其の積出前四十日間に同種獸種屬には何等傳染病の流行を見なかつた地方より積出したものであることを記載するを要する。此の種毛皮用獸類

は國境にて強制的に検査を受くるを要する外、其の都度輸入許可を受けなければならぬ。

(4) 右の外葉煙草の輸入には特別の申告書の添附を要する。

三、輸入禁止品

麻醉劑、黃磷、燐製マツチ、火藥及類似品、アブサン酒及其の代用品、人造葡萄酒、人造林檎、瑞西國法規に依りて保護せらるる鳥類、傳書鳩、硝子製計量器、ウクチン及血清(上記の品目中には個人の手に依る輸入は禁止するも當國政府自身に於て輸入を爲し得るものあり)

四、輸入に關し特別の規定の適用を受くるもの

- (1) (イ) 牛羊山羊豚等の肉類製品は其の容器に其の内容、製造年月日、製造又は販賣者の「マーク」を明瞭なる字體にて記入すること。
- (ロ) 鳥獸類魚介類甲殼類及食用蛙等の肉類の罐詰又は罎詰は其の容器に内容、製造又は販賣者名等を明瞭なる字體にて記入すること。

(輸入肉類並其の製品の國境に於ける取締に關する一九〇九年一月二十九日附閣令第二十四條及第二十七條)

(2) 人造「チーズ」、マルガリン、食用脂肪、雞卵代用品、人造蜂蜜には其の製造原料を明示するを要する。

(食料品其の他日用品取締に關する一九二三年二月二十三日附閣令第九條)

五、瑞西國の稅率表

單稅主義を執る。

總て總掛重量に對して課稅せらるるも動物、蜂の巢、自轉車及時計並時計例等は例外であつて個數に對して又

樽入の「アルコール」飲料等は「リートル」により課税される。

商品の總重量とは同國關稅法に依れば商品自體の重量に包紙及外部の容器の重量を加へたものである。

荷造方法が明に脱稅的に企てられ又は荷造が商品よりも高率を課せらるる場合は其の包装は別個に評價せらるる商品が無包装と申告せられて居る場合は稅率表に風袋重量として記載せられて居る一定の「パーセント」を純量に加算する。

有稅品と雖も百瓦以下は無稅輸入を許される。但煙草は例外にて五十瓦を限度とする。

六、旅商見本

販賣し得る旅商見本は許可を受け又は單に登錄する丈にて輸入稅又は販賣稅を支拂はず輸入出来る。但其の國が瑞西に相互待遇を與へ居る場合に限る。

右の旅商見本輸入許可有効期間は六箇月乃至一年である。商業的價値なき見本は飲料及煙草を除き他は無稅にて輸入することを得る。而て無價値とは宣傳又は分析の爲に輸入せらるるもので、商品の性質上又は分量の少量なる爲何等價値なきものを云ふ。見本又は標本以外に用ひらるる見本及標本にして稅關檢査の際商業上の價値なきものと認められた場合には許可を附したる特別輸入申告が必要である。複寫せる書畫の見本竝に國內取引に用ふる爲に外國より註文した見本商品は無稅輸入を許さない。型錄及同種の印刷物は五百瓦迄は無稅である。

七、本邦關係品の輸入制限

絹織物、電球、麻織物、絹毛交織物其他多數品目に對して一ヶ年の輸入量を限定し、其輸入には國民經濟省の許可を要する事になつて居る。

リヌニア

一、領事送狀及原產地證明書の要否

(イ)領事送狀は不要。

(ロ)原產地證明書の必要がある。證明書の記載事項は商品名、數量、荷造の種類、出荷人及荷受人の氏名住所並びに商品が日本産なることの證言等である。

右原產地證明書がなければ普通稅率の約二倍の最高稅率を課せられることとなる。

二、其の他の注意事項

船荷證券も領事の査證を受くるを要し、諸書類は佛語、獨語、リヌニア語又は英語を以て作成せねばならぬ。

三、本邦關係品の輸入制限

電球、綿織物、絹及人絹絲等多數品目に對し輸入許可制を實施し外國貿易委員會之を管理してゐる。

波 蘭

一、領事送狀及原產地證明書の要否

(イ) 領事送狀は不要。

(ロ) 原產地證明書の必要がある。「フォーム」は東京商工會議所より無料にて得られる。但し右會議所の證明料金は一圓で、會議所に於て證明したものを更に波蘭領事館に於て査證を受けなければならぬ。査證料は協定税率の適用を受くる品目にあつては送狀面價額の一割、其他の商品にあつては一件五十錢である。證明書翻譯料(英語を波蘭語に)は一圓で輸出業者の負擔である。

記載事項は品名、重量(風袋、正味)價額、「パッケージ」番號、各「パッケージ」の「マーク」及中味、日本製なる事、出荷人の氏名住所等で貨幣は磅又は「ツロチー」、重量は砵、長さは碼で示さねばならぬ。

二、本邦關係品の輸入禁止

波蘭政府は毎年多數品目の輸入禁止を發表して居るのであるが、本邦は協定の結果硬化油、果物、罐詰、護謨製履物、傘、蟹罐詰、鮭罐詰、絹布及絹製品、綿布、釦、硝子製首飾等に對し一定量の輸入を確保して居る。

瑞 典

一、領事送狀及原產地證明書の要否

兩者共其必要はない。

二、植物類を同國に輸出する場合には植物検査所の査證を受くるを要する。

三、一九三四年七月一日以降向ふ三ヶ年間左記の輸入磁器に對し附加税を賦課する事となつた。

(イ) 磁器(白色又は一色の家庭用品) 基本税百砵に付三十クローネ、附加税百砵に付十五クローネ

(ロ) 磁器(數着色の家庭用品) 基本税百砵に付六十クローネ、附加税百砵に付十五クローネ

諾 威

- 一、領事送狀及原產地證明書の要否
兩者共其必要はない。
- 二、商品上の原產地標記は英、伊、獨語の内一を選ぶこと。
- 三、送狀記載度量衡は「メートル」法又は英國度量衡使用、貨幣は英貨。
- 四、輸入業者が海外より商品を輸入せんとする場合は、註文を發する前に其明細を取引銀行を通じて爲替管理委員會に申請し其審査承認を受けねばならぬ。
- 五、一九三四年三月十二日より護謨靴及陶器（磁器は尙自由）の輸入に對し許可制度を實施した。即ち無制限に輸入が出来なくなつた譯である。

葡 萄 牙

- 一、領事送狀及原產地證明書の要否
(イ)領事送狀の必要がある。但し商業價值なき見本及五五〇エスキュードス（又は約六十圓五十錢）を超えざる小包は重量の如何に不拘、添附の必要はない。
領事送狀は三通作成し葡、英、西、佛、伊語の内一國語を以て認め、出荷人の署名後積出地駐在葡萄牙領事の査證を受けるを要する。記載價額は積出國の貨幣を以て示して差支へない。
査證料は二五エスキュードス（約二圓七十五錢）。
- (ロ)原產地證明書は葡國へ直送するものに限り不要である。然らざるものは葡萄牙領事の査證を得た原產地證明書を添附するを要する。

二、商 品 見 本

商業價值なき見本の發送は必ず葡語を以て *Anostras sem Valor* と記入するを要する。

三、外國品輸入管理

葡國政府は一九三二年二月二十六日附大統領令を以て外國品の輸入に對し割當制を採用し得るの權限を附與せられて居たが今迄之を實行するに至らなかつた。然るに昨年來數種品目の輸出統制を實施すると共に或種外國輸入品に就ても管理統制を爲す事となり、目下小麥、米、鱈に對し輸入許可制を行つて居る。

ラトヴィア

一、領事送状及原産地證明書の要否

(イ)領事送状は不要。

(ロ)原産地證明書は必要である。即ち條約に依り本邦品は最低稅率を適用せらるゝことになつて居るからである。

右原産地證明中には當該輸入品價額の五%以上が其の國の勞銀及原料たることの證明文言が記載されなければならぬ。嘗て「ラトヴィア」輸入商が大阪市より貝卸を輸入し大阪商工會議所の原産地證明を提示した處「ラトヴィア」稅關は右證明に前記證明文書無しとの理由から最低稅率の適用を拒絶した例がある。

原産地證明書は一通で足り何國語を以て記するも隨意である。商工會議所の査證で宜い。

二、原産地標記に關する規定はない。

三、送状の「コッビー」に關する規定。

一九三三年一月一日より左の通り實施せられた。

「送状コッビー」は送状原本に基づき且つ次の事項を記載したるものなることを要す。

1. 發行の場所及日附
2. 發行商社名
3. 名宛人の氏名及住所

4. 貨物の明細書

5. 貨物の數量(純量を含む、但し「ピース」、「ボリューム」、又は其他の計數單位に於て賣られたるものは純量類似のものにて記す)

6. 貨物の價額(運賃、保險其他の諸掛を含む)

7. 原産國名

四、輸入制限

ラトヴィア政府は爲替管理に依つて輸入を調節する一方、多數品目に對し所謂品種別割當制を施行して居たが、一九三四年八月三日以降輸入業者の資格を限定し、大藏省の許可を得たもののみ之に従事する權利を有する事とした。

蘇 聯 邦

蘇聯邦への輸入は凡て外國貿易法規に準據して行はれる。即ち外國市場に於ける商取引は個人は勿論國營諸機關と雖も、自由に之を行ふことを得ない。當該國駐在蘇聯邦通商代表部、若くはそれが監督の下に行はるるのである。

従つて外國市場に於て購入せらるる商品は、上記通商代表部の發給する輸入許可證無くしては一物たりとも國內に輸入することが出來ず而して該輸入許可證は商品註文、買附に際し前以て外國貿易人民委員會より發給する「許可證」と交換せらるるのであつて、此場合當該國駐在領事館とは何等關係がない。次に斯くして通商代表部の發給した輸入許可證には、商品買入先の商社に於て認めた英文又は露文の勘定書並に目方表の抄本を添附すべきもので、目方表には總量及純量を疋を以て、値段は日本貨圓を以て表示するを要し、勘定書目方表共各十二通宛作成せねばならぬ。之等は夫々關係稅關、外國貿易人民委員會並に購入註文先に配布せらるるのである。尙書式は一般商社に於て使用するもので宜敷特別の形式はない。前記の事情で輸入商品に對する註文は、凡て本國より通商代表部に發送され、代表部は經濟情況に應じ適宜之を市場に配布するのである。

支拂は通商代表部に於て決済し註文商品發送に際し遲滯なく前記輸入許可證を發給する。

外國貨物の「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦領土經由通過輸送に關する千九百三十二年十一月十七日附「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦外國貿易人民委員部命令第七八四號

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦（以下單に「ソヴィエト」聯邦と稱す）領土經由外國貨物の通過輸送手續を命令すること左の如し。本手續は特別規定にて調整せらるる小包郵便物の「ソヴィエト」聯邦領土經由通過輸送には適用せられざるものとす。

第一節 通過輸送の爲開かれたる道路に依る通過輸送

「ソヴィエト」聯邦と條約關係（平常なる外交關係）にある國より來り且其の國の生産に係る外國貨物の「ソヴィエト」聯邦經由通過輸送は左の根據に依るものとす。

(一)「ソヴィエト」聯邦と條約關係にある國（埃太利、英吉利、「アフガニスタン」、「ヘッヂヤス」、獨逸、希臘、丁抹、「イエメン」、「アイスランド」、伊太利、「ラトヴィヤ」、「リトヴィア」、諾威、波斯、波蘭、土耳其、「ウ」ルグワイ、「フィンランド」、佛蘭西、瑞典、「エストニア」及日本）及支那より來る之等諸國產の貨物は左に掲ぐる根據に基き通過輸送の爲往復の方向にて開かれたる左の道路に依り數量の制限なく「ソヴィエト」聯邦領土經由通過輸送を許容せらるるものとす。

(イ) 許可證なく原產地證明のみに依る場合

(イ)「ソヴィエト」聯邦北、西陸海國境地點たる「アルハンゲリスク」、「ムールマンスク」、「オーストロフ」、「キンギセツプ」、「セベジユ」及「ビギゾヴ」より黑海諸港たる「オデッサ」、「ニコラエフ」及「セヴァストポリ」へ（往復とも）

(ロ)「ソヴィエト」聯邦北、西陸海國境の前記地點より浦潮斯德、尼港及滿洲里驛へ（往復とも）

(ハ)「ソヴィエト」聯邦東部國境たる浦潮斯德港より「ボグラニチナヤ」驛へ

(ニ)滿洲より黑龍江及松花江に沿ひ（松花江見張所經由「ハバロフスク」又は尼港へ（往復とも）

(ホ)支那との「ソヴィエト」聯邦國境の東部地帯に沿ふ道路附近にある税關經由浦潮斯德及其の南方に在る税關へ(往復とも)

註、「ボヅラニチナヤ」驛、浦潮斯德間の「ソヴィエト」聯邦經由通過輸送せらるる貨物及松花江、黒龍江に依り滿洲より輸送せらるるか又は支那との「ソヴィエト」聯邦國境の東部地帯に沿ふ道路附近にある關稅機關を經由し滿洲より浦潮斯德及「ボシエト」へ輸送せらるる穀類貨物(大豆、小麥、高粱、「チユミズ」及黍類)に對しては原產地證明を要せざるものとす。

(ロ)貨物原産國に在る「ソヴィエト」聯邦通商代表部發給に係る通過許可證に依る場合

(イ)「ソヴィエト」聯邦西部陸海國境地點たる「ベロオストロフ」「レーニングラド」「ネゴレローエ」「シベトフカ」及「ウオロチスク」より黒海諸港たる「オデツサ」「ニコラエフ」及「セヴァストポリ」へ(往復とも)

(ロ)「ソヴィエト」聯邦西部陸海國境の前記地點より浦潮斯德、「ニコラエフスク」及滿洲里驛へ(往復とも)

(ハ)通過輸送が原產地證明に基き行はるる場合及許可證に基き行はるる場合とも存外「ソヴィエト」聯邦通商代表部及「ソヴィエト」聯邦商業代表部に對し一回限り原產地證明又は貨物の個々の組に對する許可證の代りに一ケ年以内の期限を以て一定種類の貨物の「ソヴィエト」聯邦經由多回通過輸送に對する總括的許可證を發給する權利を附與せらる。

註、斯る總括的許可證の寫は「ソヴィエト」聯邦の通商代表部及商業代表部に依り「ソヴィエト」聯邦當該國境地の税關に送附せらるるものとす。而して後者は積荷證書記載事項に依り該許可を受けたる法人又は自然人が該貨物の發送人なるときは總括的許可證記載の貨物を故障なく「ソヴィエト」聯邦經由通過輸送にて通關せしむ

る義務を負ふものとす。

(2)左の貨物は第一節に掲げたる手續にて「ソヴィエト」聯邦領土經由通過輸送を許容せられざるものとす。

(イ)「ソヴィエト」聯邦輸入税率に依り「ソヴィエト」聯邦への輸入を通過輸送の爲に開かれたる一切の道路に依り何れの方角へも許可せられざる一切の商品

註、「ソヴィエト」聯邦への輸入禁止品左の如し。

(一)兵器、其の彈丸及戰鬥用品、(二)各種白兵其の刀身及鞘、(三)軍用火器、(四)彈丸、彈藥其の他の兵器用品
(五)阿片、「ハシシ」並に阿片及「ハシシ」飲用「パイプ」及其の他の用品、(六)無効有價證券、外國富籤券
並に個人、會社及都市の富籤債券(七)猥褻出版物、(八)「ソヴィエト」聯邦の爲政治經濟的に有害なる印刷物、鉛版、寫真原板、寫真、活動「フィルム」、手寫、圖面、繪畫及其の他の物品、(九)生きたる鳩

(ロ)「ソヴィエト」聯邦北及西部陸海國境より黒海諸港(「オデツサ」「ニコラエフ」「セヴァストポリ」への砂糖、綿製品、「アルコール」及護謨製品

(ハ)「ソヴィエト」聯邦北及西部陸海國境より浦潮斯德及「ニコラエフスク」へ(及其の反對方面へ)の酒精

(ニ)「ソヴィエト」聯邦北、西陸海國境より滿洲里驛への綿織物、農業用機械及重油製品及其の反對の方角即滿洲より「ソヴィエト」聯邦北及西部陸海國境への毛皮(本道路により通過輸送を許容せらるる山羊皮羊皮を除く)

註、前掲(2)の(ニ)に掲げたる貨物は積荷輸送に於てのみ「ソヴィエト」聯邦を經由し滿洲への通過輸送を許容せられざるも該貨物が手荷物として來る場合に於ては之が前記方向への通過輸送を許容せらるるものとす。

(ホ)浦潮斯德又は「ニコラエフスク」より「ソヴィエト」聯邦經由滿洲への重油製品は通過輸送を許容せられざ

るものとす。

第二節 「ソヴィエト」聯邦と平常なる外交關係にあり且通商條約を有する國より來り及其の

生産に係る貨物の同國への「ソヴィエト」聯邦經由の通過輸送

(1)「ソヴィエト」聯邦と平常なる外交關係にあり且「ソヴィエト」聯邦と通商條約を有する國（英吉利、獨逸、希臘、「アイスランド」、伊太利、「ラトヴィア」、諸威、波斯、土耳其、「イエメン」、「トリワ」、瑞典及「エストニア」より來り及其の國の生産に係る貨物は左の第二項記載の根據に基き往復とも通過輸送の爲開かれ及第一節第一項に掲げられたる特定の地點に依るのみならず「ソヴィエト」聯邦の一切の他の鐵道、海路及航空路に依りても（但し荷馬車路及河川路を除く）前記國への「ソヴィエト」聯邦經由通過輸送（積荷輸送及手荷物輸送とも）を許さるるものとす。

(2)第一項に基く「ソヴィエト」聯邦經由通過輸送は許可證なく原產地證明のみに依り行はるるものとす

(3)左の貨物は第二節第二項記載の特惠手續に依る「ソヴィエト」聯邦經由通過輸送を許容せられざるものとす
イ、「ソヴィエト」聯邦輸入税率に依る「ソヴィエト」聯邦經由通過輸送を禁止せられたる貨物（本命令第一節

第二項（イ）の註参照）

ロ、左の品目に掲げられたる貨物

（イ）織物及絲類（「ソヴィエト」聯邦經由通過輸送を許容せらるる毛織物、絹織物、羅紗、頸卷、毛布、天鵞絨、絹綿、天鵞絨を除く）（ロ）砂糖、（ハ）一切の珪土製品（室内裝飾用陶磁器製品を除く）、（ニ）一切の護謨製品、

（ホ）燐寸、（ヘ）各種石鹼及「オデコロン」、（ト）金屬製の扉及窓用品、内部錠及南京錠、鍮鐵、錫力、瑛瑯、掛け亞鉛被せ、及鍮鐵製の食器、亞鉛被せ及鐵の針金、各種釘、レール及螺旋類、梁及枕木、大工鍛冶錠

ハ、「ソヴィエト」聯邦の締結せる國際條約及協定に依り「ソヴィエト」聯邦經由通過輸送を禁止せられたる貨物。

第三節 「ソヴィエト」聯邦經由通過輸送にて來る貨物に對する原產地證明發給手續

(1)第一節及第二節記載の原產地證明は左に依り發給せらるるものとす。

(イ)貨物原産國に在る「ソヴィエト」聯邦通商代表部又は「ソヴィエト」聯邦商業代表部に依るか、

(ロ)外國の「ソヴィエト」聯邦通商代表部又は「ソヴィエト」聯邦商業代表部なき地方に於ける「ソヴィエト」聯邦領事館に依るか、

(ハ)本件に關し合法的に利權を與へられたる貨物原産國の機關（省及其の地方官廳、稅關又は商業會議所等）に依り、

何れかの國に於ける現行の手續に依り原產地證明が權限ある地方官憲及地方公共機關に依り發給せらるる場合に於ては右證明は之に對し「ソヴィエト」聯邦領土に於ける法的效力を附する爲必ず「ソヴィエト」聯邦通商代表部又は其の支部の裏書を要するものとす。外國の「ソヴィエト」聯邦通商代表部若は其の支部又は「ソヴィエト」聯邦商業代表部なき地方に於て原産國の權限ある地方官憲又は公共團體に依り發給せらるる

證明は效力を附する爲發送人に於て之を「ソヴィエト」聯邦當該領事館に提出するものとす。

(2) 第一節及第二節に掲げられたる貨物原產地證明は貨物發送地に於て貨物と共に送附せらるる送荷書類(荷送状又は船荷證券)に添附せられ「ソヴィエト」聯邦へ輸入せらるる貨物と共に國境地の税關に提出せらるるものとす。

第四節 「ソヴィエト」聯邦と外國との間に締結せられたる通商條約及協定に基き實現せらるる外國貨物の「ソヴィエト」聯邦經由通過輸送

一、第三國より波斯へ及波斯より第三國への「ソヴィエト」聯邦經由外國貨物の通過輸送

本命令第二節の規定に反せず「ソヴィエト」聯邦と通商條約を有する國(本命令第二節参照)より來り且其の國の生産に係る貨物の「ソヴィエト」聯邦經由波斯への通過輸送は千九百三十一年十月二十七日附「ソヴィエト」聯邦 波斯間に締結せられたる移民、通商航海條約第十五條に従ひ左の手續に依り實現せらるるものとす。
(1) 左の貨物は原產地證明のみに基き許可證なく「ソヴィエト」聯邦經由波斯への輸入通過輸送を許容するものとす。

(イ)「ソヴィエト」聯邦と通商條約又は協定を有する國の生産に係り且其の國より發送せらるる左の貨物

(一) 波斯に於ける製材所、工場、農村經濟企業の爲必要な機械、器具材料並に道路及各種運輸手段の設備、利用の爲及有益なる公共企業の需要の爲の機械、器具、材料

(二) 各種藥品、外科用醫療器具及人工身體部分品

(三) 紙及印刷物

(四) 蠶 卵

(五) 茶

(六) 照明及暖房用品

(七) 自轉車、自働自轉車、乗用自動車及貨物自動車、其の附屬品及部分品

(ロ) 武器及戰爭用裝備品を除く「ソヴィエト」聯邦と通商條約又は協定を有する國より産出せられ及發送せられ商賣の目的に豫定せられざる波斯政府註文に係る各種物品

(2) 莪艾の實及「サントニン」並に輸入税率に依り「ソヴィエト」聯邦への輸入を禁止せられたる貨物を除き波斯の一切の土地及工業生産品は許可證なく及原產地證明を提出することなく波斯より「ソヴィエト」聯邦を經由し任意の第三國への輸出通過輸送を許容せらるるものとす。

二、土耳其より及土耳其への「ソヴィエト」聯邦經由通過輸送

土耳其より「バツーム」經由亞細亞諸國へ發送せられ並に「バツーム」經由土耳其の西部「ヴィライエト」より同國東部「ヴィライエト」へ及其の反對方向へ發送せらるる土耳其産貨物の「ソヴィエト」聯邦經由通過輸送(「ソヴィエト」聯邦輸入税率に基く「ソヴィエト」聯邦への輸入禁止品を除く)は千九百三十一年三月十六日土耳其と締結せられたる通商航海條約第一七條並同條約最終議定書に基き許可證なく原產地證明のみにて許容せらるるものとす。

「ソヴィエト」聯邦、土耳其の陸境に在る「ソヴィエト」聯邦税關經由土耳其の一の東部「ヴィライエト」より他の東部「ヴィライエト」及亞細亞諸國への土耳其産貨物の通過輸送も亦許可證を要せず原產地證明のみにて之を許容せらるるものとす。

右の外土耳其に對しては「ソヴィエト」聯邦經由土耳其の西部「ヴィライエト」より東部「ヴィライエト」に

來る第三國の貨物が「ソヴィエト」聯邦と通商條約又は協定を有する國（其の國名表は上記本命令第二節參照）の生産に係るものなる場合に於ては許可證なく原產地證明のみにて之が通過輸送の權を與へらるるものとす。前記原產地證明は土耳其國經濟省及其の地方機關並に土耳其商業會議所に依り發給せらるるものとす。但し該證明は在土耳其國「ソヴィエト」聯邦通商代表部又は其の機關にて裏書せられたるものなることを要す。「ソヴィエト」聯邦の該機關なき土耳其の地方に於ては右裏書は在土耳其「ソヴィエト」聯邦領事機關に依り行はるるものとす。

「ソヴィエト」聯邦と通商條約又は協定を有する第三國の貨物の土耳其よりの通過輸送の他の條件及手續に關しては本規定第二節の規則を完全に適用するものとす。

三、「ソヴィエト」聯邦經由「エストニア」産機織物の通過輸送千九百二十九年五月十七日附「ソヴィエト」聯邦「エストニア」國間通商條約（一九二九年「ソヴィエト」聯邦法令集第二部第四二號第二三五條）に依り「エストニア」産機織物は「キンキセツプ」「滿洲里驛及「オーストロフ」「滿洲里驛」の方向にて「ソヴィエト」聯邦經由鐵道に依る通過を輸送許容せらるるものとす。

「エストニア」産機織物の「ソヴィエト」聯邦經由通過輸送を許容する爲には本命令第三節記載の手續に依り作成せられたる原產地證明の「ソヴィエト」聯邦國境地稅關への提出を必要とす。

四、「ソヴィエト」聯邦經由波斯への希臘産蠶卵

希臘産の蠶卵は上記本命令第三節に掲げられたる手續に依り作成せられたる原產地證明に基き「ソヴィエト」聯邦經由波斯への無許可證通過輸送を許容せらるるものとす。

等五節 「ソヴィエト」聯邦經由外國貨物の輸送の許容の一般的許可手續

本命令の前記第一節乃至第四節に豫見せられざる一切の場合に於ける「ソヴィエト」聯邦經由外國貨物の通過輸送は一般的許可手續に依り即ち個々の場合に於て「ソヴィエト」聯邦外國貿易人民委員部より豫め得たる許可に依てのみ許容せらるるものとす。

第六節

本命令の發布に伴ひ左に擧ぐる「ソヴィエト」聯邦舊外國貿易人民委員部命令は效力を失ひたるものとす。

一、通過輸送の爲開かれたる道路に依る「ソヴィエト」聯邦經由貨物の通過輸送に關する千九百二十七年十二月十七日附命令第一八七號

二、千九百二十八年五月三十一日附「ソヴィエト」聯邦舊商業人民委員部命令第一一號

三、千九百二十八年十月二十四日附「ソヴィエト」聯邦勞働國防會議決定の手續に依り「ソヴィエト」聯邦經由波斯への通過輸送を許容せられざる貨物表に關する千九百二十八年十月二十六日附「ソヴィエト」聯邦舊外國貿易人民委員部命令第一七號

四、「ソヴィエト」聯邦と平常なる外交關係にあり且「ソヴィエト」聯邦と通商條約を有する國より及國への「ソヴィエト」聯邦經由外國貨物の通過輸送に關する千九百二十八年十一月二十四日附「ソヴィエト」聯邦舊商業人民委員部命令第一一號

五、「ソヴィエト」聯邦西、北陸海國境より滿洲里驛へ及其の反對方向へ「ソヴィエト」聯邦經由通過輸送にて來る外國貨物の通關手續に關する千九百二十九年二月二十五日—二十七日附「ソヴィエト」聯邦舊商業人民委員部命令第八一號

六、千九百二十九年二月十四日附「ソヴィエト」聯邦舊商業人民委員部命令第一三八號

- 七、「ソヴィエト」聯邦經由通過輸送を爲すべき貨物の原産地に關する一回限及綜合證明の形式變更に關する千九百二十九年五月十三日附「ソヴィエト」聯邦舊商業人民委員部命令第二二六號
- 八、千九百二十七年十二月十四日附「ソヴィエト」聯邦舊商業人民委員部命令第四三九號 第四項及第三國より波斯への輸入通過輸送及波斯より第三國への輸出通過輸送に關する二訓令
- 九、「エストニア」産機織物の「ソヴィエト」聯邦經由輸送許容の延期に關する千九百二十九年十一月十五日附「ソヴィエト」聯邦舊商業人民委員部命令第五七號第四節註の廢止に區する千九百三十年二月一日附「ソヴィエト」聯邦舊商業人民委員部命令第一四號
- 十、「ソヴィエト」聯邦「エストニア」共和國間通商航海條約施行に關する千九百二十九年九月十六日附「ソヴィエト」聯邦舊商業人民委員部命令第七三號 第四節
- 十一、千九百二十七年十二月十四日附「ソヴィエト」聯邦舊商業人民委員部命令第四三九號を以て命令せられたる第三國より「ソヴィエト」聯邦領土經由波斯への輸入通過輸送に關する訓令の増補に關する千九百二十七年十二月三十一日附「ソヴィエト」聯邦舊商業人民委員部命令第四四四號
- 十二、千九百二十七年六月二十七日附「ソヴィエト」聯邦舊商業人民委員部命令第四〇三號 第六節
- 十三、「ソヴィエト」聯邦陸境に在る税關經由土耳其の一の東部「ヴイライエト」より他の東部「ヴイライエト」及亞細亞諸國への土耳其産貨物の通過輸送に關する千九百二十八年五月二十日附「ソヴィエト」聯邦舊商業人民委員部命令第四三號及
- 十四、千九百二十六年六月十五日附勞働國防會議決定第一條の手續に依る通過輸送の爲開かれたる道路に依る「ソヴィエト」聯邦西、北海陸國境地點よりする「ソヴィエト」聯邦經由通過輸送手續に關する千九百二十九

年六月二十九日附「ソヴィエト」聯邦舊商業人民委員部命令第七四四號

外國貿易人民委員代理 エリーワ
行政部長 アキーウイス

ユーゴースラヴィア

一、輸入許可

左の貨物の輸入には特別の許可を要する、(括弧内は許可官廳)

(イ) 專賣品 (專賣局)

「ライター」及部分品、鑛夫用「ランプ」、自動車、點火用電氣器具、精製石油。

(ロ) 公衆衛生に關係ある品 (社會及衛生省又は地方廳)

賣藥、麻醉劑、毒藥、砂糖代用の化學製品、五〇「パーセント」以上の醋酸、死體。

生きたる家畜 (但「ユーゴースラヴィア」國と獸醫條約を有する國から輸入せらるる場合には本國の發給した許可書にて足りる) 繁殖の爲の家畜、動物品生皮、生骨、角及臟物、蠶の幼虫獸醫用注射藥等。

(ニ) 植物保護に關係ある品 (農務省)

植物の寄生虫其の他の害虫の爲の製品、化學的肥料等。

(ホ) 經濟政策に關係ある品

「ラヂオ」器具 (交通省) 裝飾用の金銀 (大藏省)。

二、衛生證明書

家畜 (大家畜は一頭毎に小家畜は總括的に) 生肉等の輸入に際しては衛生證明書を提出する事を要する。馬鈴

薯に付ても同様である。

三、原產地證明書

(イ) 原產地證明書の提出を要する物品は大體左の如くである。

家畜及其他動物及生肉、植物及其の苗木、通商條約に依り協定稅率上の便益を享有する物品。

(ロ) 商工會議所に於て發給せられたる證明書には外交官又は領事官の查證を必要としない。

(ハ) 「スラヴ」語、「ルーミア」語、佛蘭西語、英語、伊太利語、獨逸語にて記載せられた證明書には翻譯を要しないが右以外の國語で記載された證明書に對しては前記の國語の一に依る譯文を提出する事を要する。

右譯文は「ユ」國の外交官領事官裁判所若は警察官廳又は外國の官憲に依て查證せらるる事を要する。

(ニ) 原產地證明書は歐洲諸國に於て發給せられた場合には發給の日から四箇月間歐洲以外の諸國の場合には六箇月間有効とせられる。

四、原產地標記

商品は悉く其表面に原産國名を標記するを要する。

五、爲替管理に依る輸入制限

輸入業者が其買入代金の支拂に要する外國爲替を得る爲には送狀及稅關申告書を中央銀行又は特に指定せられた銀行に提出して其許可を得ねばならない。銀行側では對外收支勘定の均衡維持と外貨所有額とを基礎として裁量決定するのである。

塙 太 利

一、領事送狀及原產地證明書の要否

(イ)領事送狀は不要。

(ロ)原產地證明書は協定税率の適用品目の輸入に際しては必要である。其様式記載事項等に関しては別に規定がない。

二、商品上及包装上に原産地名及量目単位を表示すべき一般的規定はない。必要に應じ臨時發令するのである。

例之一九三三年五月十日附商務省令を以て同年九月一日以降鉛筆及鉛筆充填物に對し原產地標記をなすべき旨が公布された。右に依れば鉛筆及色鉛筆(長さ三糎以上のもの)及鉛筆用の黒鉛及其他充填物(長十三糎以上のもの)に對し、獨語又は原産國語を以て鉛筆及充填物は其一端に、二色鉛筆は其中央に、明瞭に原産國名を標記せねばならない。

三、通關所要書類

荷受人は貨物の通關に際し、出荷人及荷受人の居所姓名、數量、價額、原產地等を明細に記載せる輸入申告書貨物の發送地等を明にせる運送書類等を税關に提出するを要する。

四、爲替管理及輸入禁止

對外支拂に充つる外國爲替の許可は其申請を受けたる對外國支拂取引検査局に於て審査し、原料品、第一次必需品の順にて許可するのである。

又塙國政府は不必要なる輸入を制限防遏し爲替管理と呼應して貨幣制度の安定維持を計ると共に他方外國との通商商議に際して之を懸引の目的に利用せんが爲に多數品目の輸入を禁止して居るのであるが本邦關係品としては綿製品、護謨靴等である。

芬 蘭

一、領事送状及原産地證明書の要否

(イ)領事送状は不要。

(ロ)原産地證明書の必要がある。商工會議所發行のもので宜敷、領事の査證を要しない。但し左の場合には其の要なし。

1 商品が原産國又は原産國と同様の條約上の權利を有する國より輸入せらるゝとき、或は第三國を通ずるも直接船荷證券に依つて輸入せらるるとき

2 商品々質、商標等に依つて原産國を明示されて居るとき

3 商業上價值なき見本發送の場合

4 貨物價額が二百芬蘭麻克を超過しないとき及小包郵便貨物

二、貨物の包装に植物性包装材料を使用する場合は消毒證明書を添附せねばならぬ。

三、賣藥に關する取締規定

消費者が直ちに使用が出来る様包装された輸入藥品は一九三二年四月一日以降其「レットル」に成分及數量、用量を明記し製造者、使途、各個の目方を示さなければならぬ。之等藥品が不當に高價であり又は虚偽の申請ある場合は輸入を禁止される。如何なる藥品を賣藥と看做すかは衛生局にて決定するのである。

丁 抹

一、領事送状及原産地證明書の要否

兩者共不要であるが只植物及土壤の附着せる植物の諸部分或は根等を丁抹向輸出する場合には、丁抹當局の規定様式に従ひ、生産者及び本邦植物検査當局の署名ある原産地證明書が必要である。但し「アスバラガス」、玉葱、旅行者携帯の鉢植は除外される。

二、送状注意事項

丁抹輸入稅率表に依り全部若くは一部從價に基づいて課稅さるる商品の「送状」は二通を必要とする。右送状に記載を要する事項は日附、賣方及び丁抹に駐在せる買方の權威ある代表者にして署名する權限ありと證明し得たる者の署名、丁抹相場に依て賣買されたと否とを問はず、當該商品の正確なる仕様書、支拂條件及び其他の關係事項並びに商品の買付けられたる時日等である。

終局の買方が丁抹でない場合、或は外國會社商店の支店、代理店、或は問屋其他に輸入する場合に價額判明し難き特殊の商品に付ては、輸出の目的を以て丁抹に賣る場合に發送の時に於ける發送國の正確なる市價を記入したる副送状を發送者側より發行する必要がある。

三、諸書類の記載單位

度量衡は「メートル」法、貨幣は英貨磅。

四、見本及廣告用印刷物

有税商品の見本は見本以外に使用不可能と認められた場合に限り無税、同じく型録、價額表、廣告用印刷物は無税であるが引札は僅少の關稅が課せられる。英語を以て印刷した型録、價額表、廣告用印刷物、用法指圖書は關係商品と同一の包に入れることが出来るし、少量の引札は特別の關稅を課せらるることなく又別に内容物の關稅に影響を與ふることなくして包裝に挿入することが出来る。

五、爲替管理に依る輸入制限

貨物の輸入は中央銀行外國爲替局の輸入許可書がある場合に於てのみ行はれる。右許可書交附願は關係銀行を通じ、又は直接中央銀行外國爲替局に提示するのであるが、外國爲替局の許可は食料品、原料品(例へば石炭、油、鹽、棉花、木材等)を第一とするのである。而して右輸入許可書は其後稅關に對し並に外貨購入の場合許可書下附に際し經由した銀行其他に對し證憑書類として使用せられる。

西班牙

一、領事送狀及原產地證明書の要否

(イ)領事送狀は不要。

(ロ)原產地證明書は稅率表掲載の特殊品目に限り必要である。査證料は一通に付西班牙貨六「ペセーラス」、小包郵便物には其要なし。

然るに最近に到り西班牙政府は「コンタンヂヤン」制度の完全なる運用を期する爲に一九三四年三月十三日附大統領命を以て右制度の適用品目は總て左記様式の原產地證明書を必要とする旨を公布した。東洋方面よりの輸入品に對しては一九三四年十月一日より有效である。

原產地證明書規格統一に關する商工省令

(一)貨物にして西國に輸入せらるるに當り、其の輸入條件として要求せらるべき原產地證明書の様式に別添附屬表に従ふべし。

(二)本様式の内容と實質的變化なき場合には、外國貿易に至便の様式を具備するものを以て之に代ふることを得。

(三)本商工省令の規定は、原產地證明書に關し特殊條項を具ふる國際條約の規定と何等抵觸するものにあらず、従つて其の對西條約中に原產地證明書様式を規定しある獨、佛瑞西諸國の官憲は、別添附屬様式若は當該條約規定の様式の何れを採用するも妨げず。

(四)本規定は、一九二九年七月十五日附商工省令に依り、書類提出上規定せられたる左記期間經過するにあらざれば拘束力

を有せず。

即歐羅巴諸國、亞細亞及地中海沿岸の阿弗利加諸國に對しては三ヶ月、亞米利加諸國に對しては四ヶ月、其他の諸國に對しては八ヶ月とす。

右期間經過後に於て國際間に紛争の生じたる際には、本規定第三項規定の場合を除き西國税關は、本省令規定に合致せざるものは之を原産地證明書として認めざるべし。

原産地證明書様式

發行職員（團體又は官廳名）は……（製造者、製作者、商人等）の提出に係る（陸路、海路）にて發送する商品

出 荷 數 量……………

種 類……………

記 號 及 番 號……………

純 量……………

總 量……………

純 量……………

商品の質及種類……………

が本國の原産又は製造に係るものなることを證明す。

前記商品は、（仕向先）（仕入人）宛轉送の爲、（荷受人）宛積送せらるるものなり。

場 所 日 附

發 行 者（印及署名）

稅 番……………
徵 收 稅 金……………

計

（査證官廳）に於て前記署名證明済

場 所 日 附
印 及 署 名

右様式は西班牙語を以て作成し、西班牙領事の査證を受くることを要する。

「コンタンチャン」適用品目以外の商品にして原産地證明書提示の必要あるものの輸入は從來通りの原産地證明書（後記参照）を用ふるも又右新様式を用ふるも隨意である。

二、輸入業者登録令制定

西國政府は又コンタンチャン制の運用を圓滑ならしむる爲、一九三四年三月十六日附大統領令を以て、輸入業者登録令を大要左の通り定め、同月十八日の官報に於て之を公布した。

第一條 本令官報公布の日（三月十八日）より商工省通商關稅局輸入消費部に輸入業者登録所を新設し、西國領土内に於て常業として輸入業に従事する者及團體は西班牙人たると外國人たるとを問はず右登録所に登録するの義務を有す。

第二條 前條に掲ぐる輸入業者は本令官報公布の日（三月十八日）より二ヶ月内に必要書類（商業登記、納税を證明する書類、取引商品の種類、數量、用途、原産國名等）を添附し通商關稅局長宛登録の申請を爲すことを要す。

第三條 右登録申請は商、工、航海會議所或は組合、協會其他公認團體を通じ之を爲すことを得。
右の場合に前條に掲ぐる證明書類の添附を要せず。

第四條 登録者の氏名は毎月官報に之を發表す。

第五條 第二條所定の期間經過後は登録者並に本令の定むる所に據り今後登録を申請する者に限り外國品の輸入を許與す。

第六條 登録者は毎年十一月、十二月中に其の輸入業務繼續意思の有無を書面を以て通商關稅局に申告すべし。

第七條 通商關稅局は前年度登録者の登録更新名簿を毎年一、二、三月中に官報に發表すべし。

第八條 輸入業者が其の組織、商號等の變更を爲したるときは直に之を輸入業者登録所に届出づべし。

第九條 左に掲ぐる商品に付ては本令の規定を適用せず。

a、飛行便、小郵便、普通郵便により輸入せらるる商品、但し常習的に此等方法を用ふる者は登録を要す

b、特別扱輸入品、即ち稅關規則第一一九條(各省宛輸入品にして稅金特別支拂規定によるもの及教育用化學品)第一二〇條及第一二二條(外交官の輸入使用する物品)第一三三條(歸國西班牙人に屬する家財道具類)第一四四條(外國より戻り來る西國詰商品)に定むるもの

c、一度外國に輸出せられたる商品にして毀損し之が爲買手の拒絶又は名宛人不渡りとなり再び西國內に輸入せらるる商品、修理の爲或は見本として一時輸出せられ再び輸入せらるる商品、外國見本市或は展覽會に出品の爲一時輸出せられ再び輸入せらるる商品、西國內見本市或は展覽會に出品の爲輸入せらるる商品

d、工業者が輸入する自己工場用機械類及部分品

e、旅行者が入國の際荷物として輸入する外國品

f、其他賣買用として輸入せられざる個人宛商品

第十條 本令實施に必要な命令は商工省之を發す。

三、原産國標記

西班牙に於ては商品上又は包装上に原産國名の記載を要求して居ないから、之を附すると附せざるとは自由であるが Made in Japan の「マーク」を附した方が好評を博する場合と然らざる場合とあり、例之絹製品、陶磁器線香の如きものは、附した方が有益であり、齒刷牙等は本邦製粗悪品が流入して信用を落した關係があつて日本製なる標記を附しない方が便利である。

四、關稅徵收法

西班牙關稅は金貨建であるから徵收に當つては大藏省の公定する金紙換算相場に依るのである。大抵毎月三回相場を公定する。

五、輸入制限及禁止

西班牙に於ては爲替管理及輸入割當制乃至輸入禁止に依つて外國品の輸入を調節して居る。

爲替管理に於ては輸入業者は輸入に先だち輸入登録局に於て所定の登録を了して證明書を得る事を要し、然る後稅關に於て之に法律上の確定力を付與せられたる上外國爲替供給局に提出して外國爲替買入の許可を申請するのである。但し外國爲替供給局は登録證明書の提出ある時は、輸入の行はるゝ以前に之に對して外國爲替の取得を許可する事もあるが、此場合には輸入業者は稅關に於て法律上の確定力を付與せられたる書類を三ヶ月以内に提出する義務を負ふのである。輸入割當制に於ては従前は數種品目を限定して其品目に對してのみ實施して居たが一九三三年十二月廿六日附大統領令布告に依り割當制の適用を商工大臣の必要と認むる一切の品目に及ぼす事となつた。但し目下は動植物性油及同原料品、卵、干鱈、木炭に對し適用あるのみで本邦としては餘り影響を蒙つては居ない。

輸入禁止品目は沃度類、硫黃、粉狀及凍卵、凍肉等である。

四、英本國政府の勸奨に依り一九三四年五月七日以降外國綿布及人絹布に對して輸入割當制を施行する事となつた。

然るに今日迄同島に輸入せらるる本邦綿布の多くは日本製品たることの記載はあるが商標に用ひた印字に比し遙かに小字を以て之を表示し若くは多數反物が一緒に包装せられてゐる場合に初めの一二反には原産地標記はあるが他の大部分には之を缺く場合がある由である。之等の場合英國税關吏中には最近規則勵行と共に之を以て往々詐偽と解釋するものもあり、従つて通關の際問題を惹起し中には輸入不許可の取扱を受けたものもある故に今後は綿布は勿論其他の商品にも Made in Japan の標記をする様特に注意を要する次第である。

三、原産地標記
一八九二年商品標記法 (The Merchandise Marks Law of 1892) に依り外國輸入品は其原産地名を商品面に明瞭に表示せねばならぬことになつて居るが、オッタワ協定に依る英本國品に對する特惠税率施行以來右規定は特に嚴重に勵行せらるるに至つた。

二、諸證明書上記載の度量衡及貨幣單位は可及的英貨及英國度量衡を使用するのが宜い。
サイプラスに於て貨物通關の際税關に提出すべき書類は、出荷人の署名及スタンプある送狀及貨物明細書各二通を必要とする。

一、領事送狀及原産地證明書の必要はない。

サイプラス

原 産 地 證 明 書

CERTIFICADO DE ORIGEN

EL CÓNSUL DE ESPAÑA EN KOBE (HIOGO)

Certifico que: _____ comerciantes matriculados en _____ han declarado ante mi, bajo su responsabilidad, que las mercancías á continuacion expresadas son de origen y fabricacion Japonesa, conforme á las facturas fidedignas que me han sido presentadas por el remitente y se destinan á _____ á la consignacion de _____, siendo embarcadas en este puerto en el vapor _____ que se dirige á _____ donde se verificará el trasbordo.

Número y clase de bultos	Márcas	Numeracion	Peso bruto en Kilogramos	Contenido ó clase de las Mercancías

Declarado así bajo nuestra responsabilidad

Kobe, á _____ de _____ de 19 _____

EL CÓNSUL DE ESPAÑA.

土 耳 其

一、土國に於ける本邦品新輸入手續

土國一般輸入制限令殊に一九三三年八月に於ける同制限令改正の結果は本邦品の對土輸出の著しき減退を見るに至つたのであるが、土國政府は一九三四年七月二十六日左の如き内容の宣言を爲し右に基き本邦品の輸入を許可することゝ爲つた。

(一)「トルコ」共和國政府は土國品が日本國へ輸出せられたる後に於て且つ右に對應して別表J表及土國一般輸入制限令に掲載せらるる日本原産品の輸入を許可す。右輸出及輸入は同一の商人に依りて行はるゝことを要す。

(二)イ、日本國への輸出に先んじて行はるべき日本商品の輸入は土國政府の認むる銀行保證狀にして其保證額が輸入せんとする日本國品の船積渡値段(F、O、B、)の四割に當るものを提供することを條件として之を許可す。

ロ、右保證狀は土國へ輸入せられたる日本商品の對價として土國商品が日本國に輸入せられたることを證明せるとき之を提供者に返還すべし。

ハ、前項の方法に依る輸入は合計四十萬土貨磅を越ゆることを得ず。

ニ、但し保證狀の返還に依り常に右四十萬土貨磅に達するまで之を利用することを得。

(別表)

J 表

イ、無制限に輸入せらるる商品

「トルコ」國稅番

三三三 A 魚油、醫藥用

六五 E 封蠟、齒科醫用蠟

七八 A (人造革に限る)

一〇二 羊毛、其他獸毛糸

一〇三 羊毛糸及獸毛糸にして小賣用のもの

一〇五 毛天鷲絨、交織天鷲絨、模造獺虎毛皮、アストラカン、純羊毛或は一部羊毛製毛皮

一三〇 メッシナ

一三二 絹糸

一三三 紗、絹、絹目織布、細糸織布 A B C

二八一 セルロイド、ガラス、パチヤリス其他類似品及其製品

二九九 木製鈕釦、止め金、裝飾品

三〇七 刷毛、筆

三一五 A 帽子、其他用麥藥にして他種材料を加工せざるもの

三二〇 A 木若くは葦製杖、釣竿、傘柄、鞭にして粗製のもの、ペイント塗、ニス塗、ラック塗

三二一 B 1 麥藥、籐、其他列記せざる植物纖維製帽子にして粗製品

三二四 包装用紙

- 三二七 セロファン及ジエローズ引の普通紙並にボール紙
- 三二八 A 普通印刷用紙
- 三三〇 コッペー紙
- 三三五 各種印畫紙
- 三四〇 × 卷煙草用紙
- 三四一 B D 厚紙、(張子、硫化紙、屋根材用、荷造用の酒精、砂、其他を引いた厚紙)
- 三四六 D ボール紙製品
- 三五九 A B 商用簿記帳、帳面類、アルバム、紙挟み、吸取紙、書籍、椅子用カバー、(但學生用ノートを除く)
- 三六六 綿糸、漂白せぬもの(單撚)
- 三六七 同(複撚)
- 三六八 同、漂白したもの(單複共)
- 三六九 同、染めたもの(單複共)
- 三七〇 同「マーセライズ」したもの(單複共)
- 三七一 同、糸卷に巻き小賣用にしたもの
- 三七二 (網製造用綿絲綿紐に限る)
- 三七五 綿製綱、綿製綱具
- 三七六 綿製繃帶
- 三九〇 綿製燈芯
- 四〇三 雨傘、パラソル用綿布

- 四四〇 護謨、取つたままのもの、洗つたもの、護謨層、古護謨
- 四四一 同、溶かしたもの
- 四四二 護謨糸
- 四四三 齒科醫用護謨
- 四四四 板状、带状、棒状、管状護謨
- 四四五 自轉車、自働車、其他乗物用タイヤ、チューブ、ゴム輪
- 四四六 護謨引織物
- 四四八 護謨製猿又、襪衣、胸當、手袋、浴室用頭巾、ヘルニヤ帶、氷袋、乳首、噴霧器、喇叭、ゴムスポンジ、枕、醫科器具其他類似品
- 四五二 被覆用床板、リノリウム、カンブトリカン
- 四五四 製本用蠟引布各種、製圖圖案用蠟引布、其他類似品
- 四八七 陶磁器製食卓用器、化粧用器、室内裝飾用品、花瓶其他。
- 四八八 陶磁器製電氣用具及部分品
- 四八九 磁器、瑛瑯製人造齒
- 四九四 壺、フラスコ、壺、德利其他類似品にして普通品
- 四九五 各種絶縁器
- 五〇〇 A B 鏡、セルロイド、金、銀鍍物、ニッケル、其他類似品製額縁付、木、石膏、板紙、其他普通金屬製額縁付
- 五〇二 各種ランプ火屋
- 五〇三 硝子製ランプ笠

- 五〇四 硝子製ランプ、安全燈
- 五〇五 電 球
- 五〇七 各種時計硝子
- 五〇八 眼鏡用硝子
- 五一〇 A 鈕釦、擬眞珠、義眼、莫入、耳環、腕環、指環、頸飾り、珠數及類似品にして普通材料を加工せるもの及せぬもの
- 五一一 卓上用、化粧用、室内用、書齋用硝子製品
- 五二二 C D 卓上用、化粧用、室内用、書齋用硝子製品にして金銀以外の材料を加工せるもの、色もの及他種材料を一切加工せぬもの
- 五二三 A 鐵板、普通品
- 五二六 被覆鐵線
- 五二九 A X 各種鐵管、鑄鐵製
- 五二九 B C 同鐵製、銅鐵製並鍍金もの
- 五三〇 運搬車用發條、輪胴金其他部分品
- 五三一 大桶、埵塙、杭、穴あき鐵板、鐵道用轉轍機及信號機、建築材料其他船舶鐵道、建築用鐵粗工品
- 五三三 捻釘、螺旋盤、ボールド
- 五三九 各種双物類
- 五四四 傘の板骨及部分品
- 五四五 針 類

- 五五二 A B C 別號に列記せざる諸金物製品
- 五五三 其他別號に列記せざる鐵製細工品
- 五五六 薄片若くは粉狀の銅及青銅
- 五五七 A 銅製導管、接續線及導管の部分品にして普通品若くは色染りもの
- 五五八 A B 銅線にして普通品及光らしたるもの、普通金屬を鍍金したもの、着色もの、酸化せしめたるもの
- 五六二 銅製の釘、捻釘、各種リベット、螺旋盤、螺桿
- 五六七 銅製の鈕釦、環、鉤、指抜き、鍔、パイプ其他類似品
- 五六九 E 2 アルミニウム及其合金物にして室内裝飾用具、贅澤品、其他別號に列記せざるもの
- 五八二 其他ニッケル及其合金製品
- 五九三 懷中時計、腕時計
- 五九五 B C 掛時計、置時計にして其部分が銀、鼈甲、眞珠貝瑪瑙、金銀鍍金製もの及其他材料によるもの。
- 六〇六 各種蓄音器
- 六〇七 各種樂器の部分品、附屬品、代替品
- 六一五 寫眞機及其部分品
- 六一六 活動寫眞機、幻燈及其部分品
- 六一七 寫眞機、活動寫眞機用フィルム薄膜
- 六二四 寒暖計、密度計、濕度計、酒精計
- 六二六 別號に列記せざる醫學用、獸醫學用器械
- 六二七 齒科醫及外科醫用の特別装置せる卓子及附屬品

- 六三二 A B D E 計量器(臺秤を除く)
- 六三二 C X 計量器(臺秤)
- 六五三 A B 蓄電池、電槽にして蓄電器及附屬金屬板濕電槽
- 六六七 自動車 D E F
- 六七九 自轉車
- 七〇二 鑛質染料(紺青を除く) A B C E
- 七〇三 印刷、筆記用インク、繪畫用繪具、(筆記用インクを除く) A C D E F
- 七〇四 工業用鑛質染料
- 七〇六 人造有機染料、瀝精炭油よりとるもの
- 七〇九 ニ ス
- 七六〇 X 各種殺鼠劑、殺虫劑
- 八五八 人 形
- 八五九 其他玩具
- 八六〇 雨傘、日傘

註 X上記三四〇、五二九A、六三二C及七六〇各稅番に屬する商品の輸入に付ては豫め土國關係省の許可を要す。

ロ、輸入量割當商品

- 「トルコ」國稅番
- 三七七 A B C 生地綿布

- 三七八 A B C D 晒綿布
- 三七九 A B 綿紗類
- 三八〇 A B ポビノ、紹刺用布
- 三八一 A B C D 別號に列記せざる綿編物、綿織物
- 三八三 各種天鵝絨
- 以上合計 三、五〇〇、〇〇〇疋
- 一〇六 A B 一五、〇〇〇 其他別號に列記せざる純毛織物一平方米二〇一瓦一六〇〇瓦迄及六〇〇瓦以上のもの
- 一〇七 B 五、〇〇〇 毛織物にして縦糸は全く綿糸のもの一平方米二〇一瓦一六〇〇瓦迄のもの
- 一二五 A 2 一、〇〇〇 帽子其他被物にして男子用(シルクハット型を除く)
- 二一三 B 五〇、〇〇〇 紅茶大包のもの
- 三二八 B 二〇、〇〇〇 印刷用紙、筆記用紙
- 三七三 二五、〇〇〇 カスカーム糸
- 四〇一 二、〇〇〇 綿製帶類、毛布、食卓布、頭巾、張幕、旗類、其類似仕立品
- 四四七 A 一〇、〇〇〇 各種ゴム製履物
- 五四一 A 四、〇〇〇 錠前類

註 前記(イ)及(ロ)に掲ぐる稅番は一九二九年六月八日法律第一四九九號に依り定められたる稅番に依る。

右新輸入規則實施の爲一九三四年八月二日以降本邦對土輸出品には總て大阪商工會議所發給の原產地證明書に在本邦土耳其大使館の査證を得たものを添附せねばならぬ事となつた。領事送狀は従前通り不要である。

二、原產地標記